



第3次志賀町総合計画 2026-2035

SHIKA TOWN

ここにしかない未来を。

～ みんなで創ろう シン・志賀町 ～

はじめに

令和6年能登半島地震の発生から2年余りが経過しました。改めまして、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、復旧・復興事業にご尽力いただいている皆様に深く感謝申し上げます。

本町では、第2次志賀町総合計画に基づき、移住・定住の促進や企業誘致の推進、子育て・教育環境の整備などの各種施策を進めてきました。こうしたまちづくりを進める中で発生した震災により、平穏な日常は一変しました。



震災以降は、全国からのご支援のもと、インフラの応急復旧や応急仮設住宅の整備などを進め、令和6年7月には、復興の道筋を示す「志賀町令和6年能登半島地震復興計画」を策定し、公共インフラの復旧、被災者の住まいと地域コミュニティの再建、生業の再生、被災建物の公費解体を優先課題として、復旧事業に取り組んできました。

こうした中、復旧期から復興期へとフェーズが移行する節目にあたり、アンケートや対話の場を通じてお寄せいただいた町民の皆様の声を反映し、持続的な発展につながる共創のまちづくりの指針として、「第3次志賀町総合計画」を策定いたしました。

本計画では、町の将来像に「ここにしかない未来を」、サブテーマに「みんなで創ろう シン・志賀町」を掲げ、町民一人ひとりが主役となる新しい時代のまちづくりを進めていきます。

今後は、復旧・復興の歩みを次の段階へと進め、人口減少や少子高齢化といった課題も見据え、次代を担う子ども達に魅力と活力ある町を引き継ぐことができるよう、未来志向の創造的復興を推進していきます。これらの施策の推進にあたっては、町民、議会、関係団体と行政が連携し、協働のもとで着実に進めていきます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただいた総合計画等審議会委員の皆様をはじめとする関係各位並びに貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆様に感謝申し上げます。皆様の思いを町政に着実に反映させながら、持続可能な志賀町の実現に向けて取り組んでまいります。

令和8年3月

志賀町長 稲岡 健太郎

目次

第1部 序論

第1章	計画の概要	
1	計画策定の趣旨	… 02
2	計画策定にあたっての基本的な考え方	… 02
3	計画の構成・期間	… 03
第2章	町の概要	
1	位置・地勢	… 04
2	歴史・沿革	… 04
3	人口	… 05
4	自然動態・社会動態	… 05
第3章	令和6年能登半島地震の被災・復旧状況	
1	被災状況	… 06
2	復旧状況	… 07
第4章	時代の流れ	
1	今後10年間における時代の流れ	… 08
第5章	町民の声	
1	町民アンケート調査	… 11
第6章	町の課題	
1	町の課題	… 16

第2部 基本構想

第1章	町の将来像・基本方針	
1	町の将来像	… 20
2	基本方針	… 21
第2章	人口の将来目標	
1	人口・世帯数	… 23
2	年齢階層別人口	… 23
第3章	将来都市構造	
1	将来都市構造の基本方針	… 24
2	土地利用の考え方	… 24
3	交流・連携軸の考え方	… 26
第4章	施策の体系図	
1	施策の体系図	… 28

第3部 基本計画

第1章 基本目標の設定

- 1 基本目標の設定 …… 32
- 2 「みんなで創ろうシン・志賀町」の実現に向けて …… 35

第2章 基本目標

- 1 <震災復興> 復興と新たな価値創造のまち …… 37
- 2 <生活環境> 安全で快適に住み続けられるまち …… 45
- 3 <子育て・教育> 安心して子育てができるまち …… 61
- 4 <医療・福祉> いきいきと健康に暮らせるまち …… 69
- 5 <産業・雇用> 活気と賑わいを創出するまち …… 80
- 6 <観光・交流> 新しい人の流れを生み出すまち …… 89
- 7 <生涯学習> 豊かな心と文化を育むまち …… 98
- 8 <行政運営> 持続可能な行財政運営を推進するまち …… 107

巻末資料

- 1 条例・要綱 …… 114
- 2 総合計画策定にむけた体制 …… 119
- 3 志賀町総合計画等審議会 委員名簿 …… 120
- 4 志賀町総合計画等策定委員会・策定部会 委員名簿 …… 122
- 5 策定の経過 …… 124
- 6 町民アンケート 概要 …… 126
- 7 答申書 …… 127
- 8 用語の解説 …… 128

志賀町の町章



町章デザインの趣旨

志賀町が未来へ向かって飛翔する姿を頭文字の「S」で表現しています。

雄大な日本海と能登半島のスケールの大きさや出会いと交流を青い円で、町を取り巻く豊かな環境を緑のSで、未来に向かう町民の心をオレンジで表現しています。

第1部 序論

- 第1章 計画の概要
- 第2章 町の概要
- 第3章 令和6年能登半島地震の被災・復旧状況
- 第4章 時代の流れ
- 第5章 町民の声
- 第6章 町の課題

第3次志賀町総合計画 2026-2035

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本町では、平成29年3月に「第2次志賀町総合計画」を策定し、町の将来像である「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」の実現に向け、7つのまちづくりの基本方針のもと、各種施策やまちづくり事業を着実に推進してきました。

そうした中、令和6年1月1日に本町で最大震度7を観測する能登半島地震が発生し、町民の生活基盤となる住宅をはじめ、道路、電気や水道などのライフライン、産業基盤に至るまで、甚大な被害を受けました。

このため、本町では、震災からの一日も早い町の復旧・復興を目指すとともに、将来にわたり持続的発展を実現していくため、単なる原状回復に留まらない創造的復興に向け、令和6年7月に「志賀町令和6年能登半島地震復興計画」（以下「復興計画」という。）を策定し、町民と行政が一丸となって復旧・復興事業を推進しているところです。

今回策定する「第3次志賀町総合計画（以下「本計画」という。）」は、この復興計画に掲げる創造的復興の理念と取組を継承しつつ、復旧期から復興期に向けた関連事業の位置づけを明確にするとともに、近年の急速な社会情勢の変化や本町を取り巻く様々な課題にも的確に対応し、今後10年間のまちづくりの方向性と真に必要な施策を体系的に示すものです。

本計画を通じて、震災からの復興を確かな成長へとつなげ、町民が安心して笑顔で暮らし続けることのできる、持続可能な志賀町の未来を創造していきます。

2 計画策定にあたっての基本的な考え方

(1) 復旧・復興の取組の着実な推進

復興計画において示した、「暮らしとコミュニティの再建」「まちの特色を活かした生業、地域産業の再建」「災害に強く住み続けられるまちづくり」「将来につながるまちづくり・ひとづくり」の4つの基本方針を踏まえ、本計画の基本方針を定めるとともに、分野別復興計画を本計画の主要事業として引き継ぎ、復旧・復興の取組の継続的かつ着実な推進につなげます。

(2) 地方創生の流れとの関連性

人口減少の抑制や地域の活性化など、本町の地方創生の具体的な行動計画を示す「志賀町創生総合戦略」及び「志賀町人口ビジョン」は、本計画に合わせて改定を行うことで、計画間の整合性を図るとともに、施策の実効性を高め、地方創生に向けた取組をより効果的に推進していきます。

(3) 持続可能な地域づくりの推進

震災により、本町では当初の推計を上回る人口減が見込まれるなど、地域を取り巻く状況は大きく変化しており、持続可能な地域づくりに向けた取組が求められています。このため、経済、社会、環境の三側面から持続可能な開発を目指すSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を、町政運営、復興及び地方創生に活かす視点として、本計画に取り入れます。

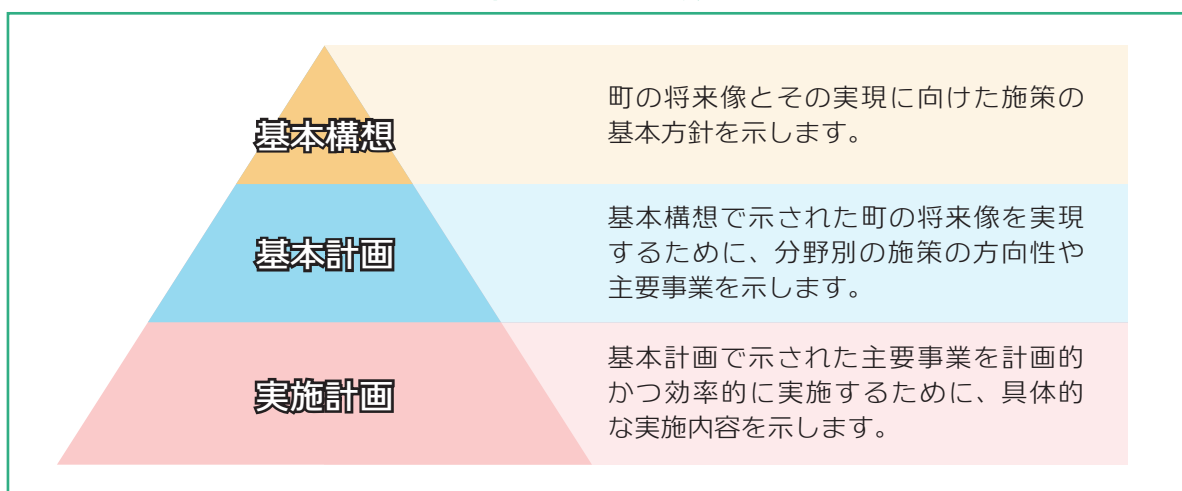
3 計画の構成・期間

(1) 計画の構成

本計画は、今後10年間の長期的展望に立って、町の将来像や基本方針の実現に向け、まちづくりの方向性を示すものであり、本町の最上位計画に位置づけられるものです。

また、計画内容は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成するとともに、計画の実現に向けては、予算と連動した「実施計画」を年度毎に策定し、各施策の進捗状況を確認しながら、必要性や効果の高い施策を重点的に推進していきます。

総合計画の構成



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、急速な社会情勢の変化や町民ニーズに柔軟に対応できるよう、後期5年間に向け、進捗状況を確認するとともに、必要に応じ計画の見直しを行います。

総合計画の計画期間等

R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
志賀町復興計画 (R6~R10)									
	↓ 引き継ぎ			5年目途に見直し					
第3次志賀町総合計画 (R8~R17)									
第3期総合戦略・人口ビジョン(R8~R12)					第4期総合戦略・人口ビジョン(R13~R17)				
第2期国土強靱化地域計画(R8~R12)					第3期国土強靱化地域計画(R13~R17)				

第2章 町の概要

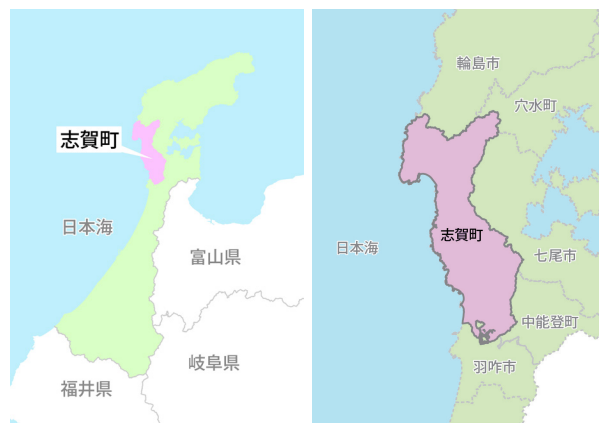
1 位置・地勢

本町は、平成17年9月1日に志賀町と富来町が合併し、現在の町域となり、能登半島中央部の外浦海岸に位置し、東西12.7km、南北31.0kmと南北に長く、面積は247.00平方キロメートルとなっています。

また、豊かな自然に恵まれ、奇岩怪石や白砂青松の海岸線は、能登半島国立公園の一部で「能登金剛」と称され、義経の舟隠しやヤセの断崖とともに能登を代表する景勝地となっています。

平成23年6月には、優れた自然景観や農林水産物、伝統文化や風習などが総合的に評価され、本町を含む能登(4市5町)の里山里海は世界農業遺産に認定されました。

志賀町の位置



2 歴史・沿革

本町の歴史は古く、縄文時代や弥生時代、古墳時代の遺跡が多く存在しています。

奈良・平安時代には、大陸の渤海国(現在のロシア、中国、北朝鮮の国境あたり)との交流がありました。藩政期には、福浦港は北前船の西廻り航路の北陸唯一の寄港地として栄え、日本最古の木造灯台である旧福浦灯台が今も残っています。

かつての福野潟は於古川の運ぶ土砂により美田の広がる福野平野へと姿を変え、海岸部は天然の良港を擁し、高浜地区は若狭の国(福井県)から漁師が移住して栄えました。

文化的遺産としては、室町時代に建立された松尾神社本殿が国指定重要文化財に、平家庭園が県指定文化財となっているほか、富木八朔祭礼などの伝統行事や太鼓が传承されています。

平成27年には本町を含む能登のキリコ祭りが、令和2年6月には北前船の寄港地が、それぞれ日本遺産に認定されています。

町の地域資源



ヤセの断崖



旧福浦灯台



松尾神社



平家庭園



富木八朔祭礼



志賀の太鼓

3 人口

本町の人口は、毎年減少傾向が続いており、平成2年から令和2年までの30年間で約1万人減少し、令和2年では、18,630人となっています。

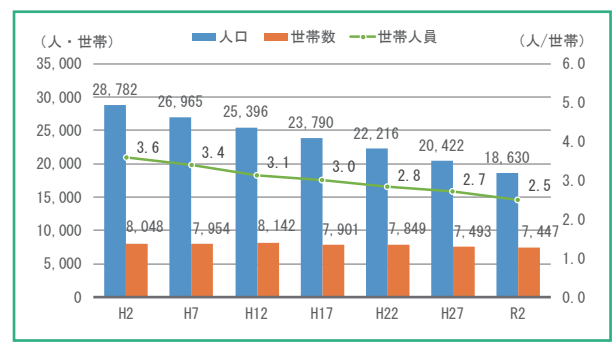
世帯数についても、人口と同様に減少傾向が見られますが、人口に比べて緩やかであり、平成2年から令和2年までの30年間で約600世帯減少し、令和2年には、7,447世帯となっています。

このように、人口・世帯数ともに減少が続いており、減少に歯止めがかかっていない状況です。

また、本町では少子高齢化も進行しており、令和2年の高齢化率は45%に達しています。これは、国の29%、石川県の30%と比較しても高い水準となっています。

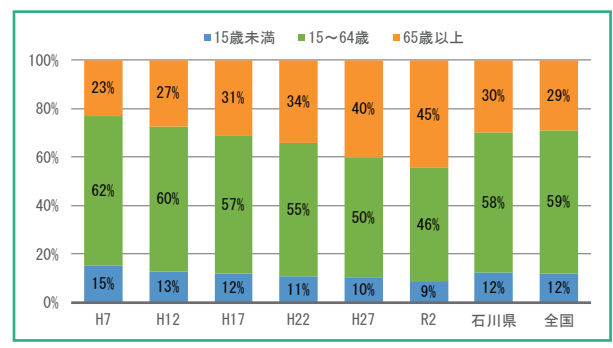
なお、国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の人口は今後も減少を続け、令和22年には11,592人、令和32年には8,740人まで減少すると見込まれています。さらに、令和6年能登半島地震の影響により、これらの推計を下回る可能性も考えられます。

人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

年齢別人口の推移



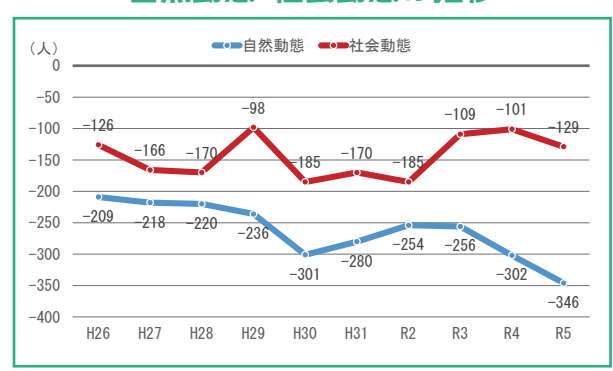
資料：国勢調査

4 自然動態・社会動態

自然動態については、出生数が死亡数を年間300人程度下回っており、自然減の状況が続いています。今後も出生数の大幅な増加は見込めないことから、引き続き自然減が続くものと予測されます。

また、社会動態についても、転入数が転出数を年間100人以上下回っており、社会減の状況が続いています。特に、15歳から24歳の年代では転出数が多く、今後も若年層の転出超過が続くことが見込まれることから、人口減少の大きな要因となっています。

自然動態・社会動態の推移



資料：総務省 住民基本台帳(市区町村別)

令和6年能登半島地震の 第3章 被災・復旧状況

1 被災状況

本町においては、本震(震度7)と度重なる強い余震により、死者を伴う甚大な人的・物的被害が発生しました。また、地盤の緩みや地割れ、上水道の断水、土砂災害などが町内の広範囲にわたって発生しました。

これらの被害により住家を失い、仮設住宅やみなし仮設住宅での暮らしを余儀なくされている町民は、令和8年2月末時点で449世帯に上っており、このほか町外に避難している町民も多く見られる状況です。

さらに、能登中核工業団地をはじめとする町内の企業や事業所においても、施設や設備に大きな被害を受けたほか、地盤の変形等により営農活動を断念する農家も発生するなど、震災が町民の生活や産業活動に及ぼした影響は極めて甚大なものとなっています。

人的被害(人)

区分	規模	備考
死者	28	うち災害関連死 26
重傷	19	
軽傷	97	

(令和8年3月2日時点)

建物被害(棟)

区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	合計
住家	563	437	521	1,533	1,764	2,644	7,462
非住家	1,849	666	851	1,948	1,399	2,899	9,612
小計	2,412	1,103	1,372	3,481	3,163	5,543	17,074

(令和8年2月27日時点)



富来小学校付近の町道の被災状況



総合武道館2階の被災状況

2 復旧状況

本町では、震災により、住家をはじめ、道路や上下水道、公共施設など、町の社会基盤に甚大な被害を受けました。これを受け、国や県、関係機関と連携し、ライフラインや公共インフラの応急復旧を最優先に進めてきました。その結果、主要な道路網や上水道などについては概ね応急復旧を終え、現在は本格的な復旧工事に順次着手しているところです。しかしながら、被害の程度が大きく、工事箇所も多数に上ることから、完全な復旧には長期間を要する見込みです。

町民の生活基盤となる住まいの再建については、仮設住宅の整備や公費解体の進捗とともに、被災者生活再建支援金や住宅応急修理制度、住まいの再建支援金などの各種支援制度の活用により、段階的に復旧が進んできていますが、再建には依然として時間を要する状況にあります。

また、商工業や観光、農林水産業の生業の再建についても、事業者はなりわい再建支援補助金をはじめとする各種支援制度を活用しながら、復興に向けた取組を進めており、多くの事業者が営業を再開するなど、地域経済の再生に向けた動きが広がっています。

このように、震災からの町の復旧・復興は道半ばの状況ではありますが、町民が震災前の日常を取り戻すことができるよう、今後も公共インフラの早期復旧を進めるとともに、町民の住まいの再建や事業者の生業再建を継続的に支援していきます。

併せて、震災の経験と教訓を今後の防災・減災対策やまちづくりに活かし、復旧・復興の進捗状況や課題を総合的に整理し、施策に反映させることで、町民が安心して暮らすことのできる持続可能なまちづくりを進めていきます。



令和7年開催の福浦祭



道の駅とぎ海街道に出店した仮設店舗

第4章 時代の流れ

1 今後10年間における時代の流れ

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

我が国の総人口は、平成20年をピークに減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和12年には約1億2,000万人まで減少し、令和38年には1億人を下回ることが予測されています。また、出生数も急激に減少しており、令和6年の出生数は70万人を下回り、合計特殊出生率も1.15となっています。一方で、総人口に占める65歳以上人口の割合である高齢化率は、令和2年の28.6%から令和52年には38.7%に達することが予測されています。

このような人口減少、少子高齢化の進展に伴い、労働力不足に加え、社会保障費や単身高齢世帯の増加、介護需要の拡大が想定されており、さらなる高齢化を見据えたまちづくりや持続可能な自治体運営が求められています。

(2) 激甚化・頻発化する自然災害と防災意識の高まり

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、全国各地で台風や豪雨による風水害が激甚化・頻発化しています。また、東日本大震災や令和6年能登半島地震などの大規模な地震災害に加え、今後発生が懸念されている南海トラフ地震による甚大な被害も想定されており、自然災害のリスクは全国的に高まっています。

こうした自然災害による被害や影響の深刻化を受け、気候変動への対応をはじめ、原子力災害を含むあらゆる緊急事態に備え、被害を最小限に抑えるための防災・減災対策がこれまで以上に求められています。

また、近年の自然災害の多発を背景に、生命や財産を守る防災意識も高まっていることから、住民や企業などと連携し、地域全体で防災力の向上・強化を図ることが求められています。

(3) SDGs(持続可能な開発目標)への取組

平成27年に開催された国連サミットにおいて、令和12年までの行動計画として、17の目標と169のターゲットからなる持続可能な開発目標、SDGsが採択されました。我が国においても、SDGs推進本部が設置され、実施指針が決定されるとともに、地方創生を一層推進していくうえで、SDGs達成のための取組が求められています。

現代社会における複雑かつ多様化する問題を解決していくためには、持続可能なまちづくりの実現をはじめ、自然環境への配慮、ジェンダー平等、多様性の尊重、格差是正など、地域社会においてもSDGsの視点を積極的に取り入れた取組が重要となっています。また、令和13年以降のポストSDGsを見据え、若い世代が将来に希望を持つことができるよう、持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

(4) GX(グリーン転スフォーメーション)の推進

我が国では、世界における気候変動対策の流れを受け、令和2年に、国全体として温室効果ガスの実質排出量をゼロにすることで脱炭素社会の実現を目指す「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明しました。これを受け、全国の自治体においても脱炭素に向けた取組が進められており、令和32年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言する自治体が増加しています。

こうした動きを踏まえ、低炭素・循環型社会の構築や再生可能エネルギーの導入・活用を通じたGXの推進など、脱炭素社会の実現に向けた取組を引き続き積極的に進めていくことが求められています。

(5) 価値観や生活様式の多様化

近年の情報化社会の進展により、人々の異なる視点や意見などに触れることが容易になり、結果として価値観の多様化が進んでいます。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える「共生社会」の実現と、高度化・多様化する住民ニーズに応じた質の高い行政サービスを展開することが求められています。

また、近年では、社会全体で仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組が進んでおり、雇用形態や勤務形態の多様化も進んでいます。加えて、令和元年からの新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、テレワークや二地域居住など、勤務形態や生活様式も一層多様化しており、このような生活様式の多様化へ対応するために、労働環境の柔軟性や様々な家族構成にも適応できる社会制度の整備が求められています。

(6) 地方創生の推進

我が国では、人口や経済の東京一極集中の傾向が続いており、地方においては、若年層が進学や就職等を契機として、大都市圏へ流出する状況が続いています。その結果、地方では、地域の担い手が減少しているだけでなく、地域経済の縮小や過疎地域の衰退が進行し、地域活力低下を招くとともに、地域間の格差がより顕著になるものと懸念されています。

こうした状況を踏まえ、今後は活力ある地方を創るため、官民が連携して地域の実情に応じた取組を進める中で、さらなる交流人口の拡大と、地域と多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むとともに、地域の魅力や資源を活かした取組を進めることで、将来的な移住・定住にもつながる地方への新しい人の流れをつくっていくことが求められています。

(7) DX(デジタル転スフォーメーション)の推進

近年のICT(情報通信技術)の進展は著しく、交通、医療、教育、防災など、幅広い分野における経済活動や日常生活においてDXが活用されています。これにより、暮らしの利便性や安全・安心の向上に寄与するとともに、住民参加の多様化も促進されています。

今後は、行政手続きや行政サービスのデジタル化を通じた行政運営のさらなる効率化と、住民生活の利便性向上を図るため、まちづくりの分野においても、AI(人工知能)やIoT(モノのインターネット)、ビッグデータなどを活用したDXの推進が求められています。

また、不正アクセスなどのサイバー攻撃に対するセキュリティ対策の強化を図り、誰もが安心してICTを活用することができる環境づくりを進めていくことが求められています。

世界的な潮流「SDGs(持続可能な開発目標)」との関わり

SDGs (Sustainable Development Goals)は、平成27年9月の国連サミットにおいて採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている令和12年を達成期限とした国際目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球及びそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17の目標(ゴール)と169のターゲットで構成されています。

志賀町の総合計画に基づくまちづくりを推進することは、SDGsの達成に向けた取組にもつながると考え、基本計画の各施策分野に関連するSDGsの目標を掲載しています。

SDGs17の目標

- | | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>目標1: 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終
止符を打つ</p> | | <p>目標10: 人や国の不平等をなくそう
国内及び国家間の格差を是正する</p> |
| | <p>目標2: 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄
養状態の改善を達成するとともに、持続可
能な農業を推進する</p> | | <p>目標11: 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱
かつ持続可能にする</p> |
| | <p>目標3: すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生
活を確保し、福祉を推進する</p> | | <p>目標12: つくる責任 つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保
する</p> |
| | <p>目標4: 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公平で質の高い
教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> | | <p>目標13: 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊
急対策を取る</p> |
| | <p>目標5: ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性
と女兒のエンパワメントを図る</p> | | <p>目標14: 海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向け
て保全し、持続的な形で利用する</p> |
| | <p>目標6: 安全な水とトイレを世界中に
すべての人に水と衛生へのアクセスと持
続可能な管理を確保する</p> | | <p>目標15: 緑の豊かさも守ろう
陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利
用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化
への対処、土地劣化の阻止及び逆転、なら
びに生物多様性損失の阻止を図る</p> |
| | <p>目標7: エネルギーをみんなに そしてクリーンに
すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能
かつ近代的なエネルギーへのアクセスを
確保する</p> | | <p>目標16: 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な
社会を推進し、すべての人に司法へのアク
セスを提供するとともに、あらゆるレベル
において効果的で責任ある包摂的な制度
を構築する</p> |
| | <p>目標8: 働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な
経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワー
ク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する</p> | | <p>目標17: パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化
し、グローバル・パートナーシップを活性
化する</p> |
| | <p>目標9: 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可
能な産業化を推進するとともに、技術革新
の拡大を図る</p> | | |

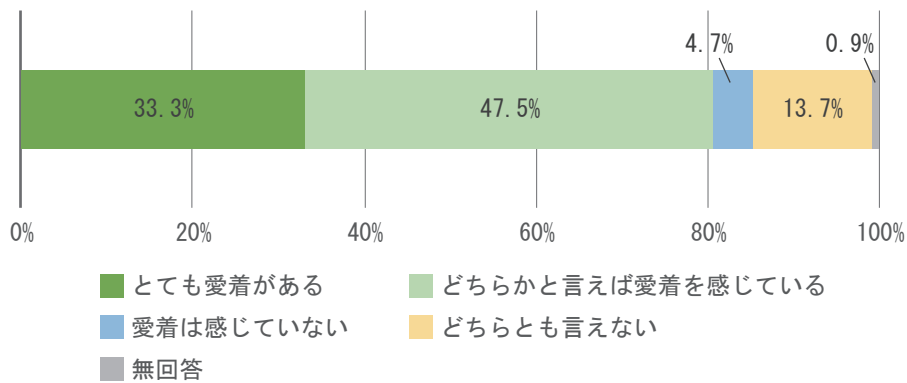
第5章 町民の声

1 町民アンケート調査

第3次志賀町総合計画の策定にあたり、町民の今後10年のまちづくりに対する意向と現総合計画の施策に対する評価を把握するため、令和7年5月に町民アンケートを実施しました。

(1) 町への愛着度

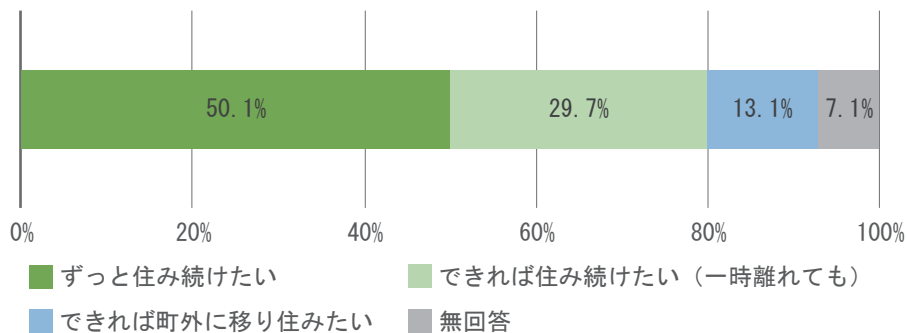
志賀町に愛着を感じていますか。



「とても愛着がある」と回答した方は、約33%でした。回答者の80%以上が愛着を感じていると回答しています。

(2) 町への居留意向

将来も志賀町に住み続けたいと思いますか。



「ずっと住み続けたい」と回答した方は、約50%でした。回答者の約80%が将来も志賀町に住み続けたいと回答しています。

(3) 施策に対する満足度

志賀町のまちづくりに対する現在の満足度についてお伺いします。町が進めているそれぞれの取組について、どのくらい満足されていますか。

(満足：5，やや満足：4，普通：3，やや不満：2，不満：1)

満足度が高い項目

1位 (3.2)	健康づくりの推進
2位 (3.1)	保育施設・サービスの充実
	教育環境の充実
3位 (3.0)	結婚・子育てサポートの充実
	伝統文化の継承
	広報・公聴体制の充実
	行政情報の電子化

満足度が低い項目

1位 (2.5)	交通ネットワーク（道路、鉄道等）の充実
2位 (2.6)	公共交通の充実
3位 (2.7)	観光振興による交流促進
	農林水産業の振興
	商業の振興
	自然環境の保全

現総合計画に対する施策の満足度としては、「健康づくりの推進」が最も高くなっています。この結果から、各種健診や予防接種など町民の日常的な健康づくりに対する取組は評価されていると考えられます。また、2番目に満足度が高いのは、「保育施設・サービスの充実」と「教育環境の充実」です。多子世帯保育料無料化事業などの子育てに対する支援サービスの充実度が高いことや小中学校の改修、ICT環境の導入への満足度の高さがうかがえます。

その一方で、「交通ネットワークの充実」や「公共交通の充実」の満足度は低くなっており、本町の交通面に対する課題が浮き彫りとなっています。震災で被害を受けた町道の復旧状況やコミュニティバスの運行実態などへの不満が多いことが考えられます。

(4) 今後のまちづくりについて

志賀町をどのような町にしたいですか。

目指すべき姿のイメージに近いものを教えてください。

1位	災害に強く安全・安心に住み続けられるまち	52.8%
2位	安全・安心な住環境の整備を優先するまち	46.6%
3位	保健・医療・福祉の充実したまち	41.9%
4位	美しい自然環境や景観が誇れるまち	39.5%
5位	商業の振興や企業立地を推進するまち	18.8%

子育て支援に対するサービスとして何が重要だと思いますか。

1位	子育てに関する経済的支援の充実	37.7%
2位	医療機関の充実	35.7%
3位	産休・育休制度等の子育てと仕事が両立できる職場づくり	33.5%
4位	保育園・学童等の預かりサービスの充実	29.7%
5位	子どもが遊べる公園、児童館等の充実	26.8%

子ども達の教育のために何が重要だと思いますか。

1位	体力、健康の向上	51.2%
2位	多様な学びにつながる体験、学習の充実	49.2%
3位	基礎学力の向上	47.9%
4位	豊かな心や郷土愛を育む教育	35.7%
5位	学校施設や設備の充実	23.3%

若者にとって魅力的なまちであるためには何が重要だと思いますか。

1位	働く場がある（雇用の安定）	84.9%
2位	安心して結婚・子育てができる環境	61.6%
3位	買い物等の生活環境	23.5%
4位	都市部へのアクセスの良さ	22.0%
5位	教育・文化施設、公園、スポーツ施設等の充実	20.0%

高齢化社会において何が重要だと思いますか。

1位	介護施設の充実	39.9%
2位	福祉バス・タクシーの利便性向上	38.4%
3位	介護費用等の経済的支援	37.0%
4位	買い物等の日常的な生活のサポート	35.9%
5位	高齢者の介護予防	35.3%

志賀町の資源を活かしていくためには何が重要だと思いますか。

1位	世界農業遺産「能登の里山里海」の活用	36.6%
2位	観光地域づくりに向けた支援制度の活用・拡充	34.4%
3位	地域資源を活かした起業促進	31.7%
4位	道の駅とぎ海街道周辺の再整備等の受け皿の魅力づくり	25.5%
5位	新たな販路拡大等の物産品の販売支援	22.0%

震災の教訓を踏まえ、今後の災害に強いまちづくりのためには何が重要だと思いますか。

1位	上下水道の強靱化	48.8%
2位	避難道路等の道路の強靱化	46.8%
3位	住宅の耐震化	42.4%
4位	災害時の生活用水の確保	31.5%
5位	避難所の環境整備の充実	23.5%

震災からの町の復興に向けて、将来への夢や希望を持てるまちづくりのためには何が重要だと思いますか。

1位	良好な住環境の整備	42.1%
2位	雇用維持に向けた事業者支援・企業誘致	38.6%
3位	移住・定住の促進	33.7%
4位	高齢者福祉の充実	30.2%
5位	子育て支援の充実	22.8%

地域が一体となってまちづくりを進めるためには何が重要だと思いますか。

1位	新たなまちづくりの担い手の育成・支援	32.8%
2位	行政情報の提供・公開の充実	32.6%
3位	人材を求めている人と提供できる人が結びつく仕組みづくりの促進	27.5%
4位	町民活動に関する様々な情報の収集・提供	24.8%
5位	自治会組織の強化、活動支援	22.6%

今後のまちづくりについては、災害に強く安全・安心なまちを目指すべきとの声が多く挙がりました。これには、多くの町民が令和6年能登半島地震を経験したことによって、防災・減災対策への意識が高まっていることが影響していると考えられます。

また、若者にとって魅力的なまちとなるためには、雇用の安定や結婚・子育て環境の充実を求める声が多く、今後は、雇用の安定と子育て支援の充実に向けた環境整備を進めていくことが重要と考えられます。

第6章 町の課題

1 町の課題

(1) 災害に強く安全で快適なまちづくり

本町では、震災により多くの町民の住まいや公共施設が被災したほか、土砂崩れや地盤の変形等が広範囲に発生し、道路や上下水道等のインフラ施設に大きな被害が生じるなど、町民の暮らしや生業に深刻な影響を及ぼしました。

このため、今後は、震災からの復旧・復興を着実に進めるとともに、被災した施設等の早期復旧に加え、本格的な復旧段階においては、道路や上下水道をはじめとする公共インフラや公共施設の強靱化を図り、災害に強く、町民が安全・安心に住み続けられるまちづくりを進めていくことが必要です。

(2) 子育て支援・教育の充実

晩婚化・非婚化により少子化が進む中、本町では、出生数が死亡数を年間約300人下回る状況が続いており、合計特殊出生率も減少傾向にあります。また、ライフスタイルや価値観の変化などにより、子育てを取り巻く課題は多様化しており、家庭ごとの状況やニーズに応じたきめ細かな支援に取り組むことが重要となっています。

このため、今後も若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる環境の整備を進めるとともに、子育て家庭への支援の充実や体制強化を図り、併せて、次代を担う人材を育成するため、教育環境の充実や子ども達の地元への愛着の醸成を進めていくことが必要です。

(3) 高齢化に対応した保健・医療・福祉体制の充実

本町の高齢化率は令和2年時点で45%と非常に高く、今後は50%を超えるものと見込まれています。これに伴い、社会保障費の増加など、今後の保健・医療・福祉を取り巻く環境はさらに厳しさを増していくものと懸念されています。

こうした中、今後のさらなる高齢化に的確に対応するためには、町民の多様なニーズに応じた福祉サービスを効果的かつ効率的に提供するとともに、持続可能な保健・医療・福祉体制を構築し、町民の誰もが生涯にわたり健康で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めていくことが必要です。

(4) 雇用の確保と地域産業の再建

本町の就業人口は、少子高齢化に加え、震災の影響などにより減少を続けており、特に基幹産業である第1次産業、第2次産業においてその傾向が顕著となっています。このため、地域産業の維持、確保が困難となり、雇用の確保においても厳しい状況に直面しています。こうした状況を踏まえ、国や県と連携しながら、雇用の維持に向けた事業者支援を行うとともに、ハローワークやいしかわ就職・定住総合センター（ILAC）との連携を強化し、就職、就業相談等のマッチング支援を推進していくことが必要です。

また、町の産業拠点である能登中核工業団地においては、分譲区画が残りわずかとなっており、新たな工場団地の整備が求められています。雇用環境が厳しさを増す中、本町が能登地域における雇用の受け皿としての役割を果たせるよう、新たな産業分野の創出も含め、戦略的な施策の展開が必要です。

(5) 定住人口の確保と関係人口の拡大

本町では、転入数が転出数を年間100人以上下回る状況が続いており、今後も転出超過が続くものと見込まれています。

このため、若年層をはじめとした転出の抑制と転入の促進を図るとともに、震災により町外等での避難生活を余儀なくされている方が、安心して本町に戻ることができるよう、被災者の暮らしの再建に向けた支援を強化することが必要です。

また、本町の豊富な自然環境や歴史・文化遺産などの地域資源を活用した交流・体験プログラムの展開や情報発信を積極的に行い、多様な形で本町と関わりを持つ関係人口の拡大を図るとともに、魅力ある住環境や雇用環境の整備を進めることで志賀町ファンを増やし、移住・定住につなげていくことが必要です。

(6) 地域コミュニティの維持

本町では、人口減少や少子高齢化の進展、さらには転出数の増加により、地域を支える担い手の不足が深刻化しています。加えて、震災の影響により、地域のつながりも分断され、地域コミュニティの維持が困難な状況となっています。

このため、地域コミュニティの維持・再生に向けて、コミュニティ機能の集約や広域的な連携を進めることにより、持続可能性を高めるとともに、震災によって分断された地域固有の結びつきの再構築と強化を図ることが必要です。

また、地域の歴史、伝統芸能などの文化を大切に守り、次世代へと継承していくため、地域を支える多様な人材を確保するとともに、将来のまちづくりを担う若者の育成を図ることが必要です。

(7) 持続可能な行財政運営の推進

本町における財政収支は、歳入では固定資産税や普通交付税の減収が見込まれる一方で、歳出では社会保障費や人件費等の増加に加え、老朽化した施設の管理運営や被災した公共施設の復旧工事費の増加など、財政運営は一層厳しさを増すものと予測されています。

このため、将来にわたり安定した財政運営を持続させていくことを基本とし、自主財源の確保、事務事業の見直し、効率的かつ効果的な公共施設の管理運営を推進していくとともに、多様化・高度化する行政ニーズに的確に対応するため、DXの推進による行政事務の効率化と業務体制の最適化を図ることが必要です。

第2部 基本構想

第1章 町の将来像・基本方針

第2章 人口の将来目標

第3章 将来都市構造

第4章 施策の体系図

第3次志賀町総合計画 2026-2035

第1章 町の将来像・基本方針

1 町の将来像

(1) 基本的な考え方

町の将来像は、総合計画の理念を具体化し、町民と行政が共有する目指すべき姿を明確に示すものです。将来像の設定にあたっては、本町が誇る豊かな自然環境や伝統的な文化・資源を大切に守りつつ、新たな価値を創出していくことを基本とします。これにより、すべての町民が将来に希望を抱き、安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現を目指します。

また、令和6年能登半島地震から得られた貴重な教訓を踏まえ、災害への備えを一層強化し、安全・安心なまちづくりを推進します。さらに、町民の生命と財産を守ることを最優先に、迅速かつ確実な復興対応を進めるとともに、地域のレジリエンス(回復力)の強化を図ります。

町民と行政が一体となって協働し、こうした取組を着実に進めることで、持続可能なまちの発展へつなげていくことを目指します。

(2) 将来像

ここにしかない未来を。

～ みんなで創ろう シン※・志賀町 ～

※「シン」には新・真・進・伸・深などの意味を込めています。

この将来像は、震災からの復興を出発点として、町民が未来に希望を持ち、「みんなで新しい志賀町を創っていこう」とする前向きで強い決意と熱意を込めたものです。本町にしかない豊かな自然、深い文化、尊い歴史を大切に守り、次世代へ継承するとともに、社会の変化や時代の要請に柔軟に対応しながら、暮らしやすさと魅力を兼ね備えたまちづくりを進めていきます。

復興にあたっては、単に施設やインフラの再建にとどまることなく、人と人との支え合いや共に暮らすための地域コミュニティの再生を重視します。併せて、防災・減災をまちづくりの基盤として、町民が安全・安心に暮らせる社会基盤の整備と、日常生活における備えの充実を図ります。また、高齢者や子育て世代、障がいのある人など、誰もが暮らし続けることができるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを推進します。

さらに、教育や生涯学習の充実を通じて人づくりを進めるとともに、若者や移住者が新たな挑戦に踏み出せる環境を整えます。加えて、地域資源を活用した産業の高度化とイノベーションの推進に取り組み、新たな産業や観光、交流の創出を通じて地域の魅力と価値を高め、いきいきと輝くまちの実現を目指します。

これらの取組を進めるにあたっては、町民一人ひとりの声を尊重し、町民と行政が協働の精神のもと、持続可能な「シン・志賀町」を共に創りあげていきます。

2

基本方針

町の将来像の実現に向け、各種施策を総合的かつ計画的に推進していくにあたり、5つの基本方針を設定します。

これらの基本方針のもと、基本計画に掲げる施策・事業を着実に推進していきます。

基本方針1 復興を推進し、新しいまちを創造する

震災からの復旧・復興を最優先課題として取り組み、被災された町民一人ひとりの生活再建と地域の再生を着実に進めます。

併せて、単なる原状回復にとどまらず、将来を見据えた「創造的復興」の考え方のもと、本町が有する自然環境、歴史、産業、人材といった資源や地域特性を最大限に活かすとともに、新たな産業や交流の創出を通じて地域の将来に向けた可能性を広げ、魅力と活力を備えた新しいまちづくりを推進します。

また、復興の過程で得られる知見や技術を地域全体に還元し、防災・減災の強化を図るとともに、持続可能な社会の構築を目指します。

地域住民や関係者の積極的な参画と協力により、一体感のある復興を実現し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

基本方針2 安全、安心な暮らしを守り続ける

頻発・激甚化する自然災害に備え、地域の実情や地形特性を踏まえた防災・減災対策を計画的に推進するとともに、平時においても自然災害に対する備えを重視した、町民主体の取組を含めた地域防災力の向上に取り組みます。

また、子育て支援、医療、福祉、健康づくりの充実をはじめ、ライフステージに応じた切れ目のない支援を総合的に進めることで、誰もが住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して暮らし続けられる環境づくりを推進します。

さらに、高齢者や障害者など多様なニーズに配慮した支援体制を強化し、地域全体で支え合う共生社会の実現を目指します。

地域の安全・安心を守るため、防犯対策の充実や地域コミュニティの活性化にも積極的に取り組みます。

基本方針3 人、地域のつながりをひろげる

少子高齢化や生活様式の変化が進む中であっても、人と人、人と地域のつながりを大切にし、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。

また、世代や地域、立場を超えた交流の機会を創出し、地域内外の多様な資源や人材、知恵、活動を結び付けることで、互いに支え合う持続可能な地域社会の形成を推進します。

さらに、デジタル技術を活用した新たな交流手法の導入により、より多くの町民が参加できる環境を整備します。地域住民や団体が主体となった多様なイベントや取組を支援し、地域の活力と連帯感を一層高めていきます。

基本方針4 ふるさとの宝を磨き引き継ぐ

本町が育んできた豊かな自然環境、歴史や文化、伝統行事などの「ふるさとの宝」を町民共有の財産として守り、磨き上げ、次世代へ確実に引き継ぎます。

また、地域や各種団体、教育機関等との連携を図りながら、本町の地域資源を活かした学びや体験の機会の充実を通じて本町の魅力の再認識と町への愛着を醸成するとともに、本町の魅力を町内外に発信することで地域ブランドを確立させ、ふるさとへの誇りと持続的な地域の発展につなげます。

さらに、環境保全活動や伝統文化の継承活動を支援し、町民参加型の取組を促進します。

これらの活動を通じて、豊かな自然と文化を未来へつなぐ持続可能な地域社会の形成を目指します。

基本方針5 共創、協働で取り組む

町民、事業者、行政が力を合わせ、知恵と力を結集し、多様な意見を尊重しながら地域の課題解決に向けて協働の取組を進めることで、実効性の高い施策を推進し、持続可能なまちづくりを進めます。

併せて、協働が円滑に進めることができるよう、必要な環境を整備し、多様な主体が参画しやすい仕組みづくりを進めます。

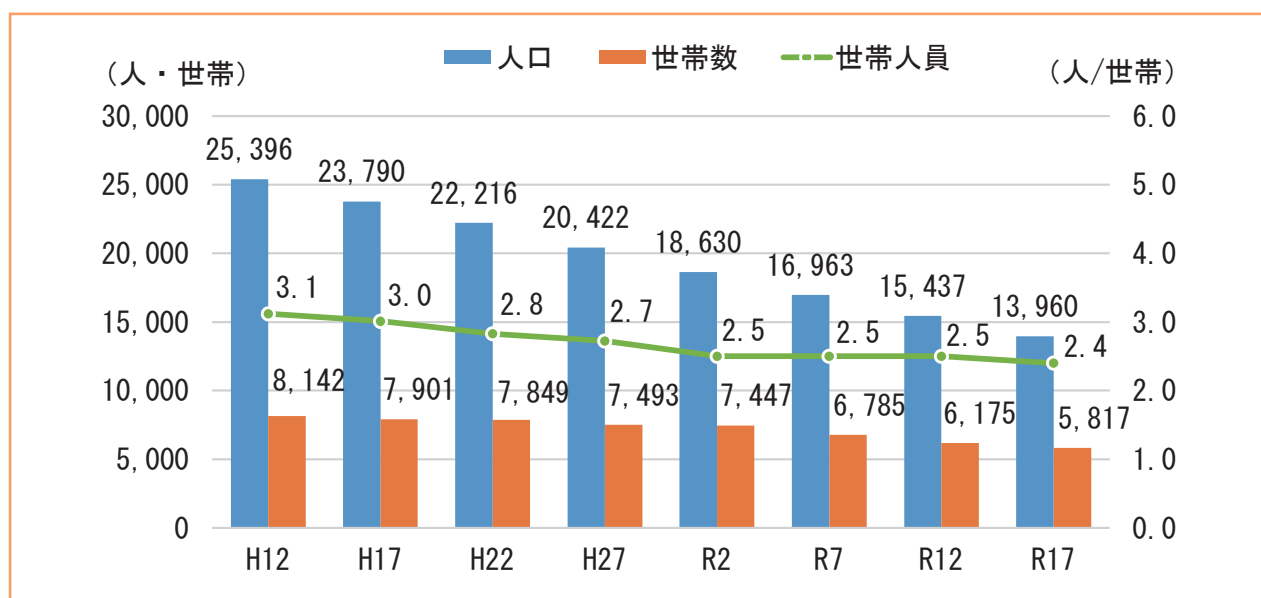
また、情報共有やコミュニケーションの活性化を図り、透明性の高い運営に努めます。地域との信頼関係を強化し、持続的な発展につながる共創のまちづくりを目指します。

第2章 人口の将来目標

1 人口・世帯数

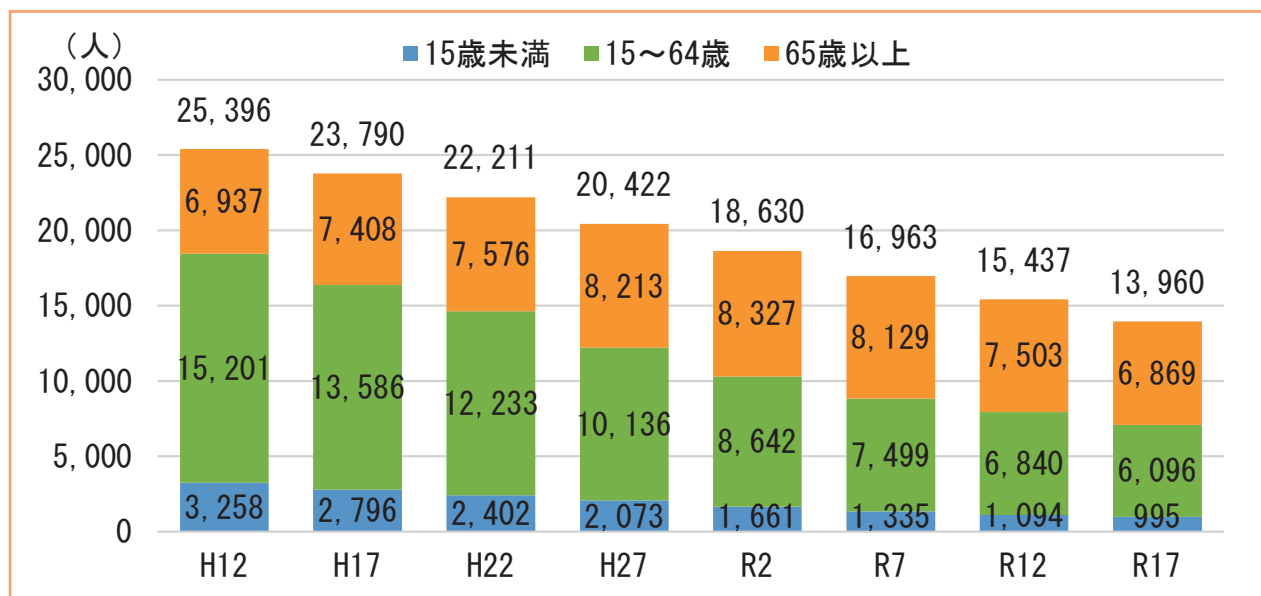
志賀町人口ビジョンでは、将来人口の推計を行っており、本計画においても志賀町人口ビジョンの考え方を踏襲し、目標年次である2035(令和17)年の目標人口を約14,000人と設定します。また、世帯数については、世帯人員の推移を踏まえ、約5,800世帯と設定します。

2035(令和17)年の目標人口:約14,000人



2 年齢階層別人口

志賀町人口ビジョンでの考え方を踏襲した推計結果より、目標年次である2035(令和17)年の人口については、15歳未満を約1,000人、15~64歳を約6,100人、65歳以上を約6,900人と設定します。



第3章 将来都市構造

1 将来都市構造の基本方針

南北に長い本町は、西側が日本海に面し、町土の大半は緑豊かな丘陵地帯が占めています。また、日本海に面した平野部には、志賀地域、富来地域、それぞれに市街地が形成されており、その中間にあたる町中央部には、志賀原子力発電所や能登中核工業団地といった産業ゾーンが集積しています。さらに、町の東部には広域的なネットワークを形成する「のと里山海道」、町中心には国道249号がそれぞれ南北に縦貫しており、本町における重要な交通・物流ネットワークを形成しています。

今後は、こうした既存の土地利用や都市構造を継承しつつ、都市機能が集積する3つのエリアを重点エリアとして位置づけ、その機能の充実、強化を図ります。併せて、より安全な暮らしの確保と賑わいのある生業の再建を進めることで、持続可能で災害に強いまちの実現を目指し、計画的な土地の利活用を進めていきます。

2 土地利用の考え方

(1) 重点エリア

① 賑わい創出エリア

賑わい創出エリアは、志賀地域の市街地ゾーンを中心に、行政、教育、文化、商業などの都市機能の充実を図り、町の賑わいと交流の拠点と位置づけます。道の駅「ころ柿の里しか」の利活用を促進するとともに、既存商業施設の活性化や起業・創業への支援などを行うことで、さらなる市街地の賑わい創出を目指します。

また、若者定住施策の核となる「みらいとうぶ」への移住・定住を促進するとともに、既存の住宅地においても空き家バンクの登録や住まいづくり奨励金などにより、移住・定住の促進を図ります。併せて、志賀の郷や大島キャンプ場などは、美しい自然景観や多様な施設が集積しているメリットを活かし、町内外の人々が憩い、交流できる場としての利用を促進します。

さらに、震災復興に向けた取組として、被災者の恒久的な住まいとなる復興公営住宅の整備をはじめ、災害時に多数の町民等が避難することができる複合型の避難拠点施設と防災公園の整備、さらには、オフグリッド型のインフラ施設等の整備を促進します。

② 交流促進エリア

交流促進エリアは、富来地域の市街地ゾーンを中心に、行政、医療、教育、文化、商業などの都市機能の充実を図り、町内外の人々が集い、交流する拠点として位置づけます。道の駅「とぎ海街道」や世界一長いベンチ、増穂浦海岸などの観光資源の集積を活かし、交流人口や震災を契機とした関係人口の拡大と地域の賑わいの創出を図ります。

また、既存の住宅地においては、空き家バンクの登録や住まいづくり奨励金などの活用により、移住・定住の促進を図ります。

さらに、町立富来病院は、本町の医療拠点として機能の充実を図るとともに、他医療機関等との連携を強化し、地域医療体制の確保に努めます。

震災復興に向けた取組としては、被災者の恒久的な住まいとなる復興公営住宅の整備をはじめ、道の駅「とぎ海街道」周辺の再整備、オフグリッド型のインフラ施設等の整備を進めます。甚大な被害を受けた富来地域の小中学校については、富来義務教育学校として整備するとともに、併設して、複合型の避難拠点施設を整備し、子ども達の安全・安心な教育環境の確保と地域の交流促進につなげます。

3 活力創出エリア

活力創出エリアは、能登中核工業団地における企業誘致や立地企業の支援を積極的に推進するとともに、分譲区画が残りわずかとなっていることを踏まえ、本町への交通アクセスの利便性の高い「のと里山海道」の3つのインターチェンジ周辺を候補地に加え、新たな工場用地の整備を進め、新しい分野の産業誘致にも取り組みながら、産業の振興と雇用の創出を図ります。

原子力発電所との共生については、防災訓練の継続、地域住民や関係者への周知・教育の強化を推進します。また、災害時に迅速かつ正確な情報を地域住民に届けるために、通信手段を多重化し、防災情報伝達の確保とデジタル化を推進し、安全対策の徹底を図ります。

(2) 各ゾーン

1 市街地ゾーン

市街地ゾーンは、都市基盤の整備・充実及び強靱化を進めるとともに、公共交通の利便性向上や身近な商業機能の確保を図り、安全で暮らしやすい居住環境を形成するとともに、地域内の既存の公共施設の有効活用や機能充実を図ります。

2 移住・定住ゾーン

移住・定住ゾーンは、みらいとうぶの定住促進住宅地や公営住宅などの整備を進め、移住・定住の拡大に向けて積極的な情報発信を行います。また、災害に強い住宅地や魅力ある子育て環境の整備を行い、安全・安心な住環境を推進します。

3 農林・集落ゾーン

農林・集落ゾーンは、環境保全に配慮しつつ、農地の適正管理とともに農林業基盤・施設の充実及び強靱化や、耕作放棄地の解消・活用を進め、生産の効率化・合理化を図ります。また、良好な居住環境と、周辺の自然環境や農業環境と調和した住みよい集落の形成を図ります。

4 景観保全・漁業ゾーン

景観保全・漁業ゾーンは、能登半島国定公園に指定される個性的な海岸景観の能登金剛や白砂青松の海岸を保全し、能登地域の重要観光拠点の一つとして魅力を発信するとともに、地域のブランド価値の向上に向け、積極的な土地の利活用を図ります。また、漁港や漁場の整備・充実を図り、持続可能な漁業の推進に向け、漁港等施設の強靱化を図ります。

5 山間地ゾーン

山間地ゾーンは、豊かな自然環境、森林に囲まれた集落や棚田などの美しい里山景観を適正に保全・継承するとともに、土砂災害などへの防災対策を強化し、安全性を確保します。

3

交流・連携軸の考え方

(1) 広域交流軸

広域的なアクセス道路である「のと里山海道」や能越自動車道を「広域交流軸」と位置づけ、金沢・関西方面や富山・名古屋方面とのネットワークとしての機能の維持・向上に努めるとともに、人・モノの広域的な交流を支える基盤の整備と活用を促進します。

また、のと里山空港や北陸新幹線の活用を図り、本町が誇る伝統文化や恵まれた自然環境、豊かな食文化などの観光資源の磨き上げにより、交流人口、関係人口の拡大を図ります。

(2) 地域連携軸

本町を縦貫する国道249号や志賀富来線などの南北幹線道路と各地域と「のと里山海道」を連絡する東西幹線道路を地域幹線道路と位置づけ、町内のネットワークの強化と広域的なアクセスの充実を図ります。

また、町内に点在する集落と重点エリアを結ぶ道路を地域連絡道路と位置づけ、これらの道路網や公共交通を充実させることで、地域間の連携を強化し、町民の生活利便性の向上を図ります。

将来都市構造図



第4章 施策の体系図

1 施策の体系図

施策の柱:31項目

ここにしか
～ みんなで創ろう

【基本方針】

1 復興を推進し、新しいまちを創造する

3 人、地域の

2 安全、安心な暮らしを守り続ける

【基本目標】

1
＜震災復興＞
復興と新たな価値
創造のまち

2
＜生活環境＞
安全で快適に住み
続けられるまち

3
＜子育て・教育＞
安心して子育てが
できるまち

4
＜医療・福祉＞
いきいきと健康に
暮らせるまち

【施策の柱】

- ① 暮らしとコミュニティの再建
- ② まちの特色を活かした生業・地域産業の再建
- ③ 災害に強く住み続けられるまちづくり
- ④ 将来につながるまちづくり・ひとづくり
- ① 良好な居住環境の確保と推進
- ② 交通基盤の整備と公共交通の充実
- ③ 地域防災体制・原子力防災対策の強化
- ④ 交通安全活動・防犯活動の推進
- ⑤ 自然環境の保全と持続可能な管理
- ⑥ 循環型社会に向けた取組の推進
- ① 切れ目のない子育て支援の充実
- ② 子育て環境とサービスの充実
- ③ 質の高い教育環境の整備
- ① 健康づくりの推進と疾病予防の推進
- ② 医療体制の強化と持続可能な管理
- ③ 高齢者の福祉と介護の充実
- ④ 障害者への生活支援の充実

ない未来を。

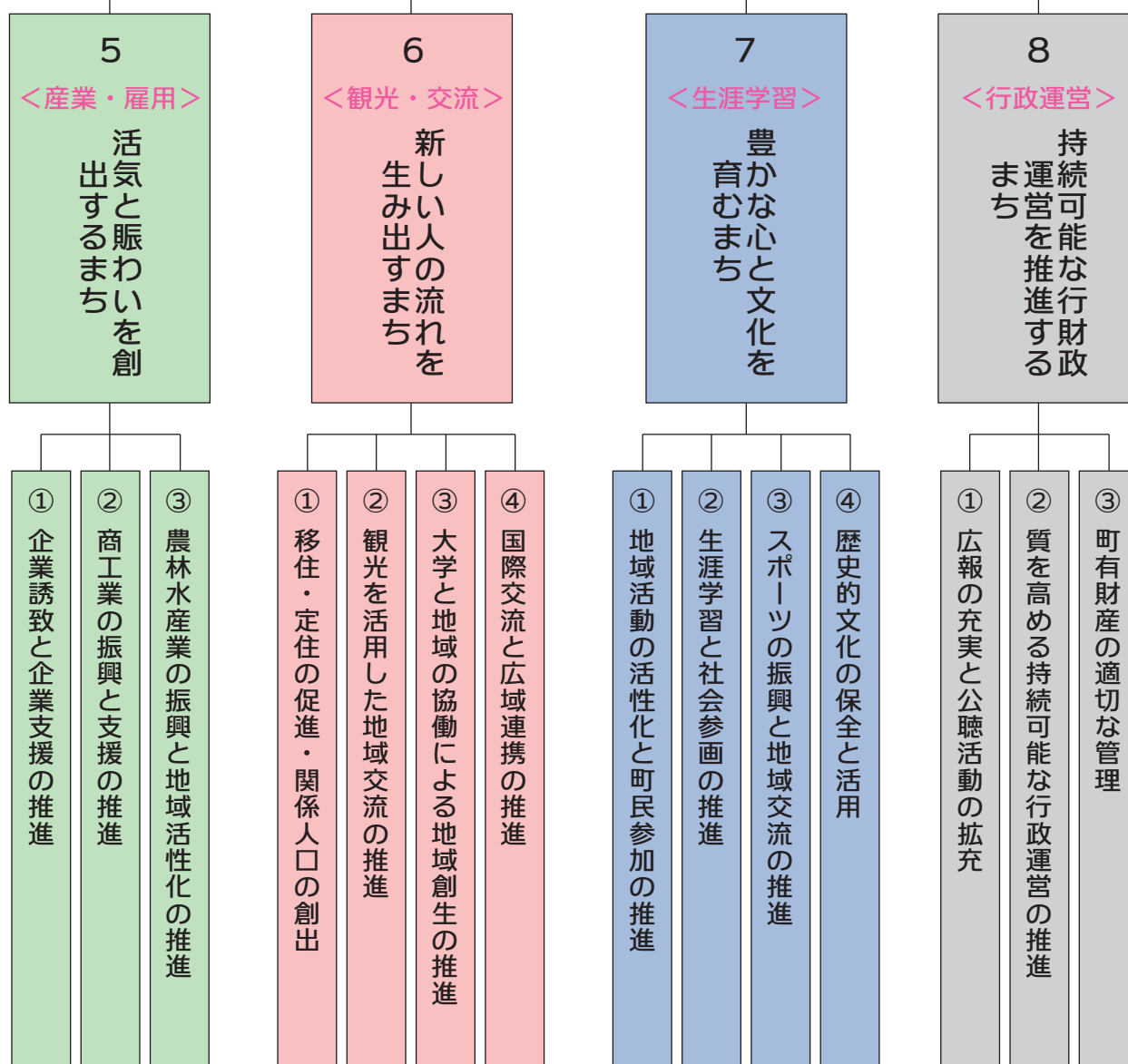
シン・志賀町 ~

町民が未来に希望を持ち、
「みんなで新しい志賀町を創っていこう」
という前向きな行動を表現しています。

つながりをひろげる

5 共創、協働で取り組む

4 ふるさとの宝を磨き引き継ぐ



第3部 基本計画

第1章 基本目標の設定

第2章 基本目標

第3次志賀町総合計画 2026-2035

第1章 基本目標の設定

1 基本目標の設定

基本構想で掲げた町の将来像の実現に向け、10年後の目指す姿として、8つの基本目標を設定します。これらの目標の達成に向けて、31の施策の柱のもと、各種事業を推進します。

1 <震災復興> 復興と新たな価値創造のまち

復興計画の基本理念を引き継ぎ、町を元の姿に戻すとともに、単なる復旧にとどまらず、将来にわたり持続的発展を実現させていくため、防災力と地域活力を高める「創造的復興」を推進します。

被災者の恒久的な住まいとなる復興公営住宅の整備をはじめ、複合型の避難拠点施設や防災公園の整備など、本町の復興を牽引する重要な施策を優先的に実施します。



2 <生活環境> 安全で快適に住み続けられるまち

震災により被害を受けた道路や上下水道等の公共インフラの復旧を進め、自然災害に強い生活基盤を形成するとともに、近年の頻発する大規模災害に備えた総合的な防災対策を推進します。

また、町民の日常の移動手段としての公共交通について、「しかばすいーじー」の運行体制の充実により利用を促進し、地域経済の活性化につなげるとともに、交通安全や防犯に関する啓発を進め、安心して快適に暮らせる住環境の整備を図ります。

さらに、GXの推進と自然環境の保全、再生可能エネルギーの導入により、人と自然が調和する美しいまちを目指します。



3 <子育て・教育> 安心して子育てができるまち

妊娠、出産、子育てまで、切れ目のない支援を積極的に推進し、子どもを望むすべての人が安心して産み育てることができる環境づくりを進めるとともに、家庭と地域が連携した子育て支援体制の充実を図ります。

また、震災により甚大な被害を受けた富来地域の小中学校については、新たに富来義務教育学校として整備するとともに、ICTの活用など、時代に即した学校環境の整備や学習支援体制の充実を図り、子ども達が安心して学ぶことのできる教育環境を整備します。



4 <医療・福祉> いきいきと健康に暮らせるまち

町民が生涯にわたって心身の健康を保ち、いきいきと暮らすことができるよう、健康寿命の延伸を目指した環境づくりを進めます。

また、保健・福祉・医療の連携を強化し、高齢者や障害者が住み慣れた地域で健康に暮らせる地域福祉の充実を図ります。

さらに、町立富来病院や志賀クリニックにおける医師・看護師等の確保や医療機器の更新を進め、地域医療体制の強化を図ることで、誰もが必要な医療を身近に受けられる体制の充実を推進します。



5 <産業・雇用> 活気と賑わいを創出するまち

能登中核工業団地や堀松工場団地を中心とする産業拠点の機能強化と投資促進を図るとともに、新たな工場用地の整備により、各種産業分野における企業誘致を推進します。また、商工業における事業者支援や生業再建、経営基盤の強化などにより、地域経済の活性化を図ります。

さらに、農林水産業施設の復旧を支援し、生産基盤の強靭化を進めていくとともに、志賀米・ころ柿などブランド作物の生産拡大や多様な魚種の漁獲増加を通じて、農林水産業の振興と地域経済の持続的な発展を目指します。



6 <観光・交流> 新しい人の流れを生み出すまち

若年層の人口流出の抑制と移住・定住の促進を図るとともに、能登の豊かな地域資源を活かした地域ブランドの魅力向上を進め、交流人口・関係人口の拡大を目指した取組を推進します。

また、若い世代の快適で魅力的な居住環境の整備を進めるとともに、官民連携による移住促進施策の情報発信の強化、生活の利便性を高める都市機能の集約、観光資源の磨き上げと発信を通じて、若い世代の移住・定住を促進します。

さらに、大学や企業・団体との連携協定に基づく取組を推進し、地域課題の解決と地域の活力の維持・向上を図ります。



7 <生涯学習> 豊かな心と文化を育むまち

震災により被災した地区集会所や神社等の復旧を支援し、地域コミュニティ基盤の再構築を図るとともに、町民が主体的に地域活動に参画できる環境づくりを推進します。併せて、生涯学習機会の充実を図り、スポーツや文化活動を通じた交流を促進することで、地域のつながりと活力の向上を目指します。

また、郷土への誇りと愛着を育む教育を推進するとともに、人権教育の推進や伝統文化の保存・継承を通じて、心豊かに暮らせる地域社会の形成を図ります。

さらに、公民館等を活用した講座や学習機会の充実を図り、誰もが生涯にわたり学び続けることができる地域社会づくりを推進します。



8 <行政運営> 持続可能な行財政運営を推進するまち

今後のまちづくりにおいて、タウンミーティングやいどばたトークなどの対話の場を定期的に設けるとともに、ホームページやSNSを活用した意見募集を行い、町民の声を行政運営に反映する仕組みの強化を図ります。

また、将来にわたって安定した行財政運営を推進することができるよう、組織や業務の見直しを進めるとともに、施設の利用状況や将来の人口動向を踏まえた公共施設の再編を進め、民間との連携による管理運営などにより、財政面での経費削減と効率化を進めます。

さらに、デジタル技術の積極的な導入・活用によるDXを推進し、行政手続きのオンライン化や情報共有の効率化を進めることで、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図ります。



2 「みんなで創ろうシン・志賀町」の実現に向けて

ここにしかない未来を。

～ みんなで創ろう シン・志賀町 ～

町民が未来に希望を持ち、「みんなで新しい志賀町を創っていこう」という前向きな行動を表現しています。

令和6年能登半島地震という未曾有の試練を乗り越え、本町は復旧・復興の歩みを着実に進めています。この歩みを次の段階へと進め、未来に希望が持てるまちの創造に全力で取り組みます。

人口減少や産業基盤の弱体化など、本町を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、復興計画の基本理念「かえる、志賀町」に基づき、短期的には令和7年度までの復旧を確実に実行しつつ、中長期的には「暮らしやすさ」と「稼ぐ力」を両立させた持続可能なまちの実現を目指して取組を進めます。

その実現のため、地域資源の活用や新たな産業の創出、公共サービスの充実に力を注ぎ、魅力と活力にあふれるまちとしての再生を図ります。

第3次志賀町総合計画は、希望が持てるまちの創造に向けた取組を具体的かつ着実に進めるための指針であるとともに、関係者が一丸となって推進する実行計画です。

■ 政策立案のポイントと主要プロジェクト

【政策立案のポイント】

- 1 人口が減少しても安心して便利に暮らせるまちづくり
- 2 若者や女性が「ここで自分らしくいたい」と思える環境
- 3 地域の良いものに新しい知恵を足して、新しい価値を生む（稼ぐ力）
- 4 デジタルやAIを毎日の生活が楽になるように使う
- 5 都会の人と助け合い、町を応援してくれる仲間を増やす
- 6 良い成功例を志賀町に合う方法で町全体に広める

【主要プロジェクト】

志賀地域（賑わい・活力創出エリア）

生活基盤整備

復興公営住宅整備(1)、防災拠点施設整備(12)

産業の振興と雇用の創出

新たな産業団地（GX産業団地）整備（データセンター誘致による税収増加、AI実証、デジタル人材育成など）
(123456)

富来地域（交流促進エリア）

生活基盤整備

復興公営住宅整備(1)、富来義務教育学校整備(1)、防災拠点施設整備(12)

観光施設整備

道の駅とぎ海街道周辺の再整備(2356)
(サイクリング拠点化への改修、ホテル事業展開など)

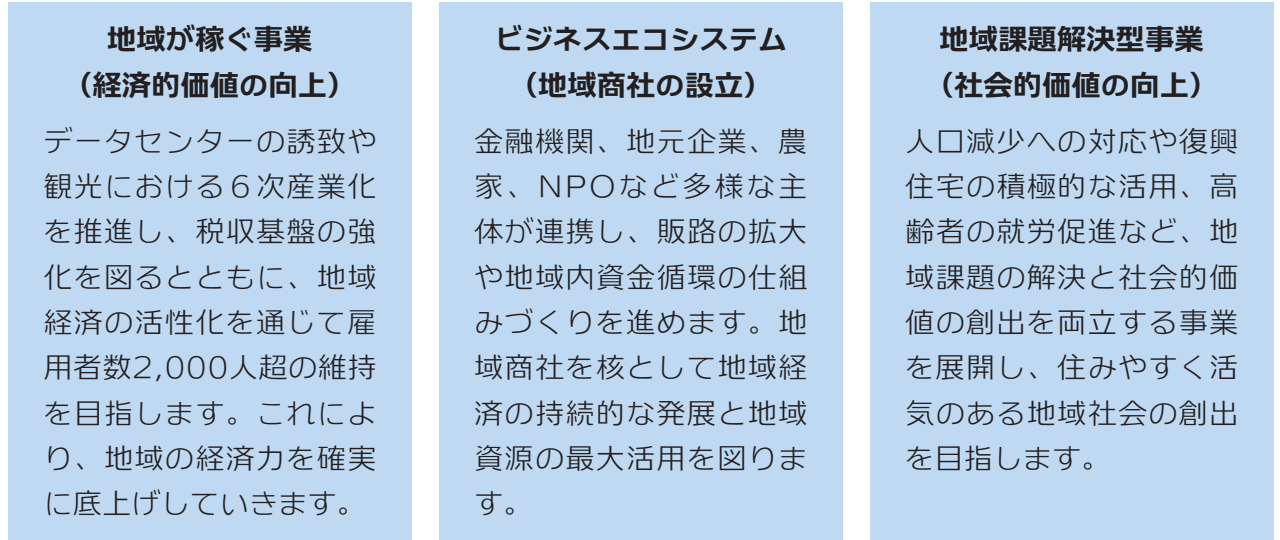
【多様な主体・地域との連携促進】

スポーツ・景観	能登駅伝、能登半島全体での絶景海道整備(石川県との連携)
芸術・文化	奥能登国際芸術祭との連携(他市町との連携)
民間活力	ツーリングラリー(SSTR)との連携、道の駅でのEC販売、クラウドファンディング活用等 ※EC販売とは、インターネットを活用した商品やサービスの売上のことを指します。

■ 横断的戦略で「稼ぐまち」を実現

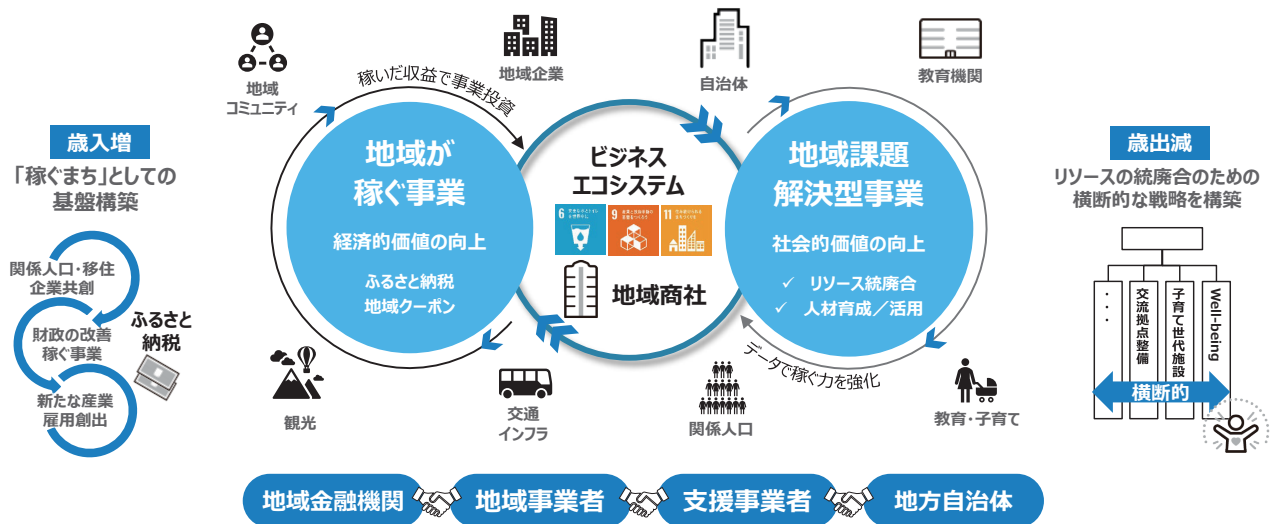
第3次総合計画をさらに発展させ、人口減少という厳しい課題に真正面から向き合うとともに、令和6年能登半島地震からの創造的復興を新たな成長の原動力へと転換し、持続可能で活力あふれる地域社会の実現を目指します。

以下の3つの要素を横断的戦略の中核に位置づけ、総合的かつ連携した取組を推進します。



【横断的戦略のイメージ：「稼ぐまち」としての基盤構築】

- ・ 様々な地域のステークホルダーと共創しながら、“地域が稼ぐ” ビジネスモデル・仕組みを構築
- ・ 地域の課題解決と持続可能な地域社会の実現に貢献
- ・ この両輪を運営する事業スキーム（地域エコシステム）を構築



■ 実行体制

この戦略を確実に実現するため、全庁横断のプロジェクトチームを設置します。併せて、人材の育成やデジタル技術の積極的な活用、就労支援などの多角的な施策を地域のステークホルダーと緊密に連携しながら推進していきます。

具体的なロードマップとして、2026年を目途に復旧を完了させ、2030年までに「稼ぐまち」としての基盤の整理・強化を行い、2035年を目標に持続可能な成長を実現する体制を構築します。これにより、一気通貫の計画実行を図り、志賀町の明るい未来を切り拓いていきます。

1 <震災復興> 復興と新たな価値創造のまち

1-1.暮らしとコミュニティの再建

震災からの復興を最優先課題として位置づけ、町民の暮らしを一日も早く安定させ、安心して住み続けることができるよう、被災者の住まいの再建に対する支援をはじめ、復興公営住宅等の恒久的な住まいの確保、道路や上下水道などの公共インフラ、公共施設などの復旧を計画的に進めていきます。

また、地域コミュニティとの結びつきは、町民の暮らしにおいて不可欠なものであることから、地区集会所や神社などのコミュニティ施設の再建や祭りの再興等を通じて、地域のつながりや活力の回復を図ります。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- 被災者の暮らしを一日も早く安定した状態へ回復させるため、被害を受けた住宅や宅地などの復旧に対する支援制度の周知を図り、被災者の生活再建を後押しすることが必要です。
- 公共館や集会所などのコミュニティ施設の再建を早期に進め、地域の交流や活動機会を創出し、町民同士のつながりを維持・強化することが必要です。
- 神社や祭礼道具が甚大な被害を受けており、祭りの再興にあたっては、修繕費用などの地域の経済的負担の軽減を図ることが求められています。
- 公共施設の老朽化に加え、震災による被害状況や防災機能の重要性を踏まえ、更新や統廃合等を計画的に行う必要があります。
- 富来小学校の校舎が被災し、児童は富来中学校の空き教室を使用している状況であり、子ども達が安心して学ぶことができる教育環境を早急に整備することが求められています。

【取組】

- 今後も安心して本町に住み続けられるよう、震災により甚大な被害を受けた住宅の再建や新たな住宅地の造成、分譲を進めるとともに、復興公営住宅を整備し、被災者を支援します。
- 被災した神社や祭礼道具の修繕費用に対して復興基金を活用した支援を行い、各地区の経済的負担の軽減を図り、祭りの再興につなげ、地域の活気を取り戻します。
- 被災した公共施設の修繕を早期に実施するとともに、将来を見据えた公共施設の整備と再編を計画的に進めます。
- 被災状況を踏まえ、公共施設等の更新や統廃合を計画的に実施するとともに、公共施設の長寿命化を進め、財政負担の軽減とサービス水準の維持を図ります。
- 富来地域の子どもの安全・安心な教育環境を早期に確保するため、今後の児童・生徒数の推移を踏まえた適正規模の富来義務教育学校の整備を進めます。

【主要事業】

(1) 復興公営住宅の建設

震災により住宅を失い、自ら住居を確保することが困難な被災者に対し、安心して生活することのできる恒久的な住まいを提供するため、復興公営住宅を整備します。

併せて、一定規模以上の復興公営住宅には、入居者の孤立を防止するため、集会所機能を有する共用スペースを整備し、日常的な交流や見守り体制の充実を図ります。これにより、居住の安定と地域コミュニティの再生を図ります。

(2) 地域の絆をつなぐ祭りの再興

本町の地域コミュニティの中心として、長年にわたり町民の絆を深めてきた富木八朔祭礼をはじめ、各集落の祭礼は多くの地区で再興されていますが、震災により被災した神社や祭礼道具の修繕を引き続き進め、地域経済の活性化と次世代への伝統継承の実現を図ります。

また、県の復興基金を活用することで、地域の財政的負担を軽減し、早期の祭り再興と地域の活気回復を図ります。祭りの再興を契機として、地域の結束力を高め、若者・子どもを含む地域住民の主体的な参画機会を創出します。

(3) 公共施設の再編・再整備

行政庁舎や保育園、文化ホール、地区公民館など、多数の公共施設が大きな被害を受けました。そのため、必要な施設の修繕を早期に実施していくとともに、災害に強いまちづくりを目指していく取組として、施設の統廃合についても検討しながら、施設の再編・再整備を進めていきます。

学校施設については、富来小学校の校舎が甚大な被害を受け、使用できなくなったため、現在、富来中学校の空き教室を使用して授業を行っており、安全・安心な教育環境を早期に確保するため、今後の児童・生徒数に見合った適正規模の富来義務教育学校として整備を進めます。

(4) 被災者の見守り・相談支援

被災者の安定した日常生活の確保と地域の再生に向けて、被災者の見守り・相談支援を統括する「志賀町地域支えあいセンター」の活動を継続して実施していきます。センターは、避難者や被災者の見守り活動や健康面、生活面での相談支援、さらには、地域交流を一体的に推進する拠点として、行政・医療・福祉・地域住民・ボランティアが連携しながら被災者に寄り添い、早期の生活再建とコミュニティの再生を図ります。



復興公営住宅のイメージ



富木八朔祭礼

1-2. まちの特色を活かした生業・地域産業の再建

甚大な被害を受けた本町の商業、農林水産業、観光産業について、地域固有の資源と結び付けながら、早期の再建と強化につなげます。地域の特性を活かし、生業の再建と雇用の創出を進めるとともに、災害に強い産業構造を構築し、長期的な地域経済の持続可能性を確保します。

また、経済団体や企業等と連携し、ブランド価値の向上や観光地域づくりの体制整備を進めます。

さらに、道の駅とぎ海街道周辺の再整備を推進するとともに、復興の象徴となる多彩なイベントを開催し、賑わいの創出と交流人口、関係人口の拡大につなげます。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・ 地域産業の再建に向けて、各種産業施設の復旧に加え、産業に従事する労働人口を確保する必要があります。特に、農林水産業に関しては震災前から課題となっていた担い手不足がさらに深刻化しており、事業継続が困難となることが懸念されます。
- ・ 被災した企業や事業所などの事業施設の復旧に関する支援制度は、申請手続きが複雑で多岐にわたるため、申請する事業者の負担が大きいものとなっています。
- ・ 観光産業の再建のためには、被災した観光施設の復旧だけでなく、多様化する観光ニーズに対応した事業体制の強化、人材確保が求められています。

【取組】

- ・ 農林水産業や商業、工業等の生業、事業活動の継続に向けた支援制度の活用を周知していくとともに、商工会や金融機関と連携し、事業継承や融資の伴走型支援など、被災した事業者に対する支援を継続して実施します。
- ・ 国や県と連携した雇用環境の整備に関する事業者支援を進めるとともに、町内における新たな工場用地の整備のほか、データセンターなど新たな産業分野の立地基盤の整備を進め、企業誘致の推進による雇用の場を創出します。
- ・ 奥能登地域から人材の受け入れを進め、産業と生活基盤の再編を通じて長期的な地域経済の安定化を図ります。受け入れを通じて、移住・定住の促進、関係人口の拡大や二地域居住を推進し、地域間の連携強化にも寄与します。
- ・ 被災した景勝地や観光施設を早期に復旧するとともに、本町ならではの観光資源の魅力をさらに向上させるため、観光地としての機能強化を図り、必要な施設整備に取り組みます。
- ・ 今後のまちづくりを見据えた交流促進エリアにおけるさらなる魅力アップや、インバウンドを含めた観光客の誘致を促進していくため、道の駅とぎ海街道周辺の再整備を進めていきます。

【主要事業】

(1) 産業の振興と雇用の創出

農林水産業や商業、工業などの産業基盤が甚大な被害を受け、生業や事業の継続、雇用にも影響が生じています。そのため、国・県の支援制度に加え、町独自の支援制度を活用し、事業の継続支援と就業機会の確保を図ります。

また、町内における新たな工場用地の整備により企業誘致を推進し、必要な人材の受け入れを一体的に進めます。特に奥能登地域から人材の受け入れを強化し、地域間の人的交流を促進することで、地域の活力の回復を図ります。

(2) 道の駅とぎ海街道周辺の再整備

道の駅とぎ海街道周辺は、世界一長いベンチやシーサイドヴィラ渤海など、町を代表する魅力的な観光施設が集積しています。しかし、震災により、シーサイドヴィラ渤海などの多くの施設が甚大な被害を受けたことから、これを機にエリア一帯の再整備を進めます。今後のまちづくりを見据えた交流促進エリアの魅力向上やインバウンドを含めた観光客の誘致、さらには、石川県が復興に向けて企画している能登半島絶景海道のサイクリングや能登駅伝の開催の際には、本町の拠点施設となることから、必要な施設整備に取り組みます。

併せて、多彩なイベントを開催することで、賑わいの創出と交流人口、関係人口の拡大を図ります。

(3) 観光資源の復旧と魅力発信

震災により被災した能登半島国定公園内の巖門、ヤセの断崖、義経の舟隠しなど、本町を代表する景勝地の損壊した遊歩道や法面を安全に散策できる状態に復旧するとともに、町観光協会と連携して情報発信や誘客プロモーションを強化することで、観光消費の回復を図り、地域経済の活性化につなげます。

(4) 農地農業用施設等の災害復旧

震災により、農地の亀裂や法面の崩壊、ため池の破損、共同利用施設や農業用設備・機械の損壊など、農業生産の基盤に甚大な被害が生じました。

このため、農業者の経営安定と生産力の回復を図るため、農地等の復旧事業や農業用機械の再取得支援を優先的に推進し、震災前の営農活動が継続できるよう支援するとともに、将来を見据えた強靱な農業基盤の構築を目指します。



復旧工事を実施した農道

(5) 漁港施設等の災害復旧

震災により、本町の漁港施設は、係留岸壁や荷揚げ場、市場付随施設、漁船避難設備、海岸保全施設などに甚大な被害が生じました。このため、被災した漁港施設の早期復旧を進めるとともに、将来の地震や高潮・津波などの災害に対する耐災害性を強化し、安全で安心な漁業活動の再生を支援します。

さらに、復旧過程においては、防災・減災の観点を踏まえ、施設の強化や機能の集約化を図り、持続可能な漁業基盤の確立を目指します。

1-3. 災害に強く住み続けられるまちづくり

震災により、住まいだけでなく、道路や上下水道などの社会インフラ、さらには、農林水産関連施設など、町民の暮らしと生業を支える基盤が大きな被害を受けました。

これを踏まえ、単なる原状復旧にとどまらず、将来の災害にも対応できる災害に強いまちづくりを推進するため、災害拠点の確保と機能強化を図るとともに、社会インフラの強靱化や多重化を進めます。災害発生時における初動対応と復旧の迅速化を図り、災害リスクの低減を目指すとともに、平時からの防災力向上と地域の自立性の強化を推進します。

さらに、指定避難所の運営体制の整備やライフラインの多重化・耐震化を計画的に進め、町民参加による防災訓練や情報伝達手段の充実を通じて、地域全体の防災力の向上を図ります。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・公共インフラの早期復旧にあたっては、国や県との連携を一層強化し、復旧工事を促進していくことが求められます。
- ・震災により、道路の陥没や亀裂、上下水道の断水が発生したことから、復旧にあたっては、道路や上下水道などの公共インフラ・施設の強靱化を図り、町民が安心して住み続けられるまちづくりを進めていくことが求められています。
- ・震災による断水により、飲料水や生活水の確保が困難となった地域があったことから、災害時における生活水の確保に向けた取組の強化が必要です。
- ・震災により一部の避難所が被災して使用できなくなったほか、施設規模の不足により避難者を収容しきれない状況が生じたことを踏まえ、多数の避難者を受け入れることができ、長期の避難生活においても衛生環境や生活機能が確保された避難施設の整備が求められています。

【取組】

- ・町道の早期復旧を最優先課題とするとともに、指定避難所へのアクセス道路の強靱化や上下水道管の耐震化の推進など、公共インフラ全体の強靱化を図ります。
- ・指定避難所や主要な公共施設への太陽光発電や蓄電池などの電源整備をはじめ、公共施設への受水槽の設置や水循環システムの導入など、自立したエネルギーや水の確保が可能な災害に強いオフグリッド型の施設整備を進めます。
- ・災害時の支援拠点を確保するため、平時には町民の交流拠点として使用し、大規模災害時には多数の避難者を受け入れることができる、再生可能エネルギーを活用した複合型の避難拠点施設の整備を進めます。
- ・子どもからお年寄りまで、すべての世代の町民が快適に利用することができ、防災機能を備えた大型の公園の整備を進めます。

【主要事業】

(1) 道路河川の災害復旧

震災により被災した公共土木施設、特に道路や河川の災害復旧は、町内全域にわたり多数に上ることから、長期間を要する状況となっていますが、災害の国庫補助事業として順次実施し、生活インフラの早期復旧を進めていくとともに、防災機能の強化を図ります。

併せて、復旧工事の進捗状況を適切に管理し、実施予定時期を公表するなど、町民との連携を密にし、生活基盤の一日も早い復旧に努めます。

(2) 上下水道の強靱化

震災により甚大な被害を受けた上下水道施設や管路の復旧を進めていくとともに、震災の教訓を踏まえ、上下水道インフラの強靱化を重要課題と位置づけ、上水道の断水や下水道の流下機能不全を最小限に抑えるため、基幹管路を中心とした管路の耐震化や施設の統廃合・耐震化を推進し、大規模災害に対する備えの充実を図ります。

さらに、平時からの危機管理体制の整備と訓練の継続により、災害対応力の一層の向上を目指します。

(3) 復興のシンボルとなる複合型の避難拠点施設と防災公園の整備

令和6年能登半島地震では、住宅の損壊や大津波警報の発令などにより、全町民が避難を余儀なくされ、多くの公共施設が被害を受ける中、避難所が損壊して使用できない状況や、施設規模が小さく、避難者を十分に収容できないなどの課題が生じました。

この教訓を踏まえ、平時は生涯学習やスポーツ活動の拠点として活用し、大規模災害時には多数の避難者を受け入れることのできる複合型の避難拠点施設と防災公園を整備します。

これにより、災害時の避難施設の確保と防災対策の強化を図るとともに、平時における地域の賑わい創出や地域コミュニティの活性化につなげます。

① 避難拠点施設の整備

平時は生涯学習やスポーツの拠点、多様な学習機会の提供や町民の健康増進を支える施設として、災害発生時には、多数の避難者を受け入れることのできる避難拠点として機能するように整備します。

施設には、太陽光発電の再生可能エネルギーやシャワーやトイレにも使用することができる水循環システムなどを備え、自立的に運用できる施設を構築します。飲料水の確保、衛生環境の維持、生活支援機能を備えることで、3日間程度は外部支援がなくても自立して避難生活することができる体制を確保します。

② 防災公園の整備

避難拠点施設に隣接し、平時は健康づくりや憩いの場として、災害時には、避難者の駐車場、支援物資の集積や救援活動スペースなどに利用できる機能を有する防災公園を整備します。

(4) 指定避難所の機能強化と防災資機材の整備

災害時における地域の指定避難所の防災機能を強化するため、必要な指定避難所の耐震補強やバリアフリー化などの整備を進めます。併せて、通信設備の整備や備蓄倉庫の設置などの防災機能の強化を図り、地域と連携しながら、効果的な運用体制を構築します。

また、災害発生時に必要となる防災資機材については、計画的な備蓄及び更新を行い、現場での初動対応から継続的な救援活動を支える体制を整備します。併せて、地域の自主防災組織と連携しながら、定期的な訓練や点検・整備を実施するとともに、在庫管理と更新サイクルの確認を行い、適正な運用に努めます。

(5) オフグリッド型のインフラ施設等の整備促進

大規模な自然災害発生時においても、公共機能を維持できるよう、主要な公共施設や拠点となる避難所等に太陽光発電や蓄電池などの自立型設備の導入を進めます。これにより、外部電源が途絶えた場合の電力を確保し、行政機能の継続及び避難所機能の維持を図ります。併せて、受水槽の設置や水循環システムの導入を進め、災害時における水資源の自立的な確保を推進します。

(6) 住宅耐震化の促進

震災により罹災証明書の交付を受けた住宅を対象として、地震に対する安全性の向上を図るため、耐震診断に要する費用負担の軽減を行うほか、耐震改修設計と耐震改修工事を一体的に実施する場合の補助制度を継続して実施します。住宅の安全性を確保することにより、町民の生命と財産を守り、地域の復興の推進と良好な住環境の形成を図ります。



町道第740号西山羽咋線災害復旧工事



住宅の耐震化工事

1-4. 将来につながるまちづくり・ひとづくり

震災からの復旧・復興を経て、将来へとつながる希望と活力あるまちづくりを実現するため、町民、各種団体、大学、企業など多様な主体が連携し、関係人口の創出、魅力的な学び環境の整備、持続可能な公共交通の確保、DXの推進などの取組を総合的に進めます。地域の活力を高めながら、誰もが安心して暮らし、未来に希望が持てる環境づくりを推進します。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・人口減少や少子高齢化の進行に加え、震災の影響により、今後さらに地域を支える担い手の不足が懸念されます。復旧・復興に向けた取組を着実に進めていくため、担い手の確保が重要な課題となっています。
- ・移住の促進や起業支援にあたっては、いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）や能登官民連携復興センター等の県の関係機関や民間企業等との連携を強化していく必要があります。
- ・本町には鉄道が通っておらず、主要な公共交通は、北陸鉄道の路線バスと町のコミュニティバスとなっていますが、路線バスの廃止や減便が進んでいることから、持続可能な地域公共交通の確保が求められています。

【取組】

- ・災害に強い住宅地や魅力ある子育て環境の整備を推進し、若い世代の移住を促進するとともに、震災による被害の大きかった奥能登地域からの移住や都市部との二地域居住の推奨などにより、移住・定住の促進を図ります。
- ・本町の特性を活かして、立地企業と連携したスタートアップなどの起業創業支援を図ります。
- ・震災を機に本町と関わりのある災害ボランティアやNPO、学生などと連携した関係人口の拡大につながる取組を推進します。

【主要事業】

(1) 移住の促進と起業支援、関係人口の創出

人口減少が深刻化する現状を踏まえ、今後も若い世代の移住・定住の促進に取り組むとともに、都市部との二地域居住の推奨や起業・創業支援の充実に努めます。また、奥能登地域からの移住の促進や、震災を契機とした都市部との関係人口の拡大に向けた取組を推進します。

さらに、災害に強いまちづくりや子育て環境の充実などの各種分野において、大学・企業と地域との連携を促進し、未来に希望が持てる環境づくりを進めることで、地域の担い手育成につなげます。

(2) 持続可能な公共交通の確保

本町の主要な交通手段はバスとなることから、従来の民間バスの路線確保に努めていくほか、町が運行するAI（人工知能）を活用したデマンド型の乗合交通「しかばすいーじー」の利便性を向上させ、利用者の増加につなげます。併せて、ライドシェアの導入を検討し、誰もが利用しやすい持続可能な公共交通サービスの充実に努めます。

2

＜生活環境＞ 安全で快適に住み続けられるまち

2-1. 良好な居住環境の確保と推進

震災により町内全域で道路、上下水道などの公共インフラが壊滅的な被害を受け、町民の暮らしや生業に大きな影響を及ぼしました。このため、優先的に公共インフラの復旧に取り組むとともに、施設の強靱化を進めることで、自然災害に強い生活基盤を整備し、町民が安心して暮らすことができる良質な居住環境の形成を図ります。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・地籍調査事業は、過疎化・高齢化が進行する中、早期に実施し、正確な土地情報を残す必要がありますが、完了までに概ね10年を要する見込みです。また、震災による大規模な地殻変動により、富来地域の基準点に誤差が生じており、その修正にも長期間を要する見込みです。
- ・空き家については、公費解体により一定の解消が図られましたが、なお残存する空き家の早期解体に向けた対応を検討していく必要があります。
- ・震災により町内全域で長期間にわたり断水となったことを踏まえ、水道管路の耐震化を計画的に進めるため、優先的に整備する水道管路を見直し、耐震化計画を策定するとともに、計画に基づく早期整備が必要です。
- ・上下水道事業の公営企業会計は、人口減少等に伴う料金収入の減少や災害復旧投資の増大などにより経営環境が厳しさを増しており、経営戦略の早期策定が求められています。
- ・近年多発する集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水排水対策工事の実施などのハード対策に加え、冠水が予測される箇所の情報周知などのソフト対策を一体的に推進することが必要です。
- ・震災により住家の敷地の宅地が甚大な被害を受けたことから、被災宅地の早期復旧を図るため、復旧工事に対する支援が必要です。

【取組】

- ・地籍調査は、土地取引や民間開発、インフラ整備の円滑化に加え、防災対策や被災後の復旧・復興の迅速化に寄与することから、事業の推進を図ります。加えて、震災により生じた誤差を修正するため、図根三角点再測量などを行い、適切な座標への補正作業を実施します。
- ・被災家屋の公費解体後に残った老朽危険空家について、空家等対策計画に基づき、所有者に解体を促すなど、空き家の早期解体に向けた取組を進めます。
- ・耐震化計画に基づき、上下水道施設や管路の耐震化を早期に実施するとともに、老朽管路の計画的な更新を進め、安定した水道水の供給体制の確保を図ります。
- ・上下水道事業について、災害復旧の進捗を踏まえ、将来推計を反映した経営戦略を策定し、計画的な事業運営のもと、持続可能で安定した経営の確立を図ります。
- ・集中豪雨による浸水被害抑制に向けた対策工事などを実施し、町民の安全の確保を図ります。
- ・被災宅地の復旧に対し国や県の補助金を活用するとともに、町単独費を上乗せして支援を強化し、復旧の加速化を図り、町民が安心して暮らせる生活環境の早期回復に取り組めます。

【主要事業】

事業名	事業の概要
地籍調査事業	志賀地域の調査は概ね完了しており、現在調査中の富来地域の調査を迅速に推進し、地籍調査事業の早期完了を目指します。
空家等対策事業	空き家等の適切な管理と対策を総合的かつ計画的に進めることで、地域の安全・安心の確保と災害リスクの低減を図ります。志賀町空家等対策協議会において、具体的な対策を推進します。
街灯管理修繕事業	維持管理費の適正化と二酸化炭素排出量の削減を同時に実現するため、街灯のLED化を計画的に推進し、町民の暮らしの質の向上を図ります。
水道施設の耐震化事業	配水池などの主要構造物について、耐震診断の結果を踏まえ、優先度の高い施設から順次耐震工事を進め、水道施設の安全性と安定性の確保を図ります。
老朽管路の更新事業	水道水の安定供給を長期にわたり確保するため、更新時期を迎えた老朽管路の計画的な更新を推進し、災害時における迅速な復旧体制の確保を図ります。
水道施設改修・設備更新事業	安定的な水道供給の確保に向け、新水道ビジョンや経営戦略の検証を踏まえ、施設の改修や設備の更新について、実耐用年数やトラブルの頻度、故障時のリスクなどの観点から、ストックマネジメントの考え方を取り入れ、計画的に事業を実施します。
上下水道事業経営基盤の強化	安定的な上下水道サービスを継続的に提供するため、経営戦略の改訂と着実な実行により、中長期的な経営基盤の安定化を図ります。また、新水道ビジョン、公共下水道ストックマネジメント計画、農業集落排水施設維持管理適正化計画など各種計画に基づき、事業内容の最適化を図ります。
農業集落排水等施設整備事業 (強靱化)	施設の老朽化に伴う突発的な故障を未然に防止するため、施設の強靱化を進め、処理能力の維持を図ります。併せて、人口減少等を踏まえ、処理区の統合や浄化槽区域の見直しについて検討を進めます。
公共下水道事業 (処理区統合)	人口減少などによる将来的な処理水量の減少を見据えるとともに、施設の老朽化対策の改築時期等を踏まえ、持続可能な汚水処理の運営に向けて、処理区の統合を推進し、効率的な事業運営を図ります。
公共下水道事業 (ストックマネジメント)	下水道施設の耐震化などの機能向上を含めた長寿命化計画を策定し、予防保全的な管理と計画的な改修などを行うことにより、事故の未然防止とライフサイクルコストの最小化を図ります。
公共下水道事業 (雨水排水)	豪雨時に道路排水が滞留し、路面冠水が発生している箇所があることから、雨水排水機能の向上に向け、既設水路の拡張などの対策事業を計画的に実施します。

事業名	事業の概要
下水道等の啓発推進事業	下水道などの水洗化向上を図るため、未接続世帯への早期接続に向けた啓発活動を推進します。下水道などの利便性や環境面での効果を町民に理解を求め、水洗化率の向上による経営基盤の強化を図ります。
被災宅地等復旧支援事業	震災により被害を受けた宅地や住宅の復旧を支援するため、所有者が実施する宅地の復旧や住宅の傾斜修復、宅地擁壁の復旧に対し、958.3万円を上限とする補助金を交付します。
住まい再建相談支援事業	応急仮設住宅の供与期間内に、被災者が自力で住まいの再建へ着実に進めるよう、専門的な相談窓口の設置や個別訪問・聞き取りを軸とした伴走型支援を通じて、再建計画の策定から手続きや情報提供までを一体的に行い、住まい再建と生活の安定を図ります。
住まい再建・入居支援事業	仮設住宅などからの転居費用支援に係る経費を支援します。新居への円滑な移行を促進し、生活再建を踏み出す環境の整備を図ります。
復興公営住宅整備事業 (再掲)	震災により住宅を失い、自ら住居を確保することが困難な被災者に対し、恒久的な居住の安定を確保する復興公営住宅を整備します。
住宅の耐震化事業 (再掲)	震災により罹災証明書の交付を受けた住宅を対象として、耐震診断に要する費用負担の軽減を行うほか、耐震改修設計と耐震改修工事を一体的に実施する場合の補助制度を継続して実施します。住宅の安全性を確保することにより、町民の生命と財産を守り、地域の復興の推進と良好な住環境の形成を図ります。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
地籍調査事業進捗率(%) ※山林字を除く	93.7	96.9	99.0
老朽危険空き家助成事業補助件数(件)	0	5	10
空き家バンクへの新規物件登録件数(件)	7	10	10
街灯LED化率(%)	35.0	70.0	100.0
水道基幹管路耐震化率(%)	13.0	17.0	22.0
配水池耐震化率(%)	43.6	62.0	71.0
下水道等水洗化率(%)	81.2	85.0	90.0
汚水処理区の統合(処理場数)	23	19	15
被災宅地復旧件数(件)	29	20	0

2-2. 交通基盤の整備と公共交通の充実

震災により甚大な被害を受けた町道の復旧を最優先に進め、また、地域間の移動や災害時における交通の確保、観光地へのアクセスなど、多様なニーズに対応できる交通ネットワークの構築が求められています。町民の安心で快適な暮らしを維持するため、道路の適切な維持管理や老朽化した道路施設の更新及び耐震化を計画的に進めるとともに、金沢市や周辺市町を結ぶ国県道の整備促進を関係機関に要望し、広域交通ネットワークの充実を図ります。さらに、高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段を確保するため、持続可能な公共交通の確保に努めます。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- 生活道路や通学路の安全確保や利便性向上に関する地区の要望が寄せられている中、緊急性や地域性を考慮した効果的な事業の推進が求められています。また、震災を踏まえ、避難路や防災拠点へのアクセス道路の整備も必要とされています。
- 道路、トンネル、橋梁などが老朽化しており、修繕や改良を要する箇所が増加するとともに、対策工事費の増加も見込まれています。橋梁については、修繕計画に基づき事業を進めていますが、対象施設が多く、対策が十分に追い付いていない状況であることから、重要度の低い施設については、撤去などの対応も検討する必要があります。
- 町道の融雪施設についても老朽化が進み、今後は修繕費の増加が見込まれます。
- 国道・県道の拡幅事業などについては、震災からの災害復旧が優先されているため、先送りまたは凍結されている路線があり、広域幹線道路の整備に時間を要するものと見込まれます。
- 高齢者をはじめとする交通弱者の生活の足となる公共交通については、利便性の向上と事業の継続性の確保が求められます。

【取組】

- 集落間を結ぶ町道の復旧工事を最優先に進めるとともに、トンネルなどの道路施設についても、適切な維持管理や必要な整備・改良に取り組みます。
- 橋梁補修を的確に行い、耐久性の向上と長寿命化を図るとともに、大規模修繕や架け替えの時期を平準化できるよう、計画的かつ効率的に事業を実施します。
- 冬期間における安全な交通の確保に向け、効果的な融雪施設の整備を推進します。
- 隣接市町との広域的な道路交通網の確保に向け、国県道の整備及び耐震化・強靱化の実施について、継続的に国や県に要望します。
- A I を活用したデマンド交通により、町内の移動の利便性を向上させるとともに、運行経費の削減につながるよう、効率的かつ効果的な事業を実施します。

【主要事業】

事業名	事業の概要
AIを活用した予約制乗合交通運行事業	町民の日常的な移動を支えるとともに、志賀地域と富来地域間の移動を可能にすることで、利便性の向上を図ります。また、民間路線バスとの接続など、効果的な運行について、町地域公共交通会議で審議し、運行形態などの見直しを行います。
ライドシェアの導入検討	持続可能な地域公共交通の確保に向け、個人の車の空席を地域住民で共同利用する新たな移動手段として、ライドシェアの導入を検討します。
生活バス路線維持対策費補助金交付事業	地域住民の生活に必要な民間事業者のバス路線の運行を維持するため、必要な補助金を交付し、安定的な公共交通サービスの確保を図ります。
のと里山海道の4車線化の事業促進	金沢と能登を結ぶ大動脈であり、災害時には重要な避難路となるのと里山海道の上棚矢駄ICから徳田大津ICまでの区間における4車線化の事業促進を県に要望します。
国道249号の道路整備の事業促進	重要な基幹道路であるとともに、災害時の重要な避難路としての機能を担う国道249号の三明から荒屋までの区間における道路改良事業の促進について県に要望します。
県道改良舗装事業	県道の改良舗装事業を県に要望し、道路の通行環境を整え、町民の日常生活や地域産業の活動を支えるとともに、車両の安定走行を確保します。
地方創生道整備推進交付金事業	国の交付金事業を活用して、地域の経済活動を支える基盤となる交通網の総合的な整備を進めるとともに、町民の生活利便性や安全性の向上を図ります。
道路老朽化対策事業	道路施設の老朽化度を定期的に点検し、その結果を踏まえた計画的な維持管理や予防保全を進めることで、個別施設ごとの長寿命化、安全かつ安定した道路機能の確保を図ります。
道路側溝等補修事業	道路側溝の改良・補修を計画的に実施することで、車両や歩行者の安全性を確保するとともに、将来にわたる維持管理の負担を軽減し、町民の生活環境の向上と安全を推進します。
町道法面改修事業	老朽化した道路沿いのコンクリート吹付などによる法面を計画的に改修し、斜面を安定させることで、土砂崩れや落石などを防ぎ、道路や周辺インフラの安全を確保します。
町道改良舗装事業	集落内の生活道路や通学路など、冬季を含めて通行者の安全確保が困難な町道を対象に必要な改良舗装工事を実施し、地域住民の利便性を高め、通行者の安全を確保します。
歩道カラー舗装化事業	高齢者や子ども達が安全に通行できる歩行空間を確保するため、通学路の危険箇所カラー舗装を施し、歩道と車道の境界を際立たせることで、歩行者優先の空間認識を高めることを推進します。

事業名	事業の概要
町道融雪設備整備事業	冬期間の町道における通学路の安全確保と地域防災力の強化を図るため、融雪設備を整備し、凍結・積雪時の走行安定性を高めるとともに、災害時の避難路、緊急輸送通行の確保を推進します。
道路構造物定期点検事業	トンネルや橋梁などの道路構造物について、安全・安心な道路環境を確保するため、効率的な維持管理の観点から定期点検を行い、補修の必要性がある損傷箇所には応急措置を講じます。
町道橋梁長寿命化補修事業	町道に属する橋梁の機能を長期にわたり確保するため、劣化状況を早期に把握して適切な補修を行い、長寿命化を図るとともに、大規模修繕や架け替えの時期を平準化することで、財政負担の安定化と町民の安全・安心を確保します。
都市計画道路整備事業	市街地における交通ネットワークとしての基盤機能を強化し、安全で快適な市街地形成を図るため、都市計画道路の整備を計画的に進めます。
能登半島地震道路河川災害復旧事業 (再掲)	震災により被害を受けた公共土木施設、特に道路及び河川の災害復旧を国庫補助事業として実施し、地域の生活インフラの早期復旧を進めていくとともに、防災機能の強化を図ります。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
町内の公共交通利用者数(しかばすいーじー利用者数)(人)	—	28,794	20,567
道路改良率(%)	47.5	47.5	48.0



町道改良工事



橋梁点検

2-3. 地域防災体制・原子力防災対策の強化

近年の複雑化・多様化する大規模災害に備え、災害予防対策や災害復旧・復興対策などを組み合わせた総合的防災体制が求められています。本町においても、防災関連施設の修繕や防災機器の更新を行うとともに、地域防災計画に基づく効果的な防災訓練などを実施し、町民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

また、原子力発電所の有事の際に円滑な避難を可能とするため、防災訓練の実施や放射線防護対策施設の適切な更新を進め、町民が安心して暮らせるための原子力防災対策の強化を推進します。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・震災の影響により、防火水槽が破損して使用不能、または漏水による貯水量の低下などの支障が生じており、老朽化した防火水槽の更新も含め、修繕箇所の増加が見込まれます。
- ・老朽化や故障により防災行政無線の運用に支障が生じており、設備の修繕やスピーカーの更新が求められているほか、無線方式のシステム更新費用が高額であることから、運用体制の見直しが必要です。
- ・被災した住宅を対象に住宅耐震改修工事の補助金額の上限を拡充しているものの、耐震診断を含め、町民に対する住宅の耐震対策をさらに推進していくことが必要です。
- ・消防団員の確保に苦慮する分団が多く、今後は現行体制の維持が困難となることが見込まれるほか、分団の消防ポンプ自動車の老朽化が進んでおり、修繕費の増加が懸念されます。
- ・震災を機に、地域防災計画及び原子力災害避難計画の実行性が問われることとなり、避難計画の見直しが求められています。また、見直しにあたっては、関係部局や地域との連携強化を図りながら進めていく必要があります。
- ・自主防災組織や防災士の充実化を図るとともに、定期的な訓練や研修によるスキルアップを図り、地域防災力を向上させる必要があります。

【取組】

- ・消防水利の確保に向けて、耐震性防火水槽の設置を進めるとともに、安全で維持管理のしやすい有蓋化の防火水槽への更新を進めます。
- ・緊急時における情報伝達などを迅速かつ正確に行うため、無線と有線設備を併用した通信体制を構築し、円滑な運用を目指します。
- ・建築物の耐震診断及び耐震改修工事の補助事業を継続して実施し、住宅の安全確保を図ります。
- ・消防活動の充実を図るため、消防団員の減少を踏まえた消防団の再編に向けた調整を行うとともに、火災などにも迅速に対応できるよう、消防ポンプ自動車の計画的な更新を進めます。
- ・原子力防災訓練や防災研修会を引き続き実施することで、町民の防災意識をさらに高めるとともに、地域との連携を強化し、各種計画の充実に取り組みます。
- ・有事の際に屋内退避を行うための放射線防護対策施設の整備及び維持管理を行います。
- ・自主防災組織の結成や防災士の育成を支援し、地域防災力の強化を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の概要
木造建築物耐震化促進事業	既存の木造建築物を対象に簡易耐震診断を実施し、診断結果に基づき耐震改修を促進することで、災害時の人命と財産を守り、地域全体の安全・安心なまちづくりを推進します。
既存建築物耐震改修工事費等補助事業	耐震改修促進計画に基づき、既存建築物の耐震改修工事に対して補助金を交付することで、地震による建築物の倒壊などの被害を未然に防止し、町民の安全を確保します。
除雪機械維持管理事業 (除雪機械購入事業)	冬期における安全で円滑な道路除雪体制を確保するため、老朽化した除雪機械を計画的に更新するとともに、維持管理体制を強化し、安全な通行環境を確保します。
内水ハザードマップ作成事業	豪雨時に河川や排水路の水位上昇により浸水が発生する内水氾濫に備え、被害想定区域を示したハザードマップを作成し公表することで、町民の避難行動や防災対策の推進を図ります。
防火水槽等新設事業	消防水利を確保するため、耐震性を備えた防火水槽（40㎡級）の設置を計画的に進めていきます。
防火水槽修繕事業	無蓋の防火水槽については、危険防止や維持管理、環境保全上の観点から、順次有蓋化を進めます。
消防自動車購入事業	火災などの各種災害に迅速かつ的確に対応できるよう、最新鋭の消防ポンプを搭載した消防自動車を購入します。
消防団の再編事業	消防活動の充実を図るため、消防団員の減少を踏まえ、消防団の再編に向けた調整を関係者と連携して進めます。
自衛消防活性化事業	地区や自主防災組織などが使用、管理する消火栓ホース格納箱や消防用ホースなどの整備事業に対して補助を行い、地域の初期消火体制の強化を支援します。
情報伝達手段の拡充	放射線防護対策施設を中心に、災害時の通信手段を多様化・冗長化することで、通信規制などの影響を極力回避し、町民へ迅速かつ確かな情報を発信するとともに、避難所運営の円滑化を図ります。また、衛星通信などの非常用通信手段を確保し、テレビ・インターネット・SNSなどの情報システムを統合的に活用することで、町民の安全・安心を守る体制を構築します。
地域防災組織育成事業	震災を教訓に、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という住民の防災意識が高まっており、自主防災組織を立ち上げた地域に対し、防災関連備品の整備に係る支援を行い、迅速な救助活動を支援するとともに災害による被害の軽減を図ります。
防災意識の醸成活動の推進事業	地域の防災力を高めるため、防災ハザードマップを充実させるとともに、避難所内での行動マニュアルの作成などを進めます。また、防災士の育成事業を通じて、防災訓練や講習会を実施し、町民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

事業名	事業の概要
原子力災害対策施設整備事業 (防災資機材含む)	原子力災害時に高齢者や障害者などの要配慮者が安全かつ円滑に屋内退避できる放射線防護対策施設を整備するとともに、避難生活に必要な防災資機材（水、食料、衛生用品、寝袋、簡易ベッド等）を備蓄します。
原子力防災訓練等を通じた町民の防災意識の高揚	原子力防災訓練を通じ、防災に携わる職員の技術・判断力・連携力を向上させるとともに、地域住民や関係機関の防災意識を高め、地域全体の防災力を総合的に強化します。現場での初動対応の正確性を高める訓練と町民の防災知識の普及・啓発を同時に推進し、災害時の安全性と信頼性を確保する仕組みづくりを進めます。
原子力災害に対する地域対策の充実	原子力災害発生時に、要配慮者などが安全かつ円滑に避難できる体制を強化するため、自主防災組織の結成支援や防災士の育成を推進するとともに、地域全体の防災力強化を図ります。
防災行政通信システムの整備	災害時などにおける情報伝達や広報活動を迅速かつ正確に行うため、無線と有線設備を併用した運用体制を構築し、円滑な運用に取り組みます。
地域防災計画及び避難計画の充実	災害時及び原子力災害発生時における町民避難を確実かつ円滑に実施するため、要配慮者を含む全町民の避難計画の実効性向上を図ります。併せて、地域防災計画の見直しと充実を進め、広域連携の強化と迅速な初動対応により、最大限の町民の安全確保を目指します。
指定避難所の機能強化事業 (再掲)	災害時における地域の指定避難所の防災機能を強化するため、必要な指定避難所の耐震補強やバリアフリー化などの整備を進めます。併せて、通信設備の整備や備蓄倉庫の設置などの防災機能の強化を図り、地域と連携しながら、効果的な運用体制を構築します。
防災資機材整備事業 (再掲)	災害発生時に必要となる防災資機材については、計画的な備蓄及び更新を行い、現場での初動対応から継続的な救援活動を支える体制を整備します。併せて、地域の自主防災組織と連携しながら、定期的な訓練や点検・整備を実施するとともに、在庫管理と更新サイクルの確認を行い、適正な運用に努めます。
複合型避難拠点施設・防災公園整備事業 (再掲)	平時は生涯学習とスポーツなど町民の交流拠点として、大規模災害時には多数の避難者を受け入れることができる複合型の避難拠点施設の整備を進めます。 また、隣接して、平時は健康づくりや憩いの場として、大規模災害時には、避難者の駐車場、支援物資の集積や救援活動スペースなどに利用できる防災公園を整備します。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
自主防災組織数(累計・組織)	40	50	60
防災士の登録者数(累計・人)	336	390	450
原子力災害対策施設整備数(累計・箇所)	12	12	12



消防訓練



火災予防の啓発



原子力防災訓練の様子



2-4. 交通安全活動・防犯活動の推進

町内全体での交通事故による年間死傷者数は減少傾向にある一方で、高齢運転者による事故は年々増加しています。運転免許証の自主返納を丁寧に促すとともに、交通安全意識の向上を図る取組を進めます。

また、震災に関連した消費者トラブルが発生している現状を踏まえ、地域ぐるみで犯罪被害を未然に防止するための活動を支援し、注意喚起等の情報発信を積極的に行います。

さらに、高齢運転者向けの安全講習や見守り活動の強化、通学路の危険箇所点検、詐欺被害防止に関する周知を計画的に実施します。これらの取組により、交通事故や犯罪のない、安全で安心な地域社会の実現を目指します。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・ 高齢運転者が加害者となる交通事故が年々増加しており、事故の未然防止を図るため、高齢運転者の運転免許証の自主返納を促進していくことが求められています。
- ・ 運転免許証を返納した高齢者の移動手段として、地域公共交通や予約制乗合交通「しかばすーじー」の利用を周知することが求められています。
- ・ 震災関連の消費者トラブルが増加していることから、被害の未然防止に向けた相談体制の充実や注意喚起などの情報提供の強化が求められています。

【取組】

- ・ 高齢運転者による交通事故を減らすため、高齢運転者の運転免許証の自主返納を推進する支援事業を実施します。
- ・ 運転免許証を自主返納した方に対し、地域公共交通やしかばすの利用を促進するとともに、移動支援を含めた生活サポートに関する情報提供を行います。
- ・ 街頭指導や交通安全教室の開催などを通じて、町民の交通安全意識の向上を図ります。
- ・ 地区防犯協会の活動の活性化を図るとともに、警察等の関係機関と連携し、防犯体制の強化を推進します。また、震災関連等の消費者トラブルを未然に防止するため、相談体制の充実や情報提供の強化を図ります。



交通安全教室



交通安全街頭キャンペーン

【主要事業】

事業名	事業の概要
交通安全対策事業 (高齢者運転免許証自主返納)	65歳以上の高齢運転者による自主的な免許返納を促進するとともに、返納後の移動手段を確保することで、地域の交通安全の向上を図ります。また、返納後も日常生活に支障が生じないように、地域公共交通やしかばすの利用促進、移動支援などの生活サポートに関する情報提供を実施します。
交通安全対策事業	安全で安心なまちづくりを推進するため、街頭啓発活動や交通安全教室の開催を通じて、町民一人ひとりの交通安全意識の向上を図ります。また、子どもから高齢者まで幅広い世代が日常的に交通ルールを守り、交通事故リスクの低減につながる地域社会の実現を目指します。
防犯対策事業	地域住民が安心して日常生活を送れるよう、防犯抑止力の向上と地域ぐるみで犯罪被害を未然に防ぐ防犯体制の強化を図ります。関係機関と連携した防犯パトロールの実施や危険箇所の点検・巡回の強化、迅速で的確な連絡体制の整備を通じて、安全で安心して暮らせる地域社会の形成を推進します。
消費者行政活性化事業	町民が安全で安心な消費生活を送ることができる環境づくりを推進するため、年齢段階に応じた消費者教育の充実を図るとともに、専門相談員を配置した相談体制の強化、必要な情報提供と啓発活動を一体的に実施し、消費者被害の未然防止と早期発見・早期対応に取り組めます。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
交通事故年間死傷者数(人)	37	30	25
運転免許証自主返納報償品申請数(件)	95	100	110

2-5. 自然環境の保全と持続可能な管理

本町は能登半島の豊かな自然に囲まれ、里山里海の恵みを活かした暮らしが長く育まれてきました。近年の地球温暖化の進行や自然災害の頻発を踏まえ、環境林の整備や土砂災害対策、河川改修などを計画的に進め、安全で安心な生活環境の確保を図ります。

また、自然環境の保全と町民の安全確保を両立させ、人と自然が共生するまちづくりを推進します。地域住民・事業者・行政が連携し、持続可能な資源利用や環境教育の推進を通じて、次世代へ健全な自然環境を継承します。併せて、将来の気候変動に備え、洪水や高潮などの災害に強いまちづくりを進めるとともに、避難計画の充実や自然環境が有する緩衝機能の強化を図ります。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・がけ地災害防止対策事業については、これまでがけ地の下段の崩土除去を行ってきましたが、災害リスクの低減を図るため、上段部を含めた一体的な対策工事の実施が求められています。
- ・松くい虫による被害木は、高温多湿の状況下にあるため、今後も増加することが懸念されています。
- ・県事業で実施している広域河川改修については、震災からの復旧・復興事業との兼ね合いにより、事業進捗に遅れが生じる可能性があることから、計画的な整備の推進が求められています。

【取組】

- ・豪雨や地震などの自然災害によるがけ地の崩落対策について、制度の見直しを行いながら、計画的かつ適切な対策を推進します。
- ・松くい虫の被害木の伐採に努めるとともに、被害の拡大防止に向けた防除対策を推進し、健全な森林環境の保全を図ります。
- ・広域河川の改修については、関係機関や関係団体と連携し、県に対して早期整備と着実な事業推進を求めています。併せて、準用河川の適切な維持管理や点検を継続的に実施し、治水機能の向上を図ることで、洪水被害などの未然防止に努めます。



薬剤散布(松くい虫奨励防除事業)



保全松林緊急保護整備事業

【主要事業】

事業名	事業の概要
松くい虫奨励防除事業	海岸部に位置する保安林及び景観松林の健全性の維持・回復を図るため、松くい虫被害木の伐採や防除対策を実施し、被害の拡大防止に取り組みます。これにより森林が有する防災機能と景観価値を長期的に確保するとともに、地域住民の安全・安心の確保と観光・林業の持続的な発展を支える基盤の強化を図ります。
保全松林緊急保護整備事業	松くい虫被害により、枯死またはその危険性が高まっている松林について、迅速かつ計画的な保全対策を実施します。被害木の伐倒や薬剤によるくん蒸を組み合わせ、被害の拡大防止を図るとともに、森林の生態系機能の維持と地域林業の安定的な発展につなげます。
森林経営管理事業	手入れが行き届いていない森林について、計画的な間伐や保育整備を実施し、森林が有する多面的機能の維持・強化を図ります。これにより、水源涵養機能の保全や山地災害の防止を推進するとともに、地域住民の安全な生活環境の確保と次世代への健全な森林資源の継承につなげます。
県営急傾斜地崩壊対策事業	福浦地区における急傾斜地の崩壊リスクの低減を図るため、県と連携して対策事業の着実な推進に取り組み、土砂災害の未然防止と町民の生命と財産の保護を図ります。併せて、災害時の迅速な避難・救援体制の確立や防災意識の向上を推進し、地域の安全・安心を支える防災基盤の強化につなげます。
がけ地災害防止対策事業	がけ地の防災工事及び災害により被災した場合の応急防災工事に対し、工事費の一部を助成するとともに、災害の未然防止の観点から、がけ地崩落対策に係る制度の見直しを検討します。
広域河川改修事業	二級河川米町川をはじめとする河川の治水機能の強化を図るため、広域河川改修の事業促進を県に要望するとともに、県・町・関係機関・地元住民と連携し、計画的な河川整備の推進に取り組みます。
準用河川管理事業	河川の氾濫防止と治水機能の維持を図るため、堆積土砂の除去や支障木の伐採など、河川の適切な維持管理を実施し、地域の安全・安心の確保に努めるとともに、防災力の向上を図ります。
海岸保全事業	富来領家浜をはじめとする海岸の浸食防止対策を県事業により推進し、砂浜の保全・回復と海岸機能の維持を図ります。これにより、漁業・観光・防災など多面的機能を有する海岸環境の保全を推進します。

2-6. 循環型社会に向けた取組の推進

地球温暖化への対応と限りある資源の有効活用は、世界的に極めて重要な課題です。本町においては、再生可能エネルギーの導入、廃棄物の削減、資源の分別・リサイクルの徹底を進めるとともに、GX(グリーントランスフォーメーション)の推進を通じて、脱炭素化と地域経済の持続的発展の両立を図ります。町民と行政が一体となって取組を加速させ、持続可能な循環型社会の実現を目指します。

さらに、環境教育の充実や省エネルギー行動の推進により、日常生活における環境負荷の低減を図るとともに、地域事業者との連携を強化し、脱炭素化に資する技術導入やグリーン調達を推進します。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・ 町内の一般家庭の廃棄物排出量については、震災の影響により一時的に増加しましたが、その後は震災前の水準へ戻っています。一日当たりの家庭系燃えるごみの排出量はほぼ横ばいで推移しており、従来水準をさらに低減していく取組が求められています。
- ・ 海岸漂着物の回収については、限られた予算や人員体制の中で、町内全域の海岸への対応が困難な状況となっています。また、地域のボランティア清掃活動は、担い手の高齢化などにより減少傾向にあり、持続的な海岸環境保全体制の確保が課題となっています。

【取組】

- ・ 家庭用生ごみ処理機器の設置に対する補助制度のさらなる周知を図るとともに、ごみの発生抑制と減量化に向け、町民の意識向上を促す啓発活動を継続的に実施します。
- ・ 企業や地域団体と連携した清掃活動を推進するとともに、環境美化に対する意識の醸成を図るための教育、啓発活動を実施し、良好な景観と自然環境の保全に取り組みます。



環境保全に向けた啓発活動

【主要事業】

事業名	事業の概要
ごみ対策事業 (生ごみ処理機器設置費補助金)	町内の一般家庭から排出される生ごみの減量化と資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機器の購入・設置費用に対し補助金を交付し、循環型社会の形成を促進します。家庭段階からのごみ削減を進め、生活環境の保全と環境負荷の低減を図ります。
4 R活動の普及・啓発促進事業	町民・企業・行政を対象に、4 R(リフューズ:発生回避/リデュース:減量化/リユース:再利用/リサイクル:再資源化)を軸としたごみ減量化の意識醸成と実践を促進します。啓発活動と支援施策を通じて、適正処理の徹底と資源循環型社会の定着を図ります。
石川県海岸漂着物地域対策推進事業	海岸漂着物の回収と適切な処理を通じて、海岸の良好な景観と環境の維持・回復を図るとともに、地域住民の安全、健康の確保、漁業・観光等の持続可能な活動の支援にも取り組みます。
再生可能エネルギー等導入事業	再生可能エネルギーと蓄電技術の導入を推進し、大規模災害時にも公共施設や避難所で安定的に電力を確保できる体制を整備します。日常時には地域全体の省エネルギーやCO ₂ 削減を進めるとともに、災害時には自立的なエネルギー供給力を高め、町民の安全の確保と持続可能なまちづくりを目指します。
エネルギー構造転換理解促進事業	再生可能エネルギーの導入やエネルギー構造の転換について、社会全体で共有し、町民の理解と協力を深めるため、適正な広報に努めていきます。併せて、地域の環境配慮と地域活性化の両立を図り、地域の信頼と協働を基盤とした取組を推進します。
環境保全への啓発促進事業	本町の豊かな自然環境を将来にわたり維持していくため、町民や事業者など、地域の多様な主体と連携し、環境美化に取り組む意識を高める啓発活動を推進します。教育的・実践的な取組を通じ、日常生活の中で自然を大切にする行動や習慣の定着を図ります。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
一人一日当たりの家庭系可燃ごみの排出量 (g)	474.7	470.0	465.0

3 <子育て・教育> 安心して子育てができるまち

3-1. 切れ目のない子育て支援の充実

若い世代が結婚や子育てに希望を持てるよう、子育て世代の多様なニーズや悩みに寄り添える環境づくりが求められています。県や町内の企業・団体と連携し、結婚支援の取組を推進するとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を整備し、相談窓口や情報提供を充実させ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・不妊治療を受けている夫婦に対して費用の一部を助成していますが、治療が年度をまたぐ場合の補助制度に不十分な点があり、改善が求められています。
- ・子育て支援施策は、子育て世代のニーズに応じた事業の見直しや家計負担の軽減につながる、より効果的な取組が求められています。また、相談件数の増加や相談内容の多様化に対応するため、支援体制の強化も必要です。

【取組】

- ・不妊・不育治療費の助成や補助金の交付、保育料の無償化など、妊娠期から子育て期まで幅広く支援を行います。併せて、相談窓口の充実、医療機関や関係団体との連携による相談支援体制の強化を図り、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備を促進します。



乳幼児健診の様子



健やかな健康を願って

【主要事業】

事業名	事業の概要
いしかわ縁結びマッチング登録料助成事業	結婚を希望する町民の出会いの機会を創出し、結婚を後押しするため、「いしかわ縁結びマッチング事業」の登録料の一部を助成します。
結婚新生活支援事業	少子化対策の推進と若者の移住・定住を促進するため、新婚世帯の住宅取得費用やリフォーム費用、賃借住宅の家賃や引越費用の一部を助成します。
子育て世代包括支援事業 【妊娠～学童期】	母子保健施策と子育て支援施策を一体的に提供し、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行います。
いしかわプレ妊活健診助成事業 【妊娠・出産】	将来子どもを望む夫婦を対象に、本格的な妊活に取り組む前の「プレ妊活」として、夫婦それぞれの健康状態を確認する健診費用の一部を助成します。
不妊治療費助成事業 【妊娠・出産】	不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。対象治療や助成上限額を明確化し、安心して治療に取り組める環境を整備します。
不育治療費助成事業 【妊娠・出産】	不育治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。対象治療や助成上限額を明確化し、安心して治療に取り組める環境を整備します。
妊婦のための支援給付・包括相談支援事業 【妊娠・出産】	妊娠前後の期間における心身の負担を軽減するため、妊婦に対して給付金を給付します。妊娠届出時には5万円、出産届出時には出生児数に応じて5万円を給付し、安心して妊娠・出産に臨める環境を整備します。
初回産科受診費用助成事業 【妊娠・出産】	妊娠判定検査のため、医療機関を受診した妊婦に対し、初回受診料の一部を上限1万円まで助成し、安心して妊娠確認を行える環境を整備します。
妊産婦医療費助成事業 【妊娠・出産】	妊娠や出産に伴い生じた疾病に関する医療費の自己負担を軽減するため、医療費の一部を助成し、妊産婦が安心して出産・療養できる環境を整備します。
妊産婦分娩・健診交通費助成事業 【妊娠・出産】	遠方の分娩取扱施設や周産期母子医療センターでの出産が必要な妊婦に対し、施設までの交通費や宿泊費を助成します。併せて、妊婦健診に係る交通費も助成し、安心して分娩・検診を受けられる環境を整備します。
産前産後等ヘルパー派遣事業 【妊娠・出産】	出産前後に産後や子育て、生活に不安を抱える家庭に対し、ヘルパーが訪問し、育児や家事、生活全般に関する相談や支援を行い、安心して出産、子育てができる環境を整備します。
産後ケア事業 【妊娠・出産】	退院直後の母子に対し、必要な保健指導や育児支援を実施し、母親の心身の健康保持と乳児の健全な成長を支援することで、安心して子育てができる環境を整備します。

事業名	事業の概要
ウェルカムベビー応援金 交付事業 【妊娠・出産】	出産を祝うとともに、子育てをはじめめる世帯の経済的負担を軽減し、新生児の健全な成長を支援するため、一人当たり30万円の応援金を交付します。
子ども医療費助成事業 【乳幼児期～学童青年期】	子育て家庭の経済的負担を軽減し、乳幼児・児童の健康を確保するため、18歳までの子どもに対する保険適用分の医療費を全額助成します。
子ども予防接種事業 【乳幼児期～学童青年期】	子育て世帯の経済的負担を軽減し、感染症の流行を抑制するため、子どもの予防接種費用を助成し、接種率の向上と健全な成長を支援する環境を整備します。
ひとり親家庭等・低所得 世帯支援事業 【乳幼児期～青年期】	ひとり親家庭や低所得世帯の経済的負担を軽減し、子どもの健全な成長を支援するため、医療費の助成や入学支度金（小学校、中学校入学時に一人当たり3万円）の支給、学習支援などを行います。
多子世帯入学祝金交付事業 【学童期～青年期】	第3子以降の子どもが小学校・中学校・高等学校に入学する家庭の教育費負担を軽減し、経済的安定を支援するため、一人当たり10万円の入学祝金を交付します。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
いしかわ縁結びマッチング登録料助成件数 (累計・件)	2	10	15
合計特殊出生率	1.45	1.50	1.55
子育て世帯転入数(世帯)	40	50	60
妊産婦医療費の年間助成件数(件)	10	10	10
発達相談件数(件)	126	140	140
家庭相談件数(件)	317	300	300

3-2. 子育て環境とサービスの充実

本町では、少子化に対応した保育施設の適正化や共働き世帯の増加に伴う多様化する保育ニーズへの柔軟な対応が求められています。そのため、将来的な乳幼児数の推移に応じた施設整備の検討、子育て世帯への経済的支援、地域の相互援助体制の整備、放課後児童クラブの運営などを総合的に推進し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指します。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・ 保育所では入所児童数が減少しており、施設の空きが継続的に生じているため、管理運営費の効率性が低下している状況です。
- ・ 共働き世帯の増加に伴い、保育ニーズが多様化していることから、延長保育や一時預かり、休日保育などの柔軟な保育サービスの提供・対応が求められています。
- ・ 天候に左右されることなく利用することのできる子どもの遊び場が不足していることから、屋内施設の整備が求められています。

【取組】

- ・ 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、「子育て負担ゼロ」を目標に、保育料や主副食費の無償化、完全給食の導入を推進します。併せて、町独自のきめ細やかな支援を通じて、子育て環境のさらなる充実を図ります。
- ・ 保育施設の規模適正化を進めるとともに、病児保育や延長保育、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）など、保護者の多様なニーズに柔軟に対応した質の高い保育サービスの充実を図ります。
- ・ 放課後児童クラブの運営を通じて、子育て中の保護者に対する育児支援を行うとともに、仕事と子育ての両立を支援します。
- ・ 子どもが安全に安心して遊ぶことのできる環境を整備するとともに、地域と連携して親子の居場所づくりや交流機会の創出に努めていきます。



保育施設の整備



わくわく広場(子育て世代交流の場)

【主要事業】

事業名	事業の概要
保育所運営事業	児童の健やかな成長と保護者の就労支援を図るため、町立保育所の適正な運営管理を行います。安全で質の高い保育環境を確保するとともに、効率的な運営体制を構築し、きめ細やかな保育サービスを継続的に提供します。
延長保育事業	保護者の勤務形態や残業等により、保育利用時間を延長する必要がある場合への延長保育を実施します。併せて、子ども達が安心して過ごせる充実した環境の整備に努めます。
病児・病後児保育利用料無料化事業	保育園や認定こども園に入園している児童が、病気の際や病後に病児・病後児保育を利用した場合、保育利用料を助成します。併せて、保護者が安心して就労できるよう、支援体制の充実に努めます。
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育園や認定こども園に在園している乳幼児が、町が認定する病児保育施設を利用した場合、その施設の利用料を助成します。
放課後児童クラブ運営事業	放課後児童クラブの運営を通じて、保護者の仕事と子育ての両立を支援するとともに、児童に放課後の安全で安心な居場所を提供し、心身の健全な育成を促進します。
児童館運営事業	児童館における多様な体験活動や事業を通じて、子ども達の豊かな感性や好奇心、探求心、思考力を育むとともに、地域における子どもの居場所・拠点としての役割を果たします。
保育園整備事業	震災で被災した保育園について、将来的な乳幼児数の推移に応じた施設整備を検討するとともに、安全で安心して子どもを預けられる環境の確保に努めます。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
放課後児童クラブ利用希望者に対する利用割合(%)	100	100	100



保育園の様子

3-3. 質の高い教育環境の整備

少子化が進む本町においては、地域による教育環境の差が課題となっており、社会環境の変化や多様化する教育ニーズに対応し、子ども達が安心して学ぶことができる教育環境の整備が求められています。スクールバスの運行や通学定期代の補助により、児童・生徒の安全な通学環境の確保と保護者の負担軽減を図るとともに、グローバル社会に対応できる人材の育成に向け、特色ある教育プログラムの充実を推進します。

また、震災により甚大な被害を受けた富来地域の小中学校を富来義務教育学校として整備し、安全で安心な教育環境を確保します。

さらに、ICTの効果的な活用や地域と連携した学びを推進し、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育体制の充実を図ります。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・通学児童、生徒の登下校時用のスクールバスの経年化に伴い、車両の維持管理費の増加が見込まれています。また、児童・生徒数の減少によりスクールバスの利用者数の減少が予測される中、バス路線の縮小、撤退が課題となっています。
- ・学校施設については、老朽化等による設備の更新が見込まれるほか、震災からの復旧に伴う施設及び設備の修繕が必要となっています。また、近年の猛暑を踏まえ、児童・生徒の安全を確保するため、老朽化した空調設備の改修が求められています。
- ・スポーツ・文化活動に生涯にわたって親しむことのできる環境づくりに向けて、地域と連携した部活動の地域展開が求められています。
- ・特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が年々増加しており、一人ひとりの状況に応じた支援体制の充実と小中学校での支援員の確保が求められています。

【取組】

- ・スクールバスの運行やバスの定期代の補助、自転車通学用のヘルメットの給付を行い、安全で安心な通学環境の整備を推進します。また、現在、一部路線のスクールバス運行を町バスで実施していますが、全路線の運行委託について検討を進め、通学手段の充実を図ります。
- ・施設の修繕や機器の保守点検を実施し、効率的な学校運営を進めるとともに、大型モニターやタブレット等のICT環境の更新やALTの配置などを進め、魅力ある学習環境を構築します。
- ・スクールカウンセラーの配置により、児童・生徒が心身ともに健康に育つことができる環境を整備するとともに、相談体制の充実と早期支援の強化を図ります。
- ・地域団体との連携を強化し、部活動における支援体制や地域教育の向上を図るとともに、震災からのまちの復興に向け、地域への愛着と郷土愛を育む子どもの育成を推進します。

【主要事業】

事業名	事業の概要
スクールバス運行事業	遠距離通学を行う児童・生徒の登下校の安全確保と通学負担の軽減を図るため、スクールバス運行を実施します。
通学費補助事業	遠距離通学を行う生徒の保護者に対し、通学定期代を補助し、通学に係る経済的負担の軽減を図ります。併せて、自転車通学を行う新入生にヘルメットを給付し、通学時の安全性向上を図ることで、安心して登下校できる環境を整備します。
小中学校空調設備機能強化事業	志賀中学校などの空調設備を改修、更新し、良好な学習環境の確保を図ります。児童・生徒の学習意欲や集中力の向上、熱中症リスクの低減など、学校運営の安全性を高めるとともに、教育環境の充実と持続可能な学校運営の推進を図ります。
外国語教育推進事業	小中学校全校に外国語指導助手（ALT）を1名ずつ配置する体制を維持し、外国語によるコミュニケーション能力の向上と国際理解の深化を図り、グローバル社会に対応できる児童・生徒の育成を推進します。
外国語研修事業	本町の中学生を対象に、語学研修や異文化体験の機会を提供し、実践的な英語力を高めるとともに、多様な文化や価値観への理解を深め、主体的に行動できる人材の育成に努めます。
ICT環境整備事業	児童・生徒の学力向上と情報活用能力の育成を図るため、ICT環境の計画的な更新と機能強化を進めます。大型モニターやタブレット端末等の更新・保守を適切に行い、安定した学習環境を確保するとともに、ICTを効果的に活用した授業改善を推進し、主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。
部活動の地域展開推進事業	スポーツ協会や文化協会等と連携し、部活動の地域展開を推進します。中学生のスポーツ・文化芸術活動と地域資源を結びつけ、休日や放課後の活動機会を拡充するとともに、地域人材を活かした持続可能な運営体制を構築し、子ども達の健全な成長と地域コミュニティの活性化を図ります。
学校給食共同調理場整備事業	学校給食共同調理場の施設・設備を計画的に更新・整備し、児童・生徒に安全で安定した給食を継続的に提供できる体制を構築します。併せて、衛生管理体制の強化やアレルギー対応の充実、地域食材の活用促進、災害時における給食供給機能の確保を図り、学校給食の質の向上と食育推進に取り組みます。
特別支援員配置事業	教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、学習支援を行う特別支援員を配置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援体制を整備します。安心して学べる環境を確保するとともに、学習意欲の向上と円滑な学校生活の実現を図ります。

事業名	事業の概要
ハートフル相談員配置事業	生徒が日常的に悩みや不安を気軽に相談できる環境を整えるため、ハートフル相談員を配置し、専門的な相談支援を実施します。心の安定と学校生活への適応を支援するとともに、学習意欲の維持・向上と健やかな成長を支える体制の充実を図ります。
学校給食費助成事業	令和6年9月から実施した学校給食費の無償化を継続して実施し、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、栄養バランスに配慮した給食を安定的に提供することで、児童・生徒の健康づくりと教育環境の充実を図ります。
志賀高校教育振興会補助事業	志賀高等学校と地域社会との連携を強化し、地域の人材育成と特色ある学校づくりを通じた地域教育の向上を図る取組を支援するとともに、生徒の通学費補助や進路指導の強化などの取組を継続して支援し、同校への就学を促進します。
富来義務教育学校整備事業(再掲)	富来小学校の校舎が甚大な被害を受け、使用できなくなったため、現在、富来中学校の空き教室を使用して授業を行っており、安全・安心な教育環境を早期に確保するため、今後の児童・生徒数に見合った適正規模の富来義務教育学校として整備を進めます。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
部活動の地域展開(%)	—	70.0	100



英語の授業(ALT)



PCを活用した授業

4 <医療・福祉> いきいきと健康に暮らせるまち

4-1. 健康づくりの推進と疾病予防の推進

本町では、震災の影響により健康相談や健康診査の受診者が減少しており、健康意識の向上と生活習慣の改善に向けた取組の強化が課題となっています。このため、運動習慣の定着や食育の推進、健康診査の受診促進などの啓発活動を進めるとともに、母子保健、生活習慣病の重症化予防、高齢者の介護予防など、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を推進します。

町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、心身ともに健やかにいきいきと暮らせる地域社会の実現を目指します。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・震災後に町外で生活する人が増えたことにより、心と身体健康相談や健康診査の受診者が減少しており、町民の健康状態の把握や疾病の早期発見・早期対応への影響が懸念されています。
- ・健康管理システムの活用にあたっては、福祉や医療との連携強化を図り、効果的な保健事業の展開が求められており、関係機関での情報共有や支援体制の充実が重要となっています。

【取組】

- ・健康診査の無償実施やがん検診・人間ドック費用の一部補助を通じて、町民の健康管理を強化するとともに、受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期対応に努めます。
- ・健康管理システムの活用や相談体制の整備により、高齢化に対応した医療・福祉の連携を進め、切れ目のない健康支援体制の構築を図ります。
- ・予防接種や健康教育、食育の推進、健康イベントの開催を通じて、疾病予防の推進と町民の健康意識の向上を図ります。
- ・令和6年能登半島地震で被害を受けた方に対して、災害弔慰金や災害障害見舞金の給付を行うとともに、住まい再建に向けた各種支援を実施します。

【主要事業】

事業名	事業の概要
予防接種事業	予防接種法に基づく定期接種及び個別接種を計画的かつ適切に実施し、感染症の発生・蔓延の防止を図ります。併せて、町民が安心して接種できる体制を確保し、重症化を防ぐことで、医療費の抑制と町民の健康水準の向上を推進します。
健康増進事業	40歳以上の町民を主な対象として、総合的な保健事業を推進します。健康相談や健康教育、機能訓練、訪問指導、健康診査を一体的に実施し、生活習慣病の予防と重症化防止を図るとともに、町民の健康寿命の延伸と地域全体の健康水準の向上を目指します。
がん検診推進事業	がんの早期発見・早期治療を推進するため、各種がん検診を実施するとともに、検診費用の一部を助成し、受診しやすい環境を整備します。定期的な受診の促進により、がん死亡率の低減と健康寿命の延伸を図り、町民の健康保持と医療費の抑制につなげます。
母子保健推進事業	妊娠期から子育て期までの母子保健施策を推進し、育児に関する不安や悩みの軽減を図ります。相談機能の充実と医療・療育機関との連携強化により、状況に応じた適切な支援へ確実につなぎ、子どもの健やかな成長を支える地域支援体制の充実を促進します。
町民健康づくり推進活動事業	町民一人ひとりの健康意識を高め、継続的な健康づくりを促進するため、健康フェアや健康ウォーク等を実施します。また、保健推進員や母子保健推進員、老人保健ビジター、食生活改善推進員などの活動を支援し、誰もが参加しやすい健康づくりの仕組みを整備します。
保健・福祉・医療の連携強化事業	本町の高齢化が進む現状を踏まえ、基本健康診査や各種がん検診、予防接種事業等を対象に、健康管理システムの活用と運用拡大を通じて、保健・福祉・医療の連携を強化します。町民一人ひとりの健康状態を的確に把握し、早期発見や予防、介護予防を推進することで、地域包括ケアシステムの実効性を高め、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ります。
国民健康保険事業の適正運営	被保険者が公平かつ安心して医療を受けられるよう、医療費の適正化や健全な財政運営、保健事業の充実、適用の適正化に取り組み、被保険者の健康保持・増進と国民健康保険事業の安定的かつ効率的な運営を行います。
食育推進事業	第3次食育推進計画に基づき、町民が健康で安心して暮らせる環境を整備するとともに、食に関する知識の普及や栄養バランスの取れた食事を自ら選べる力を育成し、健全な食生活の定着を図ります。
災害弔慰金等支給事業	令和6年能登半島地震で亡くなられた方のご遺族へは災害弔慰金を、地震によって障害を負われた方には災害障害見舞金を支給し、弔慰の意を表すとともに、生活基盤の安定の確保を図ります。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
特定健診受診率(%)	49.6	55.0	60.0



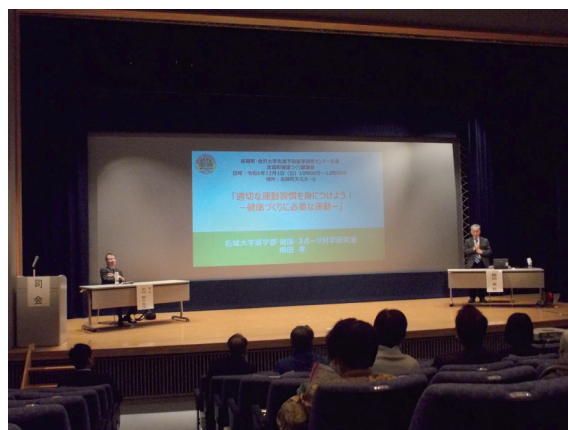
健康ウォーク



健康チェックの様子



検診車



健康づくり講演会

4-2. 地域医療体制の強化と持続可能な管理

高齢化の進行により、医療・介護のニーズが多様化・増加する中で、救急医療を含めた地域医療体制の維持に向け、医師や看護師などの医療スタッフの人員確保が課題となっています。本町では、羽咋郡市医師会等と連携し、医療・介護の広域的な連携を強化するとともに、医療人材の確保に向けた支援を進め、誰もが安心して医療・介護サービスを受けられる地域医療体制の充実を図ります。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・ 町立富来病院や志賀クリニックでは、施設・設備の老朽化が進んでおり、更新にあたっては、機器購入費やリース費用の上昇など、物価高騰の影響が懸念されています。
- ・ 救急医療を含めた地域医療体制の維持に向け、医師や看護師など医療スタッフの確保が必要ですが、今後は人材不足が一層厳しくなることが見込まれています。

【取組】

- ・ 町民が身近な医療機関で質の高い医療を受けられるよう、医療施設の充実を図るとともに、設備や医療機器の計画的な更新を進め、安定的かつ効率的な経営を目指します。
- ・ 休日・夜間等でも受診が可能となる切れ目のない医療体制を確保するため、羽咋郡市医師会等と連携し、救急医療体制の充実を図ります。
- ・ 町立富来病院の看護師等確保のため、修学資金貸与事業を積極的に周知し、必要な人材の確保と定着を図ります。



町立富来病院



医療機器の更新

【主要事業】

事業名	事業の概要
町立富来病院改修事業	町立富来病院は、老朽化した施設や設備を計画的に改修し、地域住民が安心して生活できる持続可能な地域医療体制を維持します。また、ICTの活用による効率的な運営を推進し、地域医療サービスの質の向上を図ります。
医療機器更新事業	身近な医療機関で質の高い医療を安定して提供するため、計画的に医療機器の更新を行い、診療体制や地域医療の充実を図ります。また、機器の適切な維持管理により、安全かつ効率的な医療サービスの提供を推進します。
富来病院看護師等修学資金貸与事業	看護師等医療従事者の安定的な確保と地域医療の質向上を目的に、看護師等を志す学生に修学資金を貸与し、免許取得後直ちに富来病院に就業し、一定期間勤務することで返還を免除する制度を継続して実施します。
休日当番医制事業	休日における第一次救急医療を確保する休日当番医制については、羽咋郡市医師会に業務を委託します。また、管内の小児急病患者的の医療を確保する小児休日当番医制については、能登中部小児休日診療協議会に業務を委託します。
救急告示病院の充実	二次救急医療機関として、365日24時間体制のもと、搬送される傷病者に対し迅速な医療を提供する体制を確保します。また、三次救急医療機関と継続的に連携し、重症患者の円滑な転院搬送体制を確立します。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
常勤医師数(富来病院・人)	5	5	5
看護師数(富来病院・人)	45	46	46
経常収支比率(富来病院・%)	80.4	102.7	102.5

4-3. 高齢者福祉と介護の充実

震災の影響により、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、介護予防に向けた講座等の参加者が減少し、活動への参加意欲の低下が課題となっています。医療・介護の連携強化により、認知症支援や地域の支え合い活動、介護予防の取組を推進するとともに、各種講座や活動への参加促進や必要な支援を身近な場所で受けられる体制を整備し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らせる環境の充実を図ります。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・平均寿命の延伸や高度な医療の発展に伴い、高齢者の医療ニーズが多様化するとともに、医療費の負担も増加しています。
- ・高齢者の生きがいづくりや健康づくり、介護予防に向けた各種講座は、震災の影響で参加者が減少傾向にあり、今後は参加意欲の向上に向けた効果的な取組が求められています。
- ・高齢者に対する生活支援サービスや見守り活動等については、対象者の避難生活の影響により対応方法の見直し等が必要となっています。被災者の生活が元に戻るまでには時間を要するものと見込まれます。
- ・被災者に対する見守りや生活全般に関する相談支援を一体的に行う総合的な支援体制の構築が求められています。

【取組】

- ・健康寿命の延伸と医療費の適正化に向けて、関係機関と連携して、高齢者保健と介護予防を一体的に進める事業に継続して取り組みます。
- ・高齢者の生きがいづくりの推進、積極的な社会参加を促進するとともに、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、健康に関する総合相談の実施や介護予防事業の充実を図ります。
- ・住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、介護を要する高齢者等が生活するうえで必要な住宅改修費用の助成を行います。
- ・被災者を見守り、相談支援を行う「支え合いセンター」の活動を継続し、地域包括支援センターや医療・介護機関、自治体と連携して、切れ目のない支援を迅速に提供できる体制を整備します。

【主要事業】

事業名	事業の概要
地域包括支援センター運営事業	65歳以上の高齢者が地域で自立した生活を長く維持できるよう、健康・医療・介護・生活支援を一体的に提供する地域包括支援センターの機能を強化し、総合相談と介護予防を軸に地域の資源を活用して、要介護状態の予防・軽減と住み慣れた地域での安全で安定した生活の実現を目指します。
介護職員研修費助成事業	介護職員の研修費用の一部を助成することで、職員の資質向上と介護体制の充実を図り、研修機会の確保や離職率の低減を通じて人材定着を促進し、地域全体の介護サービスの質向上と地域包括ケアの持続的な実現に寄与します。
高齢者等除雪対策事業	一人暮らしの高齢者を中心とした要援護者の安全と生活の安定を確保するため、小型除雪機を使った除雪支援を行い、日常生活の維持と地域の安心・災害対応力向上を図ります。
地域支え合い体制づくり運営事業	民生委員・児童委員が収集した要援護者情報、町の身体障害者手帳情報などを基に、要援護者情報を一元化したシステムを運用し、地域の見守りなどに活用します。また、高齢者などに緊急時に必要な医療情報や連絡先などの必要な情報を保管する緊急医療情報キットを配布します。
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	地域の高齢者が生きがいを持ち、健康的な生活を長く維持できるよう、羽衣大学と連携した講演・講座で知識の提供と実践的な健康づくりの機会を創出し、地域コミュニティのつながりを強化して高齢者福祉の向上を図ります。
地域包括ケアシステム整備事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、在宅医療と介護の連携をさらに強化し、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実、介護予防事業の一体的な実施を図ります。
地域福祉推進チーム活動事業	民生委員・児童委員を核とする地域福祉推進の組織力を強化し、保健推進員や老人保健ビジターと連携して、ひとり暮らしの高齢者をはじめ、地域住民が身近な福祉サービスを適切に受けられる環境の充実を図ります。
地域密着型サービス等基盤整備事業	介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス等の施設整備や開設準備経費を公的に支援することで、地域における介護サービスの基盤を強化し、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ります。
老人福祉施設改修事業	デイサービスセンターとショートステイの利用者の増加に対応し、サービスの質と安全性を向上させるため、施設・設備の改修を実施します。地域福祉の基盤を強化し、介護サービスの持続可能性の確保を図ります。

事業名	事業の概要
福祉関係団体補助事業	高齢化が進む中、社会福祉協議会の役割は一層重要となっており、地域福祉活動推進事業をはじめ、総合相談事業、高齢者生きがい事業、移送サービス事業、福祉団体の事務局業務（ボランティア協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブなど）など、幅広い活動を行う社会福祉協議会への支援を行います。
シルバー人材センター運営事業	高齢者が生きがいを持って地域で活躍できる機会を確保するとともに、地域福祉の充実を図るため、シルバー人材センターの運営支援を行います。会員の適切な就業機会の確保を通じて、高齢者が安心して活動できる体制の整備を進めます。
在宅支援型住宅リフォーム推進事業	介護を要する高齢者や身体障害者が居住する住まいの安全性と機能性を高め、在宅で安心して生活を継続できる環境を整えるため、リフォーム等の改修費用の一部を助成します。
養護老人ホーム措置事業	身体的・精神的な理由や経済的・家庭環境等により、在宅生活が困難と判断される自立した高齢者を受け入れる養護老人ホームへの措置費を負担します。
敬老福祉金支給事業	町内に引き続き5年以上現に住所を有する高齢者に敬意を表するとともに、生活の安定と地域の活力を支える一助として、敬老福祉金を支給します。
地域福祉計画策定事業	住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るため、地域での助け合いやボランティア、福祉サービスの活用など、地域福祉の推進を目指す計画を策定します。
後期高齢者医療制度の適正運営	高齢者の健康維持や重症化予防に向けた支援を強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して継続的に医療を受けられる環境を整備します。併せて、医療費の適正化を図り、安定的な財政運営を確保します。
保健事業と介護予防の一体的事業	医療・介護・健診データを一体的に活用し、疾病の発症や重症化を予防する保健事業と、生活機能の維持・改善を目的とした介護予防事業を連携して実施することで、高齢者のフレイル（虚弱）対策を行います。
被災者見守り対策強化事業	応急仮設住宅などに入居する高齢世帯、要配慮世帯に緊急通報システムを設置し、要配慮世帯が安心して日常生活を送ることができるよう支援します。
被災者見守り・相談支援事業 (再掲)	被災者の見守り、相談支援を統括する「志賀町地域支えあいセンター」の活動に対する支援を行います。避難者や被災者の見守り活動と健康面・生活面の相談支援、さらには地域交流を一体的に推進する拠点となり、行政・医療・福祉・地域住民・ボランティアが連携して、個々の困難に寄り添い、早期の自立とコミュニティの再生を図ります。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
要支援・要介護認定率(%)	18.7	23.4	25.0
高齢者一人暮らし実態調査数(人)	1,089	1,000	950
シルバー人材センター登録会員数(人)	213	215	220



公開講座の様子



フレイル予防教室

4-4. 障害者への生活支援の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくうえで、日常生活の負担軽減や医療機関への受診支援、地域全体での心のバリアフリーの推進が課題となっています。障がいのある人が能力や適性に応じて自立した生活を送れるよう、地域生活支援や医療機関への受診に対する補助制度の充実を進めるとともに、障がいへの理解促進に向けた心のバリアフリー啓発活動を積極的に展開し、誰もが互いに支え合いながら安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・ 町内における地域生活支援拠点が不足しており、町外のグループホームに入居せざるを得ない状況となっており、地域での自立生活支援の充実が求められています。
- ・ 令和7年8月に障害児が通所できる事業所が開所しましたが、町内外からの利用希望が多く、定員が常に満たされた状態が続いています。利用希望者を受け入れるために、事業所の増設が求められています。
- ・ 心身に障がいのある人や通院介護を必要とする方に対して、移動手段の確保や通院費用の負担軽減が求められています。
- ・ 一般就労への移行が困難な場合も多く、就労継続支援に向けて地元企業との連携が求められています。

【取組】

- ・ 障害者が地域で自立した生活を送れるよう、また、社会参加ができるよう、居宅介護や施設入所支援等、サービスの提供を通じて、障害者の生活支援の充実を図ります。
- ・ 障害児の療育支援のため、国による制度改正等に柔軟に対応して、放課後等デイサービス等、安定したサービスの提供を行います。
- ・ 障害者が負担する医療費やタクシー利用料金の一部を助成することで、経済的な負担を軽減します。
- ・ 障害者等が有する能力に応じて、自立した日常生活や社会参加を支えるために必要なサービスを提供します。

【主要事業】

事業名	事業の概要
障害者医療助成事業	障害者手帳で認定されている障がいの軽減を目的とした医療に対して、指定医療機関での自己負担を公費で負担し、日常生活の安定と社会参加の促進を図ります。
難聴児補聴器購入助成事業	身体障害者手帳の交付対象外に該当する軽度・中等度の難聴児（0歳から18歳まで）を対象に補聴器購入費の一部を助成します。
遺児及び心身障害児扶養手当支給事業	遺児及び心身障害児を養育する保護者の生活の安定と子育ての継続性を確保するため、扶養手当を支給します。
心身障害者医療費助成事業	身体障害者手帳等の交付を受けた人に対し、医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減することで、安心して生活できる福祉環境を確保します。
障害者福祉タクシー助成事業	重度の心身障害者や通院介護を必要とする人、さらには移動手段の確保が難しい一人暮らしの高齢者が積極的に社会参加できるよう、タクシー利用料金の一部を助成します。
障害者自立支援給付事業	障害者に対する居宅介護、短期入所、施設入所支援、訓練などのサービスの提供、補装具などの給付を行うことにより、障害者福祉の向上を図ります。
障害児通所支援事業	18歳未満の障害児に対して、放課後等デイサービス等の通所支援を行います。家族の負担を軽減し、障がいのある児童の自立・社会参加を促進します。
地域生活支援事業	障害者等が自身の能力や適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を安定的に営めるよう、地域全体で連携してサポートする体制を確保します。
障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定事業	障害者福祉サービスの提供体制と自立支援給付の円滑な実施を確保するとともに、障害者が地域で自立した生活を送れる社会を実現するための計画を策定します。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
地域生活支援事業利用者数(人)	162	170	180

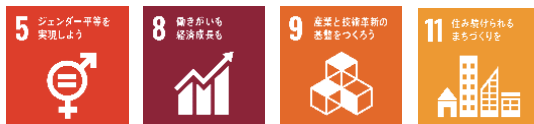
5-1. 企業誘致と企業支援の推進

本町には、能登中核工業団地や堀松工場団地など、県内を代表する産業拠点が集積しており、能登地域における就業の場として雇用を支える重要な役割を担っています。

震災からの復興を進めていく中、今後も企業誘致と立地企業への支援を推進するとともに、交通アクセスのよい場所に新たな工場用地の整備を進めます。また、近年のデジタル技術の進展に伴い、全国的に需要が高まるデータセンターを核とした産業団地の整備を進め、地域経済のさらなる活性化を図っていきます。

併せて、起業・創業にかかる相談・支援体制の充実や新たな事業者の育成を推進し、雇用の創出と移住・定住の促進につなげていきます。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・能登中核工業団地の分譲区画が残りわずかとなっており、新たな工場用地の整備が求められています。また、団地内の立地企業の施設や設備の新增設に対する支援が求められています。
- ・近年のAIやデジタル技術の急激な発展に伴い、データセンターを中心とした産業分野の企業からの問い合わせや引き合いが増加しており、施策の展開が求められています。
- ・町内企業の人材不足が深刻化しており、雇用確保と連動した若者の移住・定住や人口流出の抑制に向けた取組が求められています。

【取組】

- ・若い世代の人口流出を抑制するとともに、能登地域の人口減少の防波堤としての役割を担っていけるよう、町内での新たな工場用地、さらには、IT関連やデータセンターを中心とした産業団地の整備を進め、雇用の場を創出します。併せて、町内の立地企業に対し、投資額の一部助成や奨励金の交付などの支援を行います。
- ・企業の新増設に対する補助制度等の情報発信を積極的に行うとともに、本町への本社機能移転等を促進していきます。
- ・能登中核工業団地のコミュニティ施設の改修を行うことで、勤労者の健康と福祉の増進を図るとともに、災害時の防災機能の強化を図ります。
- ・新卒者やU・Iターン者への祝金支給や県内企業等と連携した就職フェアや移住体験ツアーを実施し、新たな人材の確保に取り組みます。

【主要事業】

事業名	事業の概要
企業立地促進雇用拡大補助金交付事業	町内での企業等の新增設を促進するため、雇用者数の要件を満たす企業に対し、取得した土地や建物、償却資産の額の一部を補助金として交付し、企業投資を支援します。
本社機能立地促進等の戦略的企業誘致促進事業	研究・開発部門や業務統括部門の新增設を含む本社機能の立地を促進するため、補助制度や町税の特例措置等の情報発信を強化し、本社機能の移転を推進します。
能登中核工業団地コミュニティ施設整備事業	若葉台福祉施設と若葉台体育館のコミュニティ施設の計画的な改修を行うとともに、災害時にも対応できる通信環境を整備し、勤労者の健康づくりや研修、行事などで使用する施設の充実を図ります。
工場誘致奨励金交付事業	町内における企業等の新增設を促進するため、取得した土地や建物、償却資産に係る固定資産税相当額を奨励金として交付し、企業の投資を支援します。
ふるさと就業祝金交付事業	町内企業等に就業した人のうち、U・Iターン者と新規学卒者に対して祝金を交付し、若者の移住・定住と人口流出の抑制を図ります。
能登地域活性化人材確保推進事業	ジョブカフェ石川能登サテライトや能登地域活性化人材確保推進実行委員会、地元企業と連携し、若者の就職支援やのど就職フェア、企業交流会等を開催し、学生の地元就職や県外からのU・Iターン就職を促進します。
いしかわ就職・定住総合サポートセンターとの連携強化事業	県内での就職を希望する人の就職・移住相談と県内企業とのマッチングを一体的にサポートする、いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）と連携して、移住体験と就業体験を合わせたツアーを開催するなど、就業人口の拡大に向けた取組を実施します。
新たな工場用地整備事業	能登中核工業団地における分譲区画が残りわずかとなっている現状から、同団地における分譲区画の拡張のほか、町内において新たな工場用地を整備し、さらなる企業誘致を推進します。
GX戦略地域産業基盤構築事業	震災からの創造的復興を推進するにあたり、次世代の成長産業を呼び込む施策の柱として、GX（グリーントランスフォーメーション）に特化したデータセンターを核とする産業団地の整備を進めます。町内立地企業と連携して、製造現場におけるフィジカルAIの実装拠点の形成を目指します。 ※フィジカルAIとは、AI（人工知能）とロボット技術を組み合わせ、製造現場においてロボットが自律的に判断・行動ができるよう、データ基盤の構築や高度な自動化を実現する技術を指します。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
能登中核工業団地の立地企業数(社)	33	35	37
能登中核工業団地で新增設した企業数(社)	2	2	2
能登中核工業団地の従業員数(人)	980	1,000	1,000

5-2. 商工業の振興と支援の推進

本町では、震災からの生業の再建、新たな起業への支援、企業等の人手不足などといった課題が生じています。こうした課題に対応するため、商工会や金融機関と連携し、事業者の経営安定や起業創業支援、外国人労働者の受け入れなどに関する取組を総合的に実施します。

また、デジタル化や人材育成を推進することで生産性の向上を図り、効率的な業務遂行と地域経済の活性化につなげます。施策の実施にあたっては、関係団体と継続的に検証し、効果的な取組へと改善していきます。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・震災からの事業再建に向け、事業者の実情に応じた総合的な支援が求められています。特に生業の再建については、申請が複雑なため、事業者に対する適切な説明と周知が求められています。
- ・起業創業希望者の事業が多様化しており、支援対象となる事業の拡充など、時代の変化に対応した支援制度が求められています。
- ・町内事業者の人手不足解消に向け、外国人労働者の雇用が必須となっている状況にあり、就労環境整備に関する支援が求められています。

【取組】

- ・商工会が実施する町内の中小企業、小規模事業者を対象とした各種サポート助成事業やイベントに対する支援を行い、商工業の振興と地域経済の活性化を図ります。
- ・町内で新たに起業する人に対し、商工会や金融機関と連携して支援を行うことで、起業創業しやすい環境づくりを推進します。
- ・外国人労働者の就労環境整備に取り組んでいる事業者に対する有効な支援を実施し、人材の確保を推進します。



商工会によるイベント

【主要事業】

事業名	事業の概要
商工会助成事業	志賀町商工会と富来商工会に対し補助金を交付し、町内商工業者の生業の再建や経営改善普及事業の強化の取組を支援します。また、中小小売商業者の活性化に向けた取組も支援し、地域経済の振興につなげます。
制度金融資金利子補給事業	中小企業者等の事業活動に必要な資金について、町が実施する制度金融に基づき金融機関が融資を行う際、その利子相当を補給することで、資金調達コストの軽減を図ります。
起業・創業支援事業	町内での起業・創業を希望する人に対し、商工会や金融機関と連携して資金調達や販路開拓、人材確保等の課題を総合的に支援し、持続可能な事業成長と賑わいの創出につなげます。
外国人雇用事業者支援事業	外国人を雇用する町内事業者に対し、就労環境整備に係る支援を実施し、人材確保を推進するとともに、採用後の定着や職場での活躍を促進します。
志賀町提案型地域づくり推進事業	商工業と観光資源を結びつけ、商工会が実施するイベント等に補助金を交付し、地域特性を活かした賑わいの創出と交流人口の拡大につなげます。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
商工会会員数(人)	687	690	695
年間新規創業者数(件)	1	3	5

5-3. 農林水産業の振興と地域活性化の推進

震災により、多くの農林水産業施設が甚大な被害を受けたことから、被災施設の復旧に取り組むとともに、補助事業の活用による基盤整備の推進や防災重点ため池の整備、漁業施設や海岸保全施設の改修を進め、施設全体の強靱化と機能強化を図ります。

また、ソフト面においては、志賀米やころ柿などのブランド作物の生産拡大や多様な魚種の漁獲など、豊かな自然環境を活かした幅広い産業活動の展開を推進します。安定した生産・供給を確保するため、県や各種団体と連携し、新規就農者の確保や地域特産品の品質向上に取り組み、本町の農林水産業の振興と発展を推進します。

併せて、ブランド作物や農林水産物等の販路拡大に向け、「稼ぐまち」を推進していくための地域商社の設立を進め、商品開発や販売促進などの事業展開を図るとともに、ふるさと納税制度を積極的に活用し、地域経済の活性化につなげていきます。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・ 農業従事者の高齢化に伴う担い手不足が深刻化しており、新規就農者の確保や耕作放棄地の拡大防止を図ることが必要です。
- ・ 漁港施設については、老朽化の進行を踏まえ、改修時期の平準化を図るとともに、計画的な維持管理によるコスト縮減を図る必要があります。
- ・ ふるさと納税の返礼品として提供している能登志賀ころ柿などの地域特産品の安定供給に向け、生産者の確保や生産体制づくりへの支援が求められています。
- ・ 本町のふるさと納税の返礼品は、一度きりで終わるケースが多く、寄付者に継続的に選んでもらえるよう、魅力ある返礼品の開発が求められています。

【取組】

- ・ 県やJAと連携し、新規就農希望者への相談・支援体制を強化するとともに、青年就農者への給付金や研修、農業インターンシップの実施により、担い手の確保・育成を図ります。また、農地等の災害復旧を計画的に進め、農地利用の効率化や農業経営の安定化を支援します。
- ・ 漁港施設の改修を計画的に実施するとともに、漁業振興事業に対する補助金交付や利子補給事業を継続し、漁業者の経営基盤の強化を図ります。併せて、水産資源の有効活用や生産性向上に取り組み、水産業の振興と地域経済の発展を目指します。
- ・ 農林水産物を活用した特産品の品質向上や付加価値化を図り、6次産業化を推進するとともに、地域商社の設立による商品開発やふるさと納税制度を活用した販路拡大を進め、地域の稼ぐ力の強化につなげます。
- ・ ふるさと納税を契機として、寄付者と町内事業者とのつながりを深め、定期的な情報発信やイベント参加の機会などを通じて、寄付者を本町の関係人口やファンへと発展させ、継続的な応援につなげます。

【主要事業】

事業名	事業の概要
耕作放棄地対策事業	毎年、農地利用状況調査を実施し、その結果に基づく農地利用意向調査を行うことで、遊休農地の発生防止と解消を図るとともに、農地の再生利用を促進します。
新規就農総合支援事業	就農前後の青年就農者に対する給付金の給付や、農業法人等における青年就農者への実践的な研修機会の創出、高度な経営力や地域リーダーを養成する農業者経営教育機関などの利用促進を図るとともに、就農相談体制の整備し、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ります。
農業インターンシップ事業	他産業からの農業参入やU I Jターンによる都市部人材の受け入れを促進し、就農・定住に向けたきっかけづくりを図るため、農業インターンシップ事業を行います。
漁業振興事業	漁業振興を図るため、漁協3支所2出張所及びこれらで構成する水産振興協議会等が実施する各種事業に対し、補助を行います。資源管理の高度化や操業環境の改善を図る取組を支援し、漁業者の生計安定と水産業の持続的発展につなげます。
漁業近代化資金利子補給事業	漁業の近代化を加速させるため、漁業者が近代化資金を活用する際の金利負担を軽減する利子補給を実施します。
県営ほ場整備事業	農地を集積し、経営感覚を有する担い手農家を中心に大規模な経営体を形成することで、生産性の高い生産体制を確立します。大型機械の導入による作業効率の向上や農業技術の高度化・省力化を推進し、地域農業を魅力ある産業へと再編・強化することを目指します。
農業共同利用施設等改修事業費補助事業	高品質米・良質米生産の基盤となる育苗施設やカントリーエレベーター等の農業共同利用施設について、J A志賀が計画している改修事業の取組を支援し、生産体制の強化と農業経営の安定化を図ります。
優良特産品推奨事業	特産品としてふさわしい地場製品の品質向上や販路拡大を図るため、優良特産品推奨制度の充実を図るとともに、認定品のふるさと納税返礼品としての活用を推進します。
ふるさと納税推進事業	農林水産物を活用した特産品の品質向上や付加価値化を図り、ふるさと納税による寄付額の増加と生産者の所得向上を図るとともに、「稼ぐまち」を推進していくための地域商社の設立を進め、新たな特産品の商品開発や販売促進などの事業展開を図り、地域経済の活性化につなげていきます。
有害鳥獣被害対策事業	近年、イノシシ被害が急速に増加しており、町独自の補助制度の充実により、農作物への被害を防止します。
中山間地域等直接支払交付金事業	急傾斜地などの農業生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、一定の基準を満たした活動組織に対して支援を行い、地域の農業や集落活動を維持します。

事業名	事業の概要
多面的機能支払交付金事業	農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進します。
農村地域防災減災事業	ため池ハザードマップの作成や耐震調査・整備を進め、地域のため池の保全・管理体制を強化し、町民の防災意識の向上と安全な生活環境の確保を図ります。
県単・町単土地改良事業	補助事業の採択基準に満たない小規模かつ緊急的な土地改良施設の整備を行い、維持管理費の軽減、農作業の利便性と効率化を図ります。
土地改良施設維持管理適正化事業	老朽化した土地改良施設の更新を行い、維持管理労力の軽減と効率化を図ります。
県営老朽ため池整備事業	震災被害や老朽化したため池を全面的に整備し、農業用水の安定確保と地域防災の強化を図ります。長寿命化・高い耐震性・環境配慮を備え、降雨時の洪水リスクを低減します。
水産基盤ストックマネジメント事業	各漁港施設の老朽化状況や更新時期を体系的に把握した機能保全計画を策定し、計画的な点検・補修による長寿命化対策を推進し、更新費用の平準化とコストの縮減を図ります。
水産流通基盤整備事業	富来漁港の水産流通基盤整備事業を県事業として要望し、水産業の振興を図ります。
農産物直売所管理運営事業	地元農林水産物の販売拠点である志賀町農産物直売所の適切な維持管理を行い、生産者の販路確保と所得向上を図るとともに、地産地消の推進と賑わいの創出につなげます。
耕畜連携推進協議会事業	畜産農家と耕種農家が連携して取り組む循環型農業を推進し、地域資源の有効活用や環境負荷の低減を図りながら、農業経営の安定化と持続的な地域農業の発展につなげます。
家畜防疫事業	町内の畜産農家に対し、家畜伝染病予防のワクチン接種等に要する経費の一部を補助することで、家畜伝染病の予防を図り、畜産農家の経営の安定を図ります。
農地農業用施設等災害復旧事業 (再掲)	震災による農地の亀裂や法面の崩壊、ため池の破損、共同利用施設や農業用設備・機械の損壊など、被災した農業用施設の復旧事業や農業用機械の再取得支援を優先的に推進し、強靱な農業基盤の構築を目指します。
林道施設等災害復旧事業 (再掲)	震災による法面・路肩の崩壊、路面のひび割れなど、被災した林道施設の早期復旧を進め、林地の利用・保全、森林整備活動の継続を目指します。

事業名	事業の概要
漁港施設等災害復旧事業 (再掲)	震災による係留岸壁、荷揚げ場、市場付随施設、漁船避難設備、海岸保全施設の損壊など、被災した漁港施設の早期復旧を進めるとともに、将来の地震や高潮・津波などの災害に対する耐災害性を強化し、安全で安定した漁業活動の再生を支援します。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
認定農業者数(累計・経営体)	166	168	170
集落営農の法人化数(累計・組織)	20	21	21
新規就農者数(累計・人)	16	18	20
ほ場整備率(%)	66.0	70.0	72.0
ふるさと納税額(千円)	239,940	200,000	200,000



志賀町優良特産品



ころ柿の生産

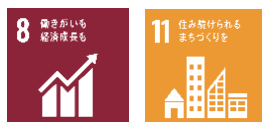
6

＜観光・交流＞ 新しい人の流れを生み出すまち

6-1. 移住・定住の促進・関係人口の創出

本町では、若年層の人口流出や少子高齢化が進んでおり、若者の移住・定住を促進する施策の強化が急務となっています。若者の住まいの確保に向けた支援制度の拡充や官民連携による移住PR、セミナーの開催に加え、定住促進住宅地の整備を進め、若者が住みたいと思える魅力ある住環境の整備を図ります。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・震災の影響により移住・定住に関する問い合わせが減少しています。また、移住するにも、空き家や賃貸住宅の空きがないなど、震災からの復旧・復興の状況を見極めた対応が求められています。
- ・短期移住体験モデル事業について、震災の影響により、受け入れできる宿泊施設等が少なく、事業の実施が難しい状況になっています。

【取組】

- ・定住促進住宅地「みらいとうぶ」の整備を進めるとともに、住宅を取得する人に対する奨励金制度を継続して行い、若者の移住・定住を促進します。
- ・復旧・復興の状況を見極めながら、移住候補地として本町の知名度向上を図るため、官民連携協定を締結している企業と連携し、移住PRやセミナー開催、移住体験ツアーを実施します。
- ・移住希望者に対する情報提供を積極的に行うとともに、ワンストップサービスの充実を図り、迅速かつ効果的な相談体制を構築します。

Access 3大都市圏からのアクセスをご紹介します。

志賀町 石川県 能登半島

能登半島から石川県の間は 北陸新幹線が便利です！

志賀町のこと、町の魅力、移住体験レポート。心安らぐまちです。

能登へ移住しよう
しかまちぐらし
- SHIKA TOWN LIFE -

憧れの田舎暮らしができる
移住の第一歩、アクセス

石川県志賀町 移住定住サポートガイド

TAKE FREE

路線	駅名	所要時間	備考
飛行機	羽田空港	約60分	石川空港
	成田/成田空港	約60分	石川空港
新幹線	東京駅	約2時間25分	石川駅
	大阪駅	約55分	石川駅
電車	大塚駅	約2時間30分	石川駅
	名古屋駅	約2時間30分	石川駅

志賀町内への移動には、**しかぼす**が便利です！
志賀ボリア、夏ホスリアも運行する便利なコミュニティバス。乗車料金は1回100円、中学生以下は無料です。町民の足として買い物や通院に利用されています。

お問い合わせ
志賀町企画財政課ふるさと創生室
TEL 0767-32-1111
E-MAIL iju@town.shika.lg.jp

〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町志賀千古1番地1
0767-32-1111 iju@town.shika.lg.jp

石川県志賀町 iju.shika
石川県志賀町 iju.shika
石川県志賀町 iju.shika
石川県志賀町 iju.shika

【主要事業】

事業名	事業の概要
移住希望者に対するワンストップサービスの強化の推進	庁内の移住・定住の総合窓口と関係各課の連携を強化し、住まい、教育、医療、就労、福祉、地域情報など幅広い分野の情報を一元化した利用しやすいワンストップサービスを充実させます。
移住体験事業	移住を検討している人を対象に、本町での生活を体験できる短期移住体験や移住体験モニターを実施し、暮らしを実感できる機会を提供することで、移住・定住の促進を図ります。
官民連携による移住・定住促進事業	大和ハウス工業(株)との協定に基づき、官民が一体となって、移住セミナーや体験ツアー、空き家情報の提供などを通じて移住候補地の周知と支援体制の強化に取り組み、移住・定住の促進を図ります。
地域おこし協力隊促進事業	都市部から生活拠点を移した地域おこし協力隊員を採用し、志賀町ファンクラブをはじめとする関係人口の拡大、地域づくり団体の伴走支援や地域コーディネーターの育成などの活動を行い、町内への移住・定住を積極的に促進します。
定住促進住宅地整備事業	「みらいとうぶ」の住宅地を順次整備し、新たな居住モデルを創出します。若者や子育て世帯の誘致と定着を促進し、地域の活性化と持続的な人口定着につなげます。
みらいとうぶ定住促進奨励金事業	「みらいとうぶ」で新たに住宅を取得する人を対象に、奨励金を交付し、移住・定住を促進します。若い世帯が安心して暮らせる居住環境を提供し、移住・定住を促進します。
公営住宅整備事業	志賀町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、建て替えを含めた公営住宅整備事業等を推進するとともに、既存住宅の点検強化や早期修繕により、更新コストを削減します。また、復興公営住宅の利活用も視野に適正化を検討します。
移住・定住促進事業	移住・定住専用ホームページ「しかまちぐらし」の更新や情報提供の充実をはじめ、住まいづくり奨励金、賃貸住宅家賃助成金、空き家リフォーム再生等助成金の各種制度の周知により、町外からの移住・定住を促進します。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
本町への年間移住者数(人)	5	10	15
個人面談した年間移住相談者数(人)	37	50	80
移住奨励金の年間交付件数(件)	33	50	75
志賀町ファンクラブ会員者数(人)	—	3,000	6,000

6-2. 観光を活用した地域交流の推進

本町には、能登金剛や巖門、旧福浦灯台、世界一長いベンチなど、魅力的な観光資源が点在しており、震災からの復興を契機に、能登の里山里海の魅力を効果的に発信し、地域ブランド価値を高めるとともに、観光客が安心して訪れることのできる環境整備を進めます。

また、震災からの能登の復興に向けて県が計画している絶景海道ロングトレイルの整備や能登駅伝の開催を通じて、隣接市町と連携した広域的な周遊型観光の取組を展開し、交流人口の拡大を図り、持続可能な観光振興の推進につなげます。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・多くの観光施設が被災し、立ち入りを制限している箇所もあることから、復旧にかかる修繕に加え、制限解除に向けた関係機関との調整が求められています。
- ・震災による風評被害や宿泊施設が確保できないことなどから、誘客推進が行えていない状況となっています。
- ・のと里山空港の利用減少により、利用促進に向けた取組が求められています。

【取組】

- ・観光施設の早期復旧を行い、地域のブランド価値向上を図ります。併せて、各種機関との連携のもと、日本遺産に認定された「北前船寄港地・船主集落」や世界農業遺産「能登の里山里海」の魅力を広く発信し、交流人口の拡大と地域活性化につなげていきます。
- ・県や企業と連携した観光イベントを実施し、観光地域づくり体制を強化するとともに、賑わいの創出と交流人口、関係人口の拡大を図ります。
- ・のと里山空港利用者への運賃助成を継続して実施するとともに、利用促進に向けたPRを各種協議会等と連携して進めます。

【主要事業】

事業名	事業の概要
能登の里山里海振興事業	本町の里山里海を題材にした絵画展の開催支援や世界農業遺産活用実行委員会への支援を行います。また、首都圏向けの魅力発信の強化や企業とのタイアップによるスタディツアーの実施に取り組みます。
能登スマートドライブプロジェクト実証事業	世界農業遺産に認定された能登の里山里海を活用した取組の一環として、電気自動車用の充電スタンドと公衆無線 LAN 環境を完備したポイントを設置し、観光客の利便性の向上につなげます。
新ほっと石川観光プラン推進ファンド事業	県や金融機関と連携し、能登地域を中心とした周遊型観光の推進を図ります。また、受け入れ体制の整備や地域の魅力発信、広域的な交通インフラを活用したイベント（トレイルランなど）と連携することで、地域経済の活性化と観光の持続可能性向上を図ります。
観光施設改修事業	滞在型観光の拠点施設として交流人口の拡大を図るため、いこいの村能登半島などの主要な観光施設の計画的な改修を行います。
アクアパークシ・オン改修事業	交流人口の拡大を図るため、道の駅の拠点施設、アクアパークシ・オンの改修を計画的に実施します。
地域交流型合宿等助成金交付事業	町内宿泊施設に延べ30人以上宿泊する町外の小学生以上の学生を対象とした合宿等に対し、費用の一部を助成し、宿泊需要の創出と交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化につなげます。
観光イベント支援事業	町の魅力を全国にPRする観光イベント等に対する補助を行い、地域の賑わいの創出と交流人口の拡大、関係人口の創出を図ります。
誘客促進レンタカー利用者宿泊助成金交付事業	レンタカーを借り、町内の宿泊施設で宿泊した人に対し、宿泊費の一部を助成し、宿泊需要の創出と滞在型観光の促進を図ります。
のと里山空港利用促進事業	のと里山空港利用者への運賃助成やのと里山空港利用促進同盟会との連携により、のと里山空港の利用促進と観光・産業の活性化を図ります。
福浦港観光拠点施設整備事業	福浦港の観光資源を最大限に活用し、遊歩道等の整備を行うとともに観光案内機能を充実させ、隣接する巖門観光地と一体となった観光エリアを形成します。これにより回遊性を高め、滞在時間の延長や地域経済の活性化を図るとともに、持続可能な観光モデルの確立を目指します。
道の駅とき海街道周辺の再整備事業 (再掲)	道の駅とき海街道の周辺は、世界一長いベンチやシーサイドヴィラ渤海など、地域を代表する魅力的な観光施設が集積しています。しかし、震災により多くの施設が甚大な被害を受けたことから、これを機に周辺エリアの再整備を進めます。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
年間観光入込客数(万人)	64	77	92
誘客促進レンタカー利用宿泊助成金年間交付者数(人)	727	872	1,046
のと里山空港利用促進助成金年間交付件数(件)	160	200	240



巖門



世界一長いベンチ



アクアパーク シ・オン



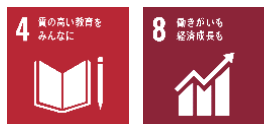
福浦港

6-3. 大学と地域の協働による地域創生の推進

本町では、地域の持続的な発展と地域資源の次世代への継承を目的として、大学との包括連携協定を締結し、地域振興や防災対策等の具体的な課題解決に向けた取組を進めています。

今後も大学との連携を推進し、地域課題の解決や新たな価値創出に向けた共創の取組を推進するとともに、福祉や医療・産業・教育・文化等の幅広い分野における交流と協働を進めます。これにより、次世代を担う人材の育成と地域の魅力と活力の向上を図り、持続可能なまちづくりの実現を目指します。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・コロナ禍や震災の影響により、連携協定に基づくデザイン教室や企画展の開催が困難な状況となりました。また、志賀町を描く美術展では、出品者数が年々減少しており、文化活動の継続と参加者拡大に向けた取組の強化が求められています。
- ・大学との包括連携協定に基づき、「教育・研究・文化・生涯学習及び人材育成」「地域振興及び産業振興」「防災、災害対策」「地域医療、保健及び福祉の向上」など幅広い分野において、大学の知見や人的資源を活用した実効性のある取組の推進が求められています。

【取組】

- ・本町のスポーツ、文化、芸術・芸能の普及に向けて、引き続き連携協定事業を継続して実施するとともに、専門的な知見や人材を活用した交流事業を推進し、町の活性化につなげます。
- ・包括連携協定を締結している大学の拡充を図り、地域課題解決に関する共同事業や学生参画型の地域活動を推進し、各種課題の改善を図り、持続可能な関係人口の拡大につなげます。

【主要事業】

事業名	事業の概要
大学との地域連携推進事業	連携協定を締結している大学（金沢大学・金沢美術工芸大学・日本体育大学・東洋大学・長岡技術科学大学など）との協働事業を積極的に推進し、大学の専門知識や研究成果を活用しながら地域課題の解決を図るとともに、地域産業や観光資源のブラッシュアップ、地域教育の充実、学生の地域参画による人材育成・人材共創につながる取組を展開します。
地域交流型合宿誘致事業	連携協定を締結している大学や企業を対象に、町内の体育施設や宿泊施設を活用した地域交流型合宿の誘致を積極的に推進し、地域住民との交流機会の創出を図り、交流人口の拡大と賑わいの創出につなげます。

【成果指標】

成果指標名	基準値	中間目標値	最終目標値
	2024年度	2030年度	2035年度
大学との地域連携協定の締結数(累計・件)	4	10	15
地域交流型合宿等事業費助成金年間交付者数(人)	80	3,000	5,000



大学との交流活動



地域団体との学生交流

6-4. 国際交流と広域連携の推進

本町では、豊かな文化や歴史をはじめとする町の魅力を広く発信するとともに、町民の国際感覚の醸成を目的として、これまで姉妹都市・友好都市との交流を推進してきました。

今後も、長年の信頼関係に基づく姉妹都市である福井県高浜町との交流を引き続き大切にし、相互の文化交流や情報交換を積極的に行っていきます。

これらの取組を通じて、地域が持つ独自のブランド価値の向上を図るとともに、関係人口の創出・拡大を推進し、持続可能で幅広い国際的・広域的な交流の基盤を構築することで、地域のさらなる発展につなげます。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・道の駅交流事業は、コロナ禍や震災の影響により中止を余儀なくされていましたが、交流事業の再開にあたっては、社会環境の変化を踏まえた事業内容の見直しと新たな事業形態や運営体制の構築を検討していく必要があります。

【取組】

- ・姉妹都市等との連携を推進し、他分野にわたる交流や魅力発信を通じて相互理解を深めるとともに、人的交流の促進による産業の振興や交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化につなげます。
- ・ジャパンテント留学生の活動への支援や本町で異文化交流活動を行う団体等への支援を行い、多様な文化に触れる交流機会の創出を図るとともに、地域の歴史や文化への理解促進と国際感覚を備えた人材の育成につなげます。

【主要事業】

事業名	事業の概要
道の駅交流事業	道の駅「ころ柿の里しか」と、和歌山県九度山町の道の駅「柿の郷くどやま」との交流を推進することで、両地域の資源を相互に活用し、観光の誘客力の拡大を図るとともに、連携と地域ブランドの強化を図ります。
姉妹都市等交流事業	姉妹都市の福井県高浜町との交流を深めるとともに、災害時相互応援協定を締結している白山市との連携を強化することで、地域間の人的交流を活性化し、災害対応力の強化を図り、広域連携による地域活力の向上につなげます。
国際交流団体の活動支援	ジャパントント留学生の活動を積極的に支援するとともに、本町で行われる異文化交流団体の活動を安定的にサポートする体制を整備します。地域住民と外国人が互いに学び合い、共生する機会を拡充することで、人材育成と地域活性化に寄与します。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
国際交流団体数(累計・団体)	1	2	2



施設視察の様子(福井県高浜町)



ジャパントントの様子

7-1. 地域活動の活性化と町民参加の推進

本町では、少子高齢化や核家族化の進行により、地域の支え合い活動の担い手不足や住民の参加意識の低下が課題となっているほか、震災により、地区集会所等が被災し、地域コミュニティ活動に影響が生じています。このため、地域活動の拠点となる集会所等の復旧、整備を進めるとともに、地域づくり団体への活動支援や地域の課題解決を担う人材の育成を推進し、町民が主体的に地域活動へ参画し、支え合いとつながりを育むまちの実現を目指します。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・地区集会所や神社などの地域コミュニティ施設の修繕には複数年を要するなど、再建等に係る支援期間が長期にわたることが見込まれます。
- ・町内で活動する地域づくり団体については、活動内容が十分に把握できていない状況があり、会議や研修等を通じて連携を図り、地域課題の解決や活動の活性化につなげることが求められています。

【取組】

- ・地区集会所や神社などの地域コミュニティ施設の修繕や建替え等の支援を実施し、地域コミュニティの再生を図ります。
- ・石川地域づくり協会と連携し、町内の地域づくり団体の地域活動の活性化や課題解決につながる地域づくり事業への支援を行います。
- ・地域の課題解決を担う人材やリーダーの育成を支援し、地域の自律性や主体性を高めるとともに、持続可能な地域づくりの推進につなげます。

【主要事業】

事業名	事業の概要
コミュニティ設備助成事業	地域コミュニティ活動を促進するため、宝くじの助成金を活用して、必要な設備等の整備に対し、助成金（1団体あたり上限250万円）を交付します。
集会所施設整備事業	地区の集会所施設の新築、増築などに補助金を交付し、地区コミュニティの維持と活性化を図ります。
バス停留所整備事業	路線バスや予約制乗合交通（しかばすいーじー）、スクールバスなどの安全運行や利用者の円滑な利用を促進するため、バス停留所施設設置事業と廃止路線に係る老朽化したバス停の解体に対する支援を行います。
地域づくり団体等の活動支援事業	地域づくり活動に関するNPOの設立支援、活動団体やボランティアの活動支援などに取り組みます。
地域の担い手・リーダー育成事業	現在の地域組織のリーダーはもとより、元気な高齢者や新たな移住者などを対象として、まちづくりを担う人材の育成を図るため、地域の課題解決を図る担い手やリーダー育成講習会の参加などに対する支援を推進します。
地域協働活動支援事業	町民参加による地域協働活動を支援するため、河川や公共施設管理等に対する経費の一部を助成します。
地域コミュニティ施設等再建支援事業	震災により被災した地域・集落の地域コミュニティを維持するために復旧が必要な施設等（集会所・神社など）の再建に要する経費を支援します。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
ボランティアセンター登録団体数(団体)	16	20	25



コミュニティ設備助成事業



再建支援事業により整備された笹波集会所

7-2.生涯学習と社会参画の推進

本町では、少子高齢化の進行に加え、震災の影響もあり、町民の生涯学習に対する意欲の低下が課題となっています。被災した生涯学習施設の早期復旧を進めるとともに、生涯学習センターでの各種講座の開催等による学習機会の提供や、地域の特性や独自性を活かした公民館事業の支援を行い、町民一人ひとりが自ら学び、地域に関わりながら心豊かに暮らせる社会の実現を目指します。

併せて、人権教育・啓発の推進により、年齢・性別・障がい・国籍などに関わらず、すべての町民が互いを理解し尊重し合い、差別や偏見のない安心して暮らせる地域社会の形成を目指します。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・生涯学習センターで開催している各種講座については、内容の恒常化もあり、参加者が減少傾向となるなど、新規講座の開設や受講内容の充実が求められています。
- ・コミュニティスクール（学校運営協議会）の設置に向け、行政だけでなく、各学校や地域と連携して進めていく必要があります。また、保護者の費用負担や安全確保等も協議しながら進めていくことが求められています。
- ・女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人などに対する差別や虐待といった人権課題に加えて、インターネット上における誹謗中傷などの人権侵害や多様な性への理解の促進など、現代社会特有の新たな人権課題が顕在化し、深刻化しています。

【取組】

- ・文化活動の拠点である生涯学習施設については、改修により機能の高度化を進めます。
- ・町民からの要望が高い教養講座の開催・充実、町内サークル活動を支援し、生涯学習活動の促進を図ります。また、地区公民館事業についても助成を行い、地域の特性や独自性を活かした事業の展開を支援します。
- ・子ども達が安心して活動できる拠点を設けて、地域住民との交流を促します。
- ・学校・家庭・地域が連携した心の教育を推進し、健全な青少年の人間形成を目指します。また、地域の協力を得ながら多種多様な世代間交流事業を実施し、体験を通じて郷土を愛する心を育みます。
- ・生活様式や意識・価値観の多様化等への対応に向け、男女共同参画の意識醸成と理解促進のための広報・啓発活動に取り組みます。
- ・ワーク・ライフ・バランスの啓発や普及により、就業面からの男女共同参画の推進や就労環境の改善を図り、社会活動に男女が平等に参画することができる環境づくりを推進します。
- ・社会全体で人権侵害のない共生社会の実現を目指し、小・中学校での人権教室や商業施設などでの街頭キャンペーンをはじめとする多様な機会を通じて人権啓発活動を行います。

【主要事業】

事業名	事業の概要
生涯学習施設改修事業	文化活動拠点の生涯学習施設については、改修により機能を高度化し、町民の生涯学習機会を拡充するとともに、地域の文化芸術活動の活性化を図ります。
公共施設利活用事業	旧福浦小学校を生涯学習拠点として草木染め教室や陶芸教室などの創作系講座を開講して、町民の学びの機会を拡充することにより、地域文化の継承と人材育成を促進します。
図書館運営事業	図書館資料の充実と安定的で安全な保管・保存体制を整備し、町民が身近に学びを深められる環境を創出し、図書館の利用機会を広く促進します。
生涯学習センター活性化事業	生涯学習センターを中心とする学習機会の拡充と地域コミュニティの活性化を図り、町民の学習ニーズに応じた教養講座の充実、町内サークルの活動支援を通じて、誰もが気軽に学び、地域社会の持続的な成長へ寄与する環境の整備を推進します。
花づくり推進事業	心豊かなまちづくりを推進する取組の一つとして、花苗を町内団体へ提供し、「花いっぱい運動」を通じて身近な自然とのふれあいを深め、地域の学びの機会を創出します。
文化振興支援事業	志賀町の魅力を美術作品として表現し、美術展を通じて地域文化の振興と教育・観光の相乗効果を生み出すことを目指します。開催にかかる費用を補助し、イベント運営を支援するとともに、町民の生涯学習機会の充実を図ります。
公民館活動補助事業	地域の生涯学習の拠点である地区公民館事業を支援・活性化し、それぞれの地域が有する特性や独自性を最大限に活かした学習・交流の機会を創出します。
心の教育推進事業	学校・家庭・地域が一体となって心の教育を推進し、心豊かでたくましい子どもを育成します。
ふるさと教育の推進事業	地域の歴史や文化に関する資料を活用した町民向け講座や小中学校への授業の実施など、ふるさと教育の推進と地域に誇りを持つことができる学習の充実を図ります。
世代間交流事業	保護者やPTA、地域の高齢者の協力を得て、児童・生徒が様々な体験を通じて郷土を知り、郷土を愛する心を育むため、世代間交流事業を行います。
男女共同参画活動推進事業	男女が互いの人権を尊重し合い、性別にとらわれず、一人ひとりの意欲と能力を最大限発揮できる社会の実現を図ります。教育・学習の機会の提供や啓発活動を通じて、町民全体の理解と参画を促進します。

事業名	事業の概要
ワーク・ライフ・バランスの啓発推進事業	企業に対して、仕事と家庭の両立の重要性と具体的な対策の必要性を広く周知し、自主的な取組の推進を働きかけるとともに、女性の登用促進に関する情報提供を行い、多様な人材が活躍できる環境整備を通じて、働き方改革の推進を図ります。
「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」の啓発推進事業	県が推進する「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度を周知し、企業における男女共同参画の取組を促進します。
人権教育・啓発推進事業	人権擁護委員や法務局と連携を図りながら、多様な学習機会の提供や情報発信、啓発活動を推進し、町民が人権尊重への理解をより深めやすい環境を整えていきます。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
文化ホール年間利用者数(人)	44,671	45,000	45,000
生涯学習講座の年間参加者数(人)	2,557	3,000	3,100
いしかわ男女共同参画推進宣言企業数 (累計・社)	13	14	14
町審議会等委員への女性登用率(%)	23.6	33.0	35.0



志賀町を描く美術展



人権に関する街頭啓発活動

7-3. スポーツの振興と地域交流の推進

本町では、少子高齢化や人口減少の影響により、地域のスポーツ活動の担い手や参加者の減少が課題となっていることに加え、体育施設が被災し、活動場所が制限されている状況となっています。被災した施設の早期復旧やスポーツイベントの開催のほか、担い手の育成を通じて、誰もが気軽に参加できる環境づくりを進め、地域の一体感の醸成や交流人口の拡大を図ります。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・体育施設については、老朽化に伴い、修繕が必要な施設が多くあります。また、管理運営においては、物価高騰や人件費の上昇により、指定管理料の増加が見込まれます。
- ・人口減少、少子化に伴い、各種スポーツ教室への参加者数の減少が見込まれます。また、体育施設が被災したことにより活動場所が制限されているため、施設の早期復旧が求められています。

【取組】

- ・体育施設の保守点検及び運動機器の更新を実施し、施設の充実と施設利用者の増加を図ります。また、施設管理費の抑制に向けて、引き続き指定管理制度による施設運営を行います。
- ・震災により被災した体育施設の早期復旧を進め、町民や団体が安心してスポーツを行うことができる環境を整備します。また、各種スポーツ教室や学校部活動の指導者等、地域スポーツの指導を担う人材育成を図ります。
- ・日本で開催されるスポーツの世界大会の合宿地として受け入れができるよう、関係機関と継続的な連絡体制の構築と調整を図り、交流人口の拡大に取り組みます。



リレーマラソン



スポーツ教室

【主要事業】

事業名	事業の概要
体育施設改修事業	スポーツを通じた交流人口の拡大を実現するため、震災による被災や経年劣化により機能低下した体育施設の改修を行います。町民が日常的に運動・学習・交流を行える場を提供するとともに、地域コミュニティのつながりを強化し、健康長寿と地域経済の活性化に寄与します。
体育施設運動機器整備事業	町民の健康増進を促進するための体育施設としての機能を強化するため、トレーニング機器の充実・更新を行います。日常的な健康づくりと生涯スポーツの推進を両立させ、地域のスポーツ振興と観光振興を同時に図ります。
体育施設指定管理事業	総合体育館を中心とした周辺施設について、民間の専門的な知見を活用し、効率的かつ効果的な管理運営を推進します。スポーツ・レクリエーションを中心とした活動展開を通じて、幼児から高齢者まで幅広い世代が一体となって健康づくりに取り組める環境を整備します。
スポーツ大会等開催支援事業	町民の体力向上と健康増進を総合的に図るとともに、スポーツ協会等が主催する各種大会の開催を支援し、参加機会の拡充や町民同士の交流を促進します。また、復興イベントを開催して、復興への意識を高めるとともに、町民の絆を育みます。
スポーツ教室等開催支援事業	各種スポーツ教室等を開催することで、スポーツ協会等によるジュニア育成を支援します。運動習慣の定着を促すとともに、チームワークや挨拶といった社会性の成長や競技力の向上を図ります。
生涯スポーツ促進事業	町民が生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で活動的な生活を送れる環境を整備するため、スポーツ協会やスポーツ推進委員への支援、全国大会出場者への助成などを通じて、多様なスポーツ活動を積極的に支援します。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
スポーツを行っている町民の割合(%)	7.7	7.9	7.9
体育施設年間利用者数(人)	77,640	79,000	80,000
スポーツ教室の実施団体数(累計・団体)	11	10	10

7-4. 歴史的文化の保全と活用

本町では、富木八朔祭礼や太鼓文化など、豊かな自然と歴史に育まれた伝統文化が現在まで引き継がれています。地域に根差した伝統芸能や有形・無形文化財等の保存・継承に向けた取組を支援し、地域住民や民間事業者との連携を図りながら伝統文化を次世代へ引き継ぐことで、地域間の交流促進や郷土愛の醸成、地域価値の向上を図ります。今後は、これらの伝統文化に関する記録やアーカイブの整備、後継者育成の仕組みづくりを進め、持続可能な保全体制を構築します。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・高齢化とともに伝統芸能の後継者が不足しており、消滅の危機に直面しています。無形文化財についても映像等で保存し、いつでも確認できるような体制づくりが求められています。
- ・加能作次郎、坪野哲久両文学賞については、少子化の影響により、応募作品数の減少が見込まれます。
- ・本町には多彩な歴史・文化遺産が存在していますが、保管・展示する施設がなく、町民や来訪者が見て、触れて、学ぶことのできる施設の整備が求められています。

【取組】

- ・人口減少が著しい地域を注視しながら、有形・無形文化財の保存に取り組むとともに、後継者不足により消滅の可能性が高いものについては、記録保存を行い、後世に残すことを検討します。
- ・加能作次郎、坪野哲久両文学賞の継続実施を支援し、郷土文学の理解と振興を図ります。
- ・図書館で郷土資料の収集、整理を行い、来館者が魅力ある郷土資料に触れる機会を創出し、郷土愛を育むことができる環境づくりを進めます。
- ・本町に現存する貴重な歴史・文化遺産を適正に保管・展示し、後世へ継承していくため、既存施設等を活用した資料館の整備について検討していきます。



矢駄獅子舞



旧福浦灯台周辺

【主要事業】	
事業名	事業の概要
郷土資料整備事業	郷土に関わる人々の伝承や文化活動、貴重な文献資料を網羅的に記録・保存し、次世代へ継承します。映像・音声・文書といった多様な媒体による整備を進め、学校や図書館、公民館、地域団体などで活用できる環境の整備を図ります。
郷土文学推進事業	郷土文学の理解と振興を図るため、加能作次郎文学賞や坪野哲久文学奨励賞などの支援を行います。
郷土芸能育成事業	郷土芸能を保存・伝承・育成し、地域の貴重な財産として次世代へ継承するため、関連イベントの開催や連携の強化、デジタル技術を活用した情報発信を通じて、郷土芸能の継続的な普及と地域ブランドの向上を図ります。
地域文化活性化事業	地域に息づく優れた伝統や文化を継承・発展させるとともに、地域住民が文化活動に参加する機会の拡充を図るため、いしかわ県民文化振基金を活用し、「館開嫁ほめ詞」をはじめとする各種文化活動を支援します。
文化財保護事業	地域の貴重な有形・無形の文化財を次世代へ継承するため、法令に基づく適切な保存・指定の取得及び運用を確保し、文化財保護の水準を高めるとともに、専門職員による調査・研究を通じて保存技術の向上を図ります。さらに、被災した文化財の復旧・改修を計画的に進め、地域の文化資源を持続的に活用できる体制を推進します。
日本遺産等地域文化継承事業	平成27年に「灯舞う半島 能登～熱狂のキリコ祭り～」が日本遺産に認定され、令和2年に「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落」が日本遺産に追加認定された歴史的価値を生かし、文化財の振興と地域の発展を図ります。
被災文化財等救援事業	震災から救出・避難した文化財について、専門的手法により記録・保存・公開を行い、地域の歴史認識と郷土愛を深めるとともに、町民の文化財に対する理解と保護意識の向上を図ります。
旧福浦灯台周辺整備事業	旧福浦灯台周辺の整備を行い、文化財の保全・活用を進めることで、地域の観光力を高めていきます。併せて、震災被害の現地調査で大量に発見された北前船関係の資料を活用し、地域の誇りとして未来へつなぐため、日本遺産北前船寄港地に認定されている福浦港に資料館の整備を検討していきます。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
郷土資料の収集数(件)	5	10	12

8

＜行政運営＞ 持続可能な行財政運営を推進するまち

8-1. 広報の充実と公聴活動の拡充

行政情報の発信においては、町民の多様なニーズに対応し、施策の意義を的確に伝えることが求められています。広報誌やホームページ、SNS等の多様な媒体を活用し、行政情報を分かりやすく、的確に発信する体制の強化を進めるとともに、町民の声を聴取し、行政運営に反映することができる環境整備を進め、町民に開かれた行政の実現を目指します。

さらに、双方向のコミュニケーションを促進する公聴の場を定期的に設け、参加しやすい時間帯の設定やオンライン手段の導入により、意見表明の機会の拡大を図ります。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・毎月発行している広報しかについて、印刷費用の高騰やデジタル版の普及により、印刷部数やカラーページ数の見直しが必要となっています。また、ホームページについては、見やすさ、利用しやすさの向上が求められています。
- ・町長が町民の意見を直接聞くなど、対話の機会を増やしてほしいとの要望が多く寄せられています。
- ・子どものまちづくりに対する意見を聴取し、その視点を今後のまちづくり施策に反映させる仕組みづくりが求められます。

【取組】

- ・行政情報や地域の行事等を分かりやすく確実に町民に提供する広報しかを発行するとともに、ホームページやSNS等を活用し、必要な情報を容易に取得することができる環境整備と情報発信の充実を図ります。
- ・町長と町民が身近に、気軽に語り合える場を設けるなど、町民の声を聴く機会の工夫を行います。
- ・子どものまちづくりに対する率直な意見や思いを聴取する機会を創出し、その声をまちづくりの施策や地域づくりに反映する仕組みを構築します。



町長との意見交換会
(町長といどばたトーク！)

【主要事業】

事業名	事業の概要
自主放送設備(ケーブルテレビ)の管理運営	自主放送チャンネル「しかチャンネル」を通じた災害時の緊急情報、地域密着の番組、議会放送といった公共性の高い情報を継続して提供していくため、新しい自主放送設備の運用モデルを導入します。新しいモデルでは、最新の技術と地域ニーズを反映させ、視聴環境の多様化に対応するとともに、運用コストの適正化と長期的な維持管理体制の確立を図ります。
「広報しか」の充実	町民満足度の向上、情報格差の縮小、災害時の迅速な情報伝達、地域イベントの参加率向上などにつなげるため、行政の業務内容をわかりやすく確実に町民に提供する「広報しか」の充実を図ります。
デジタルを活用した広報体制の充実	デジタルを核とした一体的な広報体制で、行政情報及びPRを詳細かつ迅速に発信することにより、町民の理解と参画を深め、行政サービスの利便性の向上を図ります。SNSやホームページを活用し、町民のニーズに見合った情報提供を推進します。
町長と町民の対話会の開催	町長と町民が身近に気軽に語り合える場を設け、町民と車座になって自由に話し合うという考えのもと、新たに対話会やSNS、オンライン会議等を開催するなど、町民の意見を聞く機会を創出します。



広報しか

8-2. 質を高める持続可能な行政運営の推進

本町では、歳入においては、税収が減少となる一方で、歳出においては、社会福祉費や公共施設の維持管理費等が増加傾向にあります。限られた財源と人材を有効に活用するため、業務の効率化や職員の能力向上に向けた人材育成、民間委託の活用等の行政運営を推進し、行政サービス水準を維持・向上させるとともに、安定的で持続可能な行政運営を目指します。

また、企業版ふるさと納税等の推進により、民間資金の積極的な活用を図るとともに、企業との連携を強化し、本町への資金の流れをつくります。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・企業版ふるさと納税の制度改正や寄付件数の増加に伴い、体制の見直しが必要です。
- ・寄付を検討している企業への分かりやすく魅力的な事業の説明及び寄付後の成果報告や関係性の維持が必要です。
- ・公共施設の指定管理料は、資材価格や人件費の高騰に伴い、増加傾向にあります。
- ・震災以降の職員の勤務状況を踏まえ、職員のメンタルケア等の健康管理に取り組んでいく必要があります。
- ・行政手続きのデジタル化に向けた取組を進めていますが、高齢者が多いことや活用機会が少ないことから、今後は、環境の整備が必要です。
- ・マイナンバーカードの利用やコンビニエンスストアでの各種証明書等の発行については、機器に不慣れな高齢者にとって抵抗感が強く、利用が進んでいない現状にあります。

【取組】

- ・効率的な行政運営を行うため、民間企業や寄付企業の開拓支援サービスと連携を図り、企業版ふるさと納税の積極的な活用を推進し、新たな財源を確保します。
- ・指定管理者制度の活用や業務の民営化等による民間活力の導入を進め、効率的かつ効果的な管理運営を推進します。
- ・職員研修や外部研修の積極的な参加を促し、行政職員の知識、技能の習得を図るとともに、職員の健康管理を考慮したメンタルヘルス研修を定期的を実施し、職員の健康増進を図ります。
- ・行政手続き等のデジタル化を推進し、利便性を高めることにより、高齢者をはじめ、すべての町民が迅速かつ公平な行政サービスを享受できる環境の整備を図ります。
- ・町内におけるマイナンバーカードの交付率は高いことから、コンビニエンスストアでの各種証明書の取得のメリットを丁寧に周知し、さらなる利用の促進を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の概要
固定資産(公会計管理)台帳作成事業	国が示した統一的な基準に基づく財務書類との連動性を確保するため、固定資産台帳を一元的に整備し、固定資産の取得・保有・償却に関する情報を正確かつ最新の状態で管理することで、適切な公会計の運用を図ります。
企業版ふるさと納税事業	企業版ふるさと納税を活用し、地方創生に資する事業の推進と新たな財源の確保を図ります。そのため、地域再生計画に基づき、寄付対象を明確化するとともに、企業ニーズや社会課題解決に資する事業を設定し、寄付の受入体制の充実を図ります。
人材育成の推進	職員に対する庁内研修や外部研修への継続的かつ積極的な参加、また個別受講を通じて、行政の高度化・専門化に対応する知識と技能の習得を図ります。
民間委託の推進	外部委託や指定管理者制度などの民間活力の活用により、行政サービスの向上や行政コストの抑制、事務の効率化を図ります。
行政のDX推進事業	デジタル技術を最大限に活用し、行政サービスの改善と効率化を推進します。具体的には、オンライン手続きのさらなる充実をはじめ、データの収集・分析・活用の高度化を図り、町民ニーズに的確に応えるサービスの提供を目指します。また、生成AIなどの最新技術を活用した業務支援により、迅速かつ質の高い行政サービスを提供するとともに、町民の利便性の向上を図ります。
人事評価システム導入事業	職員の360度評価の実施に当たって、現在の人事評価方法を見直し、システム導入により客観的な評価方法の確立と効率化を図ります。
コンビニ交付サービス事業	マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等で、住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書を取得できるサービスを積極的に周知し、町民の利便性を高めます。

【成果指標】

成果指標名	基準値 2024年度	中間目標値 2030年度	最終目標値 2035年度
経常収支比率(%)	93.7	90.0以下	90.0以下
実質公債費比率(%)	7.7	8.5	7.0
企業版ふるさと納税額(千円)	199,224	200,000	200,000
マイナンバーカード交付率(%)	79.8	90.0	95.0
コンビニ交付利用率(%)	26.0	35.0	40.0

8-3. 町有財産の適切な管理

少子高齢化や人口減少が進む中、持続可能な公共施設の運営の実現が求められています。町民の生活を支える公共施設の利用状況や維持管理コスト等を総合的に検証し、計画的かつ戦略的な公共施設の運営を行います。

また、施設の長寿命化を計画的に推進し、財政負担の軽減とサービス水準の維持を両立させ、町民が安心して利用できる公共施設の確保を図ります。

併せて、重複する施設の見直しや更新・統廃合の優先順位を明確化し、省エネルギー化やバリアフリー化を進め、ライフサイクルコストの縮減と利便性の向上を目指します。

【分野に関連するSDGsの目標】



【課題】

- ・公共施設の老朽化等に加え、震災による被害程度を考慮した優先順位付けにより、更新や統廃合等を計画的に行う必要があります。
- ・公共施設の照明設備は、蛍光灯及び安定器の製造・販売が順次終了することを踏まえ、今後、計画的にLED照明へ更新する必要があります。
- ・震災復旧事業を優先して進めることから、閉校、閉園した学校や保育園の解体が先送りとなり、解体費用の増加が見込まれます。
- ・今後の公共施設の建設及び管理運営などにあたっては、公民連携事業（PPP）を活用し、効率的かつ持続可能な運営体制を構築することが求められています。

【取組】

- ・被災状況を踏まえ、公共施設等の更新や統廃合を計画的に実施します。また、公共施設の長寿命化を進め、財政負担の軽減とサービス水準の維持を図ります。（再掲）
- ・公共施設の照明設備は、計画的かつ段階的にLED照明への更新を進め、省エネルギー化と設備の長寿命化を図ります。
- ・閉校、閉園した学校や保育園については、計画的に解体を進め、地域の安全性や景観の確保を図るとともに、跡地の有効活用を検討します。
- ・公共施設等の建設や管理運営などを行政と民間が連携して行い、行政の効率化と民間活力を導入した地域活性化を図ります。



富来支所庁舎・富来活性化センター



庁舎改修事業

【主要事業】

事業名	事業の概要
公共施設等総合管理計画 推進事業	公共施設の老朽化が進み、人口減少の影響や地震災害等のリスクの高まりといった要因により、今後の利用需要は大きく変化することが見込まれます。こうした状況を踏まえ、長期的な視点を持って、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を推進します。
公共施設照明設備LED 化整備事業	老朽化した照明設備は計画的にLEDへ更新し、消費電力の抑制とエネルギー効率の向上を図ります。保育施設や公民館など優先度の高い施設から段階的に実施し、年間電力使用量の削減と快適で安全な環境の確保を進めます。
旧小学校解体等整理事業	校区の再編により閉校となった学校施設のうち、老朽化や活用する予定のない施設については、順次解体します。
旧保育園解体等整理事業	施設の老朽化や園児の減少に伴い、閉園となった保育施設のうち、活用する予定のない施設については、順次解体します。
公民連携事業	公共施設の建設、維持管理、運営を行政と民間が協力して行う公民連携事業（PPP等）は、人口動態の変化や社会ニーズの多様化が進む中、運営の効率化やサービス向上が期待されるため、事業の活用を推進します。
庁舎改修事業	本庁舎については、平成5年の竣工から30年以上経過し、施設・設備の経年劣化が見られることに加え、震災により被害を受けたことから、計画的に改修（LED化を含む）を行います。
支所庁舎等改修事業	富来支所庁舎・富来活性化センターについては、平成6年の竣工から30年が経過し、庁舎・活性化センター施設全体の経年劣化が見られます。震災による被災もあり、各所に損傷箇所などが見受けられるため、計画的に改修を行います。
公用車購入事業	公用車の多くが一般的な走行距離を超過していることから、維持管理の負担軽減等を目的に、計画的な車両の更新を進めます。併せて、太陽光パネル設置や車庫内へのEV充電設備の整備を行い、PHEV・EVの計画的な導入を進めることで、脱炭素社会への貢献と災害時の非常電源の確保を図ります。

卷末資料

第 3 次志賀町総合計画 2026-2035

(1) 志賀町議会基本条例

○志賀町議会基本条例

平成 31 年 3 月 15 日

条例第 13 号

我が国の憲法と地方自治法は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する機関として、地方公共団体の設置を定めている。

志賀町議会は、地方分権時代における二元代表民主制のもと、執行機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指し、議会機能の強化を図っていく必要がある。

よって、志賀町議会は、地方自治のさらなる推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、町民の負託に応えていくことを決意し、この条例を制定する。

第 4 章 議会と行政との関係

(議決事件の拡大)

第12条 町民の直接選挙によって選ばれる町長及び議会議員によって構成される議会が、ともに町政における重要な計画等の決定に公平に参画する観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、志賀町総合計画にかかる基本構想とする。

(2) 志賀町総合計画等審議会設置要綱

○志賀町総合計画等審議会設置要綱

令和6年12月20日

告示第125号

(目的及び設置)

第1条 志賀町総合計画等を策定するにあたり、町長の諮問に応じて必要な事項を調査審議するため、志賀町総合計画等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、次に掲げる計画等の策定に関する事項について調査審議する。

- (1) 志賀町総合計画の調査審議に関すること。
- (2) 志賀町人口ビジョンの調査審議に関すること。
- (3) 志賀町創生総合戦略の調査審議に関すること。
- (4) 志賀町国土強靱化地域計画の調査審議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総合計画等の調査審議に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役職員又は職員
- (3) 関係行政機関の役職員又は職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見

を聴くことができる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月20日から施行する。

(志賀町創生総合戦略等策定委員会設置要綱の廃止)

2 志賀町創生総合戦略等策定委員会設置要綱（平成27年志賀町告示第58号）は、廃止する。

(3) 志賀町総合計画等策定委員会設置要綱

○志賀町総合計画等策定委員会設置要綱

令和7年4月1日

訓令第4号

(設置)

第1条 志賀町総合計画等（以下「総合計画等」という。）を策定するため、庁内に志賀町総合計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 志賀町総合計画の策定に関すること。
- (2) 志賀町人口ビジョンの策定に関すること。
- (3) 志賀町創生総合戦略の策定に関すること。
- (4) 志賀町国土強靱化地域計画の策定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総合計画等の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副町長を、副委員長は町参事兼総務課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に定める職を有する者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(策定部会)

第6条 委員長は、委員会の下に策定部会を置く。

- 2 策定部会は、第2条各号に規定する事務について、調査研究及び検討を行う。
- 3 策定部会の委員は、委員長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会及び策定部会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(志賀町地域創生本部設置要綱の廃止)

2 志賀町地域創生本部設置要綱（平成27年志賀町訓令第1号）は、廃止する。

附 則（令和7年7月1日訓令第8号）

この訓令は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

富来支所長、企画財政課長、デジタル情報課長、税務課長、住民課長、子育て支援課長、健康福祉課長、環境安全課長、商工観光課長、農林水産課長、まち整備課長、上下水道課長、会計課長、富来病院事務長、議会事務局長、学校教育課長、生涯学習課長

2 総合計画策定にむけた体制

・総合計画等審議会の設置

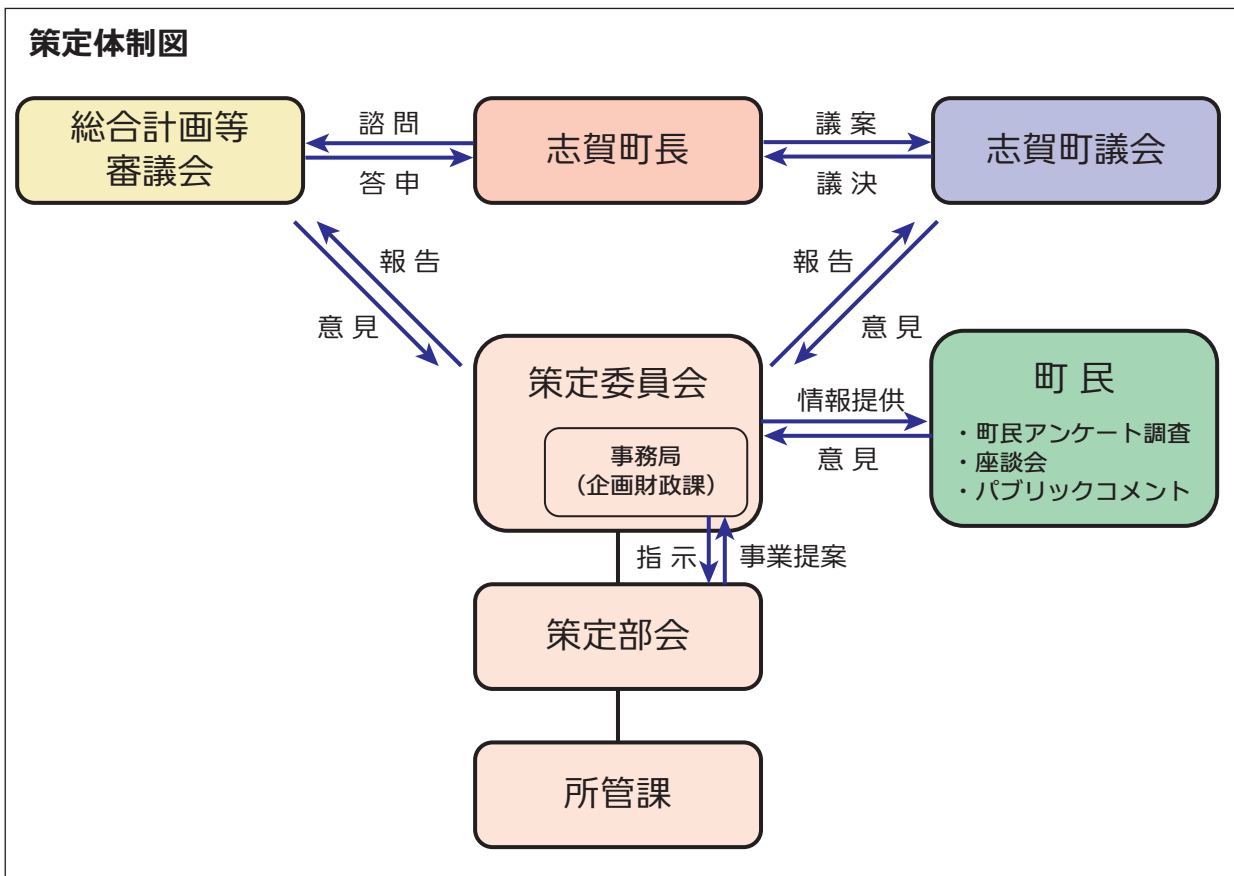
総合計画等の策定に向け、有識者や関係団体の代表者等で組織した審議会を設置。

・策定委員会及び策定部会の設置

総合計画等の策定に向け、庁内に策定委員会及び策定部会を設置。

・町民移行の把握、意見集約

地域の課題や町民、町内事業者のニーズを把握するため、アンケート調査等を実施し、意見を集約し、総合計画等への反映を行う。



3

志賀町総合計画等審議会 委員名簿

(20人)

氏名	所属団体名	役職名
○ 西野 辰哉	国立大学法人金沢大学理工研究域 地球社会基盤学系	教授
○ 前川 悟	志賀町区長会	会長
福田 晃悦	志賀町議会	議長
干場 昌明	志賀町老人クラブ連合会	会長
松村 和子	志賀町民生委員児童委員協議会	会長
河野 重樹	志賀町社会教育委員	議長
寺口 優美子	志賀町女性団体協議会	会長
佐田 秀嗣	志賀町PTA連合会	会長
大矢 栄一	志賀町スポーツ協会	会長
岡本 有友	志賀町文化協会	会長
徳楽 仁	志賀町校長会	会長
池野 敬	(一社) 羽咋都市医師会	会長
中田 明	志賀町商工会	事務局長
寺岡 才治	富来商工会	会長
新谷 克己	志賀農業協同組合	代表理事組合長
久木 真作	石川県漁業協同組合西海支所	支所運営委員長
山口 圭司	(一社) 志賀町観光協会	理事長
濱本 和彦	能登中核工業団地協議会	会長
武田 慶介	(株) 北國銀行	羽咋エリア統括店長
杉本 拓哉	(一社) 能登官民連携復興センター	専門部門 マネージャー

(前任者)		
谷内山 誠	志賀町PTA連合会	会長
安江 眞博	志賀町文化協会	会長
板岡 和之	志賀町校長会	会長
山崎 晴久	能登中核工業団地協議会	会長

◎会長 ○副会長

4

志賀町総合計画等策定委員会・策定部会 委員名簿

志賀町総合計画等策定委員会

(19人)

氏名	所属	職名
◎ 山森 博司	執行部	副町長
○ 村井 直	総務課	町参事兼総務課長
町居 義人	富来支所	支所長
花島 博之	企画財政課	課長
三野 善明	デジタル情報課	課長
瀧川 哲也	税務課	課長
横田 義浩	住民課	課長
畑中 豊一	子育て支援課	課長
木村 英敏	健康福祉課	課長
上滝 達哉	環境安全課	課長
大家 英明	商工観光課	課長
細川 直樹	農林水産課	課長
前田 稔	まち整備課	課長
徳田 敦史	上下水道課	課長
東山 和憲	会計課	会計管理者
笠原 雅徳	富来病院	事務長
池端 久幸	議会事務局	局長
大島 信雄	学校教育課	課長
加茂野 敏	生涯学習課	課長

◎委員長 ○副委員長

志賀町総合計画等策定部会

(18人)

氏名	所属	職名
山口 宗浩	総務課	課長補佐
茶畑 勝昭	富来支所	次長
藤田 健人	企画財政課	主幹
橋田 美華	デジタル情報課	参事
石田 眞悟	税務課	参事
前 理加	住民課	参事
山口 宏之	子育て支援課	課長補佐
泉 満仁	健康福祉課	参事
寺門 克之	環境安全課	課長補佐
道辻 宗敬	商工観光課	課長補佐
伴 政博	農林水産課	課長補佐
小門前 哲也	まち整備課	主幹
坊城 智信	上下水道課	課長補佐
戸田 真紀美	会計課	課長補佐
宮川 信顕	富来病院	参事
坂上 大輔	議会事務局	次長
高蔵 亜由美	学校教育課	課長補佐
松田 睦夫	生涯学習課	課長補佐

事務局

氏名	所属	職名
飯田 一也	企画財政課	参事
山下 貴光	企画財政課	主幹
南 龍太郎	企画財政課	主幹
前田 世界	企画財政課	主事
株式会社URリンケージ		コンサルタント

5

策定の経過

年月日	内容	摘要
令和7年2月21日	志賀町総合計画等審議会 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・町長挨拶及び諮問 ・策定方針、策定体制、策定スケジュールについて ・町民アンケート調査について ・人口ビジョンの考え方と町の現状について
令和7年3月6日	志賀町議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画等の策定方針について
令和7年5月7日	志賀町総合計画等策定委員会 (第1回) 志賀町総合計画等策定部会 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・策定方針、策定スケジュールについて ・町民アンケート調査について
令和7年5月12日 ～30日	一般町民アンケートの実施	1,000人対象、451件回収 (WEB併用)
	中高生アンケートの実施	45人対象、39件回収
	外国人アンケートの実施	10人対象、5件回収
令和7年6月3日	志賀町総合計画等策定部会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次総合計画の検証と総合計画素案の検討
令和7年6月16日	志賀町総合計画等策定部会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画素案の検討
令和7年6月25日	志賀町総合計画等審議会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次志賀町総合計画検証結果報告 ・町民アンケート調査速報結果報告 ・第3次志賀町総合計画策定の流れについて ・志賀町の人口の将来展望・目標人口の設定について ・第2期志賀町国土強靱化地域計画の策定方針について
令和7年6月25日 ～7月31日	団体アンケートの実施	16団体対象、12件回収
令和7年7月23日	志賀町総合計画等策定部会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画素案の検討
令和7年8月25日	志賀町総合計画等策定委員会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・志賀町の人口の将来展望・目標人口の設定について ・町民アンケート調査の集計結果報告 ・総合計画策定の素案の検討
令和7年8月28日	志賀町総合計画等審議会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・町民アンケート調査の結果報告 ・総合計画の素案の審議
令和7年9月10日	志賀町総合計画等策定部会 (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の素案 (基本計画) の検討
令和7年10月17日	志賀町総合計画等策定部会 (第6回)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の素案 (成果指標) の検討
令和7年10月24日	志賀町議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画等の素案の審議
令和7年11月10日	志賀町総合計画等策定部会 (第7回)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の素案 (基本計画) の検討

年月日	内容	摘要
令和7年11月17日	志賀町総合計画等策定委員会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画素案の検討 ・創生総合戦略・人口ビジョンの素案の検討 ・国土強靱化地域計画の素案の検討
令和7年11月21日	志賀町総合計画等審議会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の素案(基本計画)の審議 ・創生総合戦略・人口ビジョンの素案の審議 ・国土強靱化地域計画の素案の審議
令和7年12月11日	志賀町議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画等の素案の審議
令和8年1月14日	志賀町総合計画等策定部会 (第8回)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画(主要事業)の検討
令和8年2月26日	志賀町総合計画等策定委員会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画(案)の審議 ・創生総合戦略・人口ビジョン(案)の審議 ・国土強靱化地域計画(案)の審議
令和8年2月27日	志賀町議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次志賀町総合計画等(案)の審議
令和8年3月2日	志賀町総合計画等審議会 (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画(案)の審議 ・創生総合戦略・人口ビジョン(案)の審議 ・国土強靱化地域計画(案)の審議 ・答申
令和8年3月19日	志賀町議会定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次志賀町総合計画基本構想の策定について ・議決

【町長といどばたトーク！】

概要：能登半島地震からの復旧・復興に関する意見や要望のほか、町民が日ごろから感じている暮らしの課題や身近な意見などに関する町長との意見交換会(座談会)

開催日：令和7年7月27日(日)～8月9日(土)

開催場所：町内16地区

【パブリックコメント】

募集期間：令和8年3月3日(火)～3月10日(火)(8日間)

募集方法：フォーム、郵送

周知方法：町ホームページ掲載

結果：意見の概要及び町の回答をホームページに掲載

6

町民アンケート 概要

・調査の目的

第3次志賀町総合計画の策定にあたり、町民及び町内で活動する各種団体の今後10年のまちづくりに対する意向及び現総合計画の施策に対する評価を把握するため、調査を実施した。

・調査対象及び調査方法

	町 民	中高生
調査対象者	無作為に抽出した18歳以上の町民	志賀中学校・富来中学校・志賀高校の生徒
調査数	1,000人	45人
調査方法	郵送配布・郵送回収 (WEBアンケートによる回収も含む)	町職員による各学校への配布 郵送回収もしくは役場へ持参
調査時期	令和7年5月12日(月)～令和7年5月30日(金)	
調査票回収数	451件	39件

	外国人	各種団体
調査対象者	町内事務所に勤務する外国人就業者	町内で活動する各種団体
調査数	10人	16団体※
調査方法	町職員による町内事務所への配布 郵送回収もしくは役場へ持参	第2回志賀町総合計画等審議会において、各種団体の関係者へ配布 郵送回収もしくは役場へ持参
調査時期	令和7年5月12日(月) ～ 令和7年5月30日(金)	令和7年6月25日(水) ～ 令和7年7月31日(水)
調査票回収数	5件	12件

※各種団体一覧

- ・ 志賀町区長会
- ・ 志賀町老人クラブ連合会
- ・ 志賀町民生委員・児童委員協議会
- ・ 志賀町社会教育委員
- ・ 志賀町女性団体協議会
- ・ 志賀町PTA連合会
- ・ 志賀町スポーツ協会
- ・ 志賀町文化協会
- ・ 志賀町校長会
- ・ 一般社団法人 羽咋都市医師会
- ・ 志賀町商工会
- ・ 富来商工会
- ・ 志賀農業協同組合
- ・ 石川県漁業協同組合 西海支所
- ・ 一般社団法人 志賀町観光協会
- ・ 能登中核工業団地協議会

令和8年3月2日

志賀町長 稲岡 健太郎 様

志賀町総合計画等審議会
会長 西野 辰哉
(公印省略)

第3次志賀町総合計画等(案)について(答申)

令和7年2月21日付けで諮問のありました標記のことについては、本審議会における審議の結果、別冊のとおり決定しましたので答申します。

ア行

IoT（モノのインターネット）

家電や自動車などのモノをインターネットに接続する技術

ICT（情報通信技術）

コンピュータ、ネットワーク、通信機器などの情報及び通信に関する技術の総称

空き家バンク

空き家対策の一環として行われる自治体が運営する空き家の情報提供システム

EV

「電気自動車」のことであり、環境にやさしい自動車

いしかわ就職・定住総合センター（ILAC）

石川県内への移住や就職を希望する人に対する相談、マッチングを国と県が一体となって行う組織

インバウンド

観光やビジネス、留学などを目的として日本を訪れる外国人

インフラ（社会基盤）

水道、道路、電気網、通信設備などの、生活や産業の基盤となる設備や施設

AI（人工知能）

人間の知能を模倣し、学習や推論を行う技術を持つ人工知能

ALT

英語の授業において外国語指導助手としての役割を担う教師

NPO（非営利団体）

団体の構成員に対する収益の分配を目的とせず、様々な社会貢献活動を行う団体の総称

温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）やメタンなど、大気中の熱を吸収する性質のあるガス

オフグリッド

水道、電気、ガスなどを公共インフラに依存せず、独立して確保できるようにする状態

オンライン化

インターネットに接続し、オンライン上での管理や操作が可能な環境を構築すること

力行

仮設住宅

災害で家屋を失い、自力での住宅確保が困難な方のために、行政が貸与する仮の住宅

関係人口

過去に勤務や居住、滞在経験等がある方など、地域と多様に関わる人々の総称

カントリーエレベーター

稲作農家が共同利用することができる、貯蔵サイロと大型乾燥機が一体となった倉庫

官民連携

官（行政）と民（民間企業等）が連携し、公共サービスを含めた様々なサービスを提供する取組

企業版ふるさと納税

国が認定した地域再生計画に位置づけられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄付を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組み

義務教育学校

小学校の6年間と中学校の3年間で一貫した教育を行う学校

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

合計特殊出生率

1人の女性が一生の間に産むと想定される子どもの平均数を示す指標

公費解体

特定非常災害に指定された災害によって損壊した家屋等を、行政が所有者に代わり解体・撤去すること

心のバリアフリー

施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障害者等の困難を自らの課題として認識し、心のバリア（障壁）を取り除き、その社会参加に積極的に協力すること

コミュニティ施設

公民館や福祉センターなど、地域住民の交流や活動の場として利用することができる施設

サ行

再生可能エネルギー

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった温室効果ガスを排出せず、繰り返して継続的に利用できるエネルギー

サイバー攻撃

コンピューターやネットワークを利用して企業や組織のシステムに不正侵入し、データの窃取や改ざん、システムの破壊などを目的として意図的に実行される攻撃行為

GX（グリーントランスフォーメーション）

化石エネルギーを中心とした現在の産業構造・社会構造を、クリーンエネルギー中心へ転換する取組

循環型社会

大量採取・生産・消費・廃棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めることで環境への負荷を最小限に抑えることを目指す社会

ストックマネジメント

機能診断、劣化予測を経て、適切な対策工法のシナリオを策定し、ライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定する一連の技術体系

創造的復興

震災前の姿に復元するのではなく、もともとあった課題を踏まえ、未来志向に立って以前よりも良い状態へ持っていく復興理念

タ行

第一次救急医療（二次救急医療機関・三次救急医療機関）

第一次救急医療は、軽症患者（帰宅可能患者）に対して、休日・夜間急患センターや在宅当番医などが対応する救急医療のこと。二次救急医療機関は、中等症患者（一般病棟入院患者）に対して、休日・夜間でも当番制で連携して対応する病院群のこと。三次救急医療機関は、高度で専門的な治療を要する重症患者（集中治療室入院患者）に対して、24時間体制で受け入れる機関のこと

脱炭素社会

二酸化炭素やメタンといった温室効果ガスの排出量を、“実質ゼロ”にする社会

地籍調査

一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査

DX（デジタルトランスフォーメーション）

デジタル技術を活用して、企業のビジネスモデルや社会的価値を変革すること

デマンド交通

利用者のニーズ（需要）に対して柔軟に運行する公共交通システム

テレワーク

ICT（情報通信技術）を利用することで、従業員がオフィスに出勤せず自宅やカフェなど、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方

都市機能

医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業などの都市の生活を支える機能

ナ行

二地域居住

都市と地方の二つの拠点に住居を構えて生活すること

妊活

「妊娠活動」の略

農業インターンシップ

在学中の学生や農業従事希望者などが企業・農業法人等に一定期間、就業体験すること

ハ行

ハザードマップ

自然災害が発生した際に想定される危険な場所や避難場所、避難経路などを地図上にまとめたもの

ビッグデータ

従来のデータ処理技術では管理や解析が難しいような、膨大かつ複雑で頻繁に更新される多様なデータ群のこと

復興基金

被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細やかに対処することができる資金

復興公営住宅

災害により住宅を失い、自力での住宅再建が難しい世帯のために、市町が国の助成を受け整備する賃貸住宅（公営住宅）

ふるさと納税

自分の故郷や応援したい自治体など、居住地以外の都道府県・市区町村へ寄付することで、所得税や住民税の控除を受けることができる制度

包括連携

自治体と企業・大学・団体が、地域の抱える様々な問題の解決を目指して協力する取組

防災公園

災害時に避難場所や救助活動の拠点として利用される公園

防災士

地域の防災意識の啓発、防災力の向上に努め、災害発生時には避難誘導・救助にあたる人。日本防災士機構が認定する民間資格

マ行

水循環システム

雨水や地下水の利用、生活排水の再利用など、水資源を有効活用する仕組み

みなし仮設住宅

仮設住宅として利用されているアパートなどの民間賃貸住宅

ヤ行

U・I・Jターン

大都市圏等の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは、生まれ育った故郷から進学や就職を期に都会に移住した後、再び故郷に移住すること。Iターンは、故郷から別の地域に移住すること。Jターンは、故郷から都会に移住した後、故郷に近い地方都市に移住すること

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害の有無、文化や言語の違いなどによらず、誰にとっても分かりやすく、使いやすい設計

ラ行

ライドシェア

車の運転を職業としない一般のドライバーが有償で顧客を送迎する制度

ライフサイクルコスト

建物においては、計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額

ライフライン

水道、電気網など、日常生活に必要不可欠なものを供給する設備

連携復興センター（一般社団法人能登官民連携復興センター）

地域団体等に伴走し、全国の産官学金の様々な支援を効果的に結びつける中間支援組織

ワ行

ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと

ワンストップサービス

関連するすべての作業・手続を、一度あるいは1ヶ所で完了できるようになっているサービス



第3次志賀町総合計画

令和8年3月発行

発行：石川県志賀町

〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

TEL：0767-32-1111 / FAX：0767-32-3933

Mail：kikaku-zaisei@town.shika.lg.jp

ホームページ：https://www.town.shika.lg.jp

編集：志賀町企画財政課